

東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書

令和 8 年 9 月

東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会

用語の定義

「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会」がとりまとめる報告書（以下、「本報告書」という。）において、以下のとおり用語を定義する。

【大規模水害】

広範囲・長期間の浸水により、膨大な数の避難者が発生し、自らの自治体内の避難所・避難場所だけでは避難者を収容できず、自治体の行政区域を越える避難（広域避難）が必要となるような規模の水害のこと。

【東京東部低地帯】

東京都東部に広がる、海拔ゼロメートル地帯を含む低地域のこと。

【海拔ゼロメートル地帯】

海岸付近で地表標高が満潮時の平均海水面よりも低い土地のこと。

【自宅等からの避難（＝立退き避難）】

ハザードマップ等に掲載されている洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、高潮浸水想定区域、津波浸水想定等や、そのような区域に指定されていない又はハザードマップ等に掲載されていないものの災害リスクがあると考えられる地域（中小河川沿い、局所的な低地、山裾等）（以下「災害リスクのある区域等」という。）の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。災害対策基本法第 60 条第 1 項に規定される避難行動の基本である。

【屋内安全確保】

ハザードマップ等で自宅等の浸水想定等を確認し、少なくとも以下の①～③の条件をすべて満たしている場合に、自宅の上階等、安全な場所に留まること（待避）等により、住民が自らの判断で計画的に身の安全を確保すること。

- ① 自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないこと。
- ② 自宅等に浸水しない居室があること。
- ③ 自宅等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること。

【自主避難（＝自主的な避難）】

住民自らが、災害リスクのある区域外等に所在する安全な親戚・知人宅やホテル・旅館等、行政が指定した避難先以外の場所を避難先として確保し、避難すること。

【垂直避難】

近隣のマンションやビル等、身の安全の確保が可能な建物の浸水しない上階への移動により、身の安全を確保すること。

【緊急安全確保】

災害が既に発生し、又は発生が切迫している状況において、高台部等への立退き避難を安全に行うことが困難となった場合に、命の危険から身の安全を可能な限り確保すること。また、この行動を求めるフェーズにおける避難情報。

【広域避難】

自自治体の行政区域を越えて、浸水想定区域外等の安全な地域へ避難すること。

【広域避難者】

自自治体の行政区域を越えて、浸水想定区域外等の安全な地域へ避難する避難者のこと。

【広域避難自治体】

広域避難の実施を検討している自治体のこと。

【運営要員】

広域避難先施設を運営するため、広域避難自治体が派遣する職員等のこと。

【広域避難先施設】

災害対策基本法第 60 条第 2 項で規定する「その他の避難場所」にあたる、行政が用意する広域避難者を受け入れる施設のこと。

【広域避難先施設立地自治体】

広域避難先として確保した施設が立地している自治体のこと。

【広域避難先施設管理者】

広域避難先としての施設利用について協定等を締結した当該施設の管理者のこと。

【広域避難に関する情報】

住民に広域避難等の避難行動を促すために行政が発信（発信・発令）する情報のこと。

【具体化検討会】

「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」のこと。

【旧検討会】

「首都圏における大規模水害広域避難検討会」のこと。

【中防WG】

「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」のこと。

【江東5区】

東京東部低地帯に位置する、墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区の5つの区の総称。荒川・江戸川の堤防が決壊などの大規模水害の発生により、場所によっては2週間以上にわたり浸水が継続する地区もあることから、協議会を発足し、「江東5区大規模水害広域避難計画」をとりまとめるなど、共同で広域避難の検討を進めている。

はじめに

近年、気候変動等の影響により風水害が激甚化・頻発化しており、暴風、波浪、高潮に係る特別警報が発表されるような、数十年に一度の強度の台風等による大規模被害の発生が懸念されている。

とりわけ、鉄道網や道路網が発達し、多くの住民が暮らす東京東部低地帯では、海拔ゼロメートル地帯が広がり、荒川や江戸川の氾濫や東京湾の高潮等が発生した場合、広範囲で長期間にわたる浸水が想定されている。このため、行政区域内での避難のみでは対応が困難となるおそれがあり、住民の安全確保の観点から、行政区域を越える「広域避難」の確立が必要である。

こうした状況を踏まえ、内閣府と東京都は、平成30年6月に、共同で「首都圏における大規模水害広域避難検討会」（以下「旧検討会」という。）を設置し、関係機関間の役割分担や連携について検討を進め、「広域避難計画策定支援ガイドライン（令和4年3月）」を取りまとめた。

さらに、令和4年6月には、同ガイドラインを踏まえ、関係機関が広域避難計画を策定するフェーズに移行するため、「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」（以下「具体化検討会」という。）を設置した。

具体化検討会では、旧検討会の構成員を基礎としつつ、新たに報道機関や通信事業者等を加え、広域避難先の開設・運営方法、広域避難先への避難手段や誘導方法、広域避難における情報発信のあり方等について検討を行った。その結果、令和6年3月には、関係機関が「共通認識」のもとで各々が実施する対応のタイミングと内容を共有する「首都圏大規模水害広域避難タイムライン」を、令和7年3月には、行政区域を越える住民の避難が必要な自治体が策定する広域避難計画のベース（ひな型）となる「首都圏大規模水害広域避難計画モデル」を取りまとめた。

これらの取組を踏まえ、東京都と関係自治体は、それぞれの広域避難計画等の策定又は改定に資する検討を行うとともに、広域避難の円滑かつ確実な実施に向けた連携体制の構築を目的として、「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会」を設置し、広域避難を中心とする住民避難に係る検討や課題整理を進めた。

本報告書は、「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会」の成果として、「首都圏大規模水害広域避難タイムライン」及び「首都圏大規模水害広域避難計画モデル」等を踏まえ、東京東部低地帯の実情に即して内容の充実を図った上で、特別警報級の台風の接近に伴う大規模水害発生のおそれがある段階からの広域避難を中心とする住民避難に係る対応について、東京都や関係自治体ごとに差異が生じないよう、東京都・関係自治体間で共有すべき、基本的な考え方、役割分担及び情報共有のタイミング等を示す「東京東部低地帯の大規模水害時広域避難計画モデル」を、東京都及び関係自治体における広域避難に係る計画の策定又は改定にあたっての共通の前提としてとりまとめるものである。

本「報告書」は、2部構成としている。

第1部においては、「首都圏大規模水害広域避難計画モデル」等を踏まえ、避難の実効性を左右する「避難情報の発信」と、東京東部低地帯における広域避難と不可分な「避難手段の確保」及び「広域避難先の開設・運営」を中心に、東京都、関係自治体及び関係機関等の連携事項を整理している。

また、第2部においては、第1部を踏まえ、東京都及び関係自治体が、広域避難を中心とする住民避難に係る対応の具体化を進めるに当たり、双方の対応を一体的に展開していく必要があることから、情報共有のタイミングを明確化するとともに、各主体が同時に実施すべき対応を実務的に整理し、東京都及び関係自治体の広域避難に係る計画をより実効性の高いものとする 것을 目的に、複数の関係自治体や関係機関をつなぐ役割を担う東京都が実施する「広域避難に関する情報の発信強化」、「鉄道等の避難手段の確保」、「広域避難先施設の開設・運営」などの対応について、「首都圏大規模水害広域避難タイムライン」における東京都の「機関表」を基に、その取組や手順の案をより具体的に例示するものである。

なお、今後の東京都及び関係自治体における広域避難に係る計画の策定又は改定に向けた検討の深化や、新たな整理事項の蓄積等を踏まえ、必要に応じて本報告書を改訂するものとする。

第 1 部

第 1 部 目次

1. 対象とする災害.....	2
1.1 対象災害.....	2
1.2 対象地域.....	6
2. 大規模水害時の住民避難の考え方.....	7
2.1 避難行動パターン.....	7
2.2 避難行動パターン別の避難者数.....	9
2.3 避難のタイミング.....	11
2.4 広域避難に関する情報.....	12
2.5 時間軸（フェーズ）の設定.....	18
3. 広域避難に関する情報の発信・発令.....	19
3.1 広域避難に関する情報の発信・発令.....	19
3.2 広域避難に関する情報の伝達手段.....	22
4. 避難手段・避難誘導.....	25
4.1 避難手段.....	25
4.2 避難誘導.....	33
5. 広域避難先施設.....	34
5.1 広域避難先施設との協定締結【平時】.....	34
5.2 広域避難先施設の開設運営計画の作成【平時】.....	35
5.3 大規模広域避難先施設の開設・運営.....	36
5.4 中小規模広域避難先施設の開設・運営.....	38
6. 首都圏大規模水害広域避難タイムライン.....	41
7. 平時の普及啓発.....	43

1. 対象とする災害

1.1 対象災害

対象災害は、広範囲・長期間の浸水により、膨大な数の避難者が発生し、自らの自治体内の避難所・避難場所だけでは避難者を収容できず、自治体の行政区域を越える避難（広域避難）が必要となるような規模の水害とする。

本報告書では、海拔ゼロメートルのエリアが広がっている東部低地帯に影響する一級河川の荒川・江戸川の洪水と東京湾の高潮を対象とする。

対象災害により浸水が想定される範囲は、荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所・江戸川河川事務所が作成した、荒川・江戸川の洪水浸水想定区域（想定最大規模）と東京都港湾局が作成した東京都高潮浸水想定区域（想定最大規模）とする。

表 対象災害により浸水が想定される範囲

種類	地域・河川	浸水想定区域図
洪水	荒川	荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)(平成 28 年 5 月指定)
	江戸川	利根川水系江戸川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)(平成 29 年 7 月指定)
高潮	東京湾	東京都高潮浸水想定区域図(想定最大規模)(平成 30 年 3 月作成) ※令和 6 年 12 月に区域図は改定されているが、本報告書では、上記をもとに住民避難の考え方を定めている。

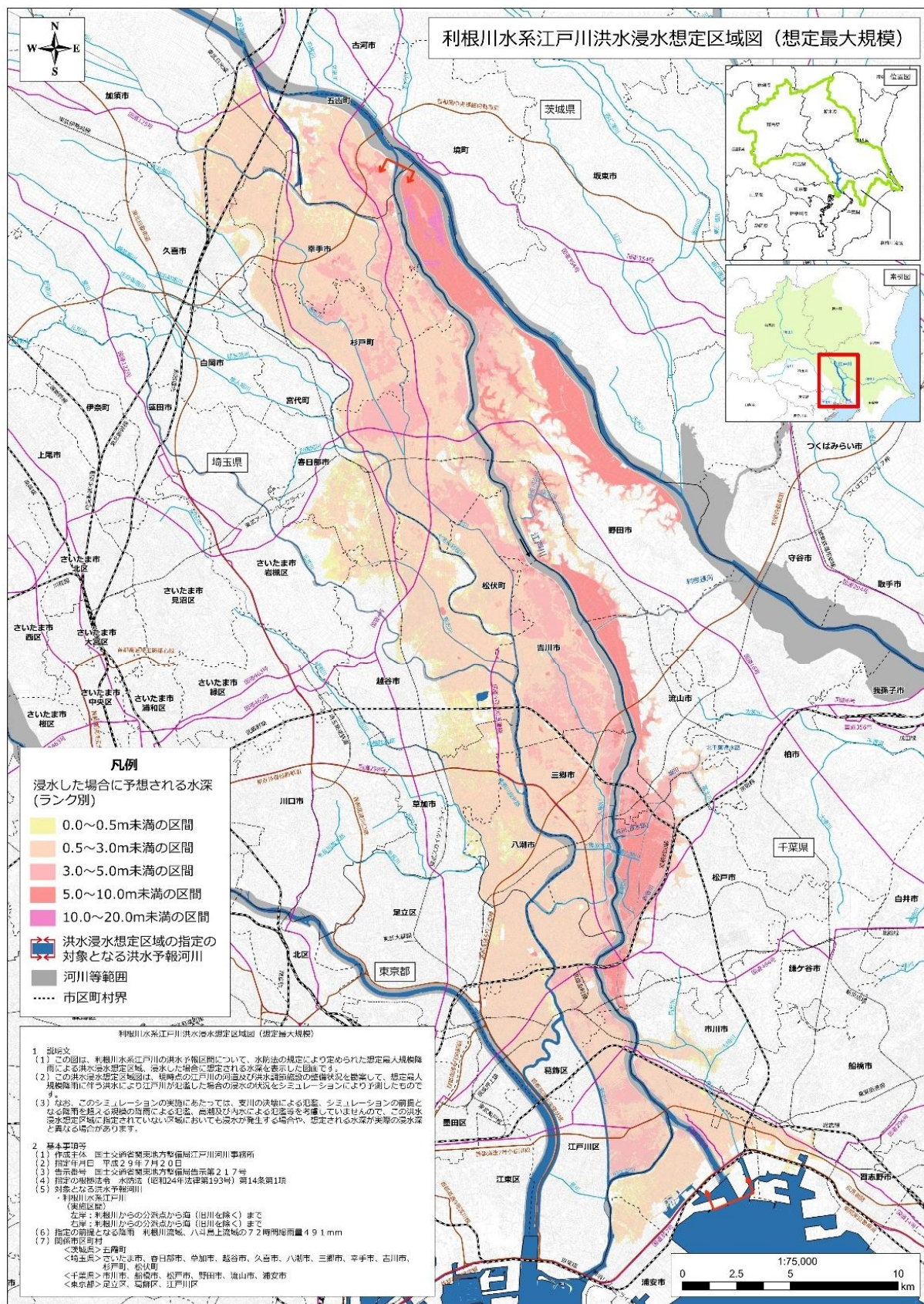
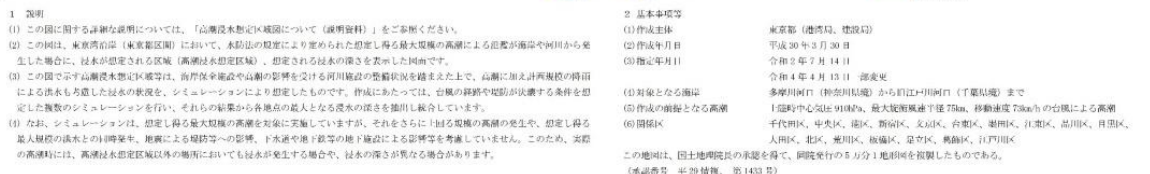


図 利根川水系江戸川洪水浸水想定区域図 (浸水深)



5

1.2 対象地域

対象地域は、対象災害の浸水想定区域を重ね合わせた区域にかかる区を基本とする。

本報告書では、「1.1 対象災害」に示すとおり、対象災害を東京都における荒川・江戸川の洪水と東京湾の高潮としていることから、対象地域は浸水想定区域（想定最大規模）にかかる17区となるが、広域避難計画を優先的に策定する必要があると考えられる地域として、家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水継続時間が長いことなどを踏まえ、10区（中央区、台東区、墨田区、江東区、北区、板橋区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区）を「広域避難自治体」と想定する。

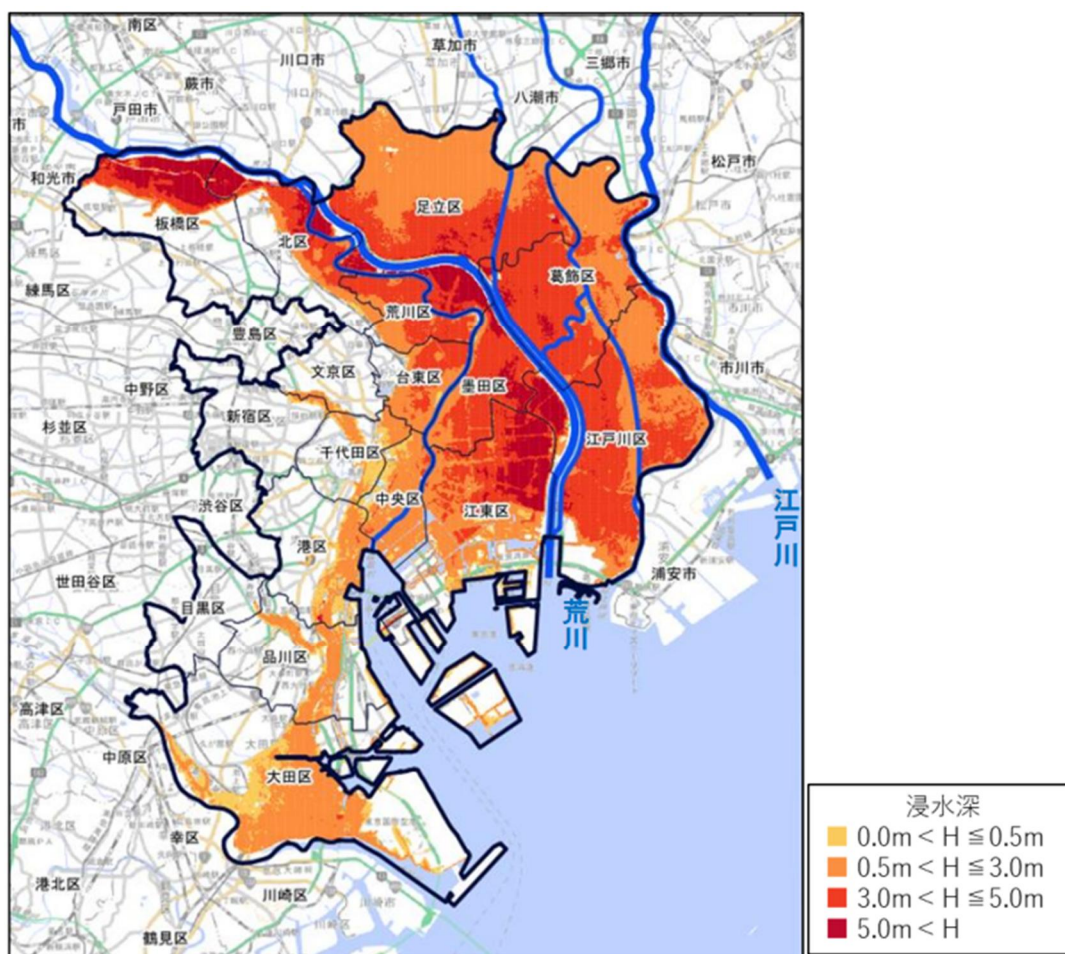


図 対象災害の浸水想定区域を重ね合わせた区域にかかる区
（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、目黒区、北区、板橋区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区）

※浸水深は、対象災害（荒川・江戸川・高潮）の重ね合わせ

2. 大規模水害時の住民避難の考え方

2.1 避難行動パターン

大規模水害時は、多くの避難者が発生することが想定されるため、その際の住民避難については、自治体の行政区域を越える避難（広域避難）だけではなく、複数の避難行動パターンを組み合わせる必要がある。

大規模水害時は、自宅等からの避難が必要な住民のすべてを行政が用意する避難先に受け入れることは困難である。そこで、自宅等の災害リスクを事前に確認し、自宅等からの避難が必要ないと自ら判断できる場合には、自宅等にとどまる、「屋内安全確保」で対応することや、自宅等からの避難が必要であっても、浸水のない安全な地域等に居住する親戚・知人宅やホテル・旅館等に「自主避難」することなど、いわゆる「分散避難」の考え方を取り入れ、それに応じた対応を促していく。具体的には、次に示すAからCの避難となる。

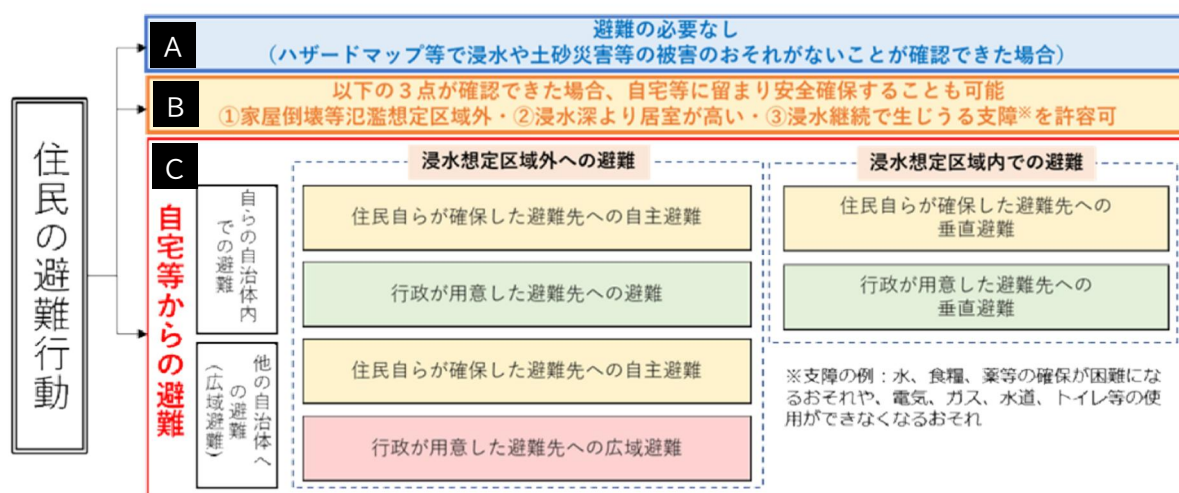


図 大規模水害時の住民の避難行動パターン

A 避難の必要なし

大規模水害の影響区域外に居住しており、自宅等からの避難の必要が無いこと。

B 屋内安全確保

大規模水害の影響区域内に居住しているが、次の全ての条件に該当し、自宅等での安全確保が可能なこと。

【自宅等での安全確保が可能な条件】

- (1) 自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
- (2) 自宅等に浸水しない居室がある
- (3) 自宅等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できる

C 自宅等からの避難（＝立退き避難）

大規模水害の影響区域内に居住しており、次のいずれかの条件に該当し、自宅等からの避難の必要があること。

【自宅等からの避難（立退き避難）が必要な条件】

- (1) 自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に入っている
- (2) 自宅等の全居室が浸水する
- (3) 自宅等が長期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できない

自宅等からの避難者は、対象地域の住民から「A避難の必要なし」と「B自宅に留まり安全を確保することが可能」に該当する住民を除いたものとなる。

C-1 自らが確保した避難先への自主避難

住民自らが、災害リスクのある区域外等に所在する安全な親戚・知人宅やホテル・旅館等、行政が用意した避難先以外の場所を避難先として確保し、避難すること。

C-2 行政が用意した避難先への避難（自自治体内）

行政が用意した浸水想定区域外等の避難先（自自治体内）に避難すること。

具体的には、浸水想定区域外の利用可能な水害時の指定緊急避難場所と、浸水想定区域内の指定緊急避難場所等の利用可能な階層等となる。

C-3 行政が用意した避難先への広域避難（他自治体内）

行政が用意した、他自治体に立地する避難先に避難すること。

具体的には、「C 自宅等からの避難」から、「C-1 自らが確保した避難先への自主避難」と「C-2 行政が用意した避難先への避難（自自治体内）」の避難者を除いたもの。

2.2 避難行動パターン別の避難者数

本報告書における想定避難者数は、旧検討会において「1. 対象とする災害」で示した荒川・江戸川・高潮の浸水想定区域にかかる 17 区を対象に、「2.1 避難行動パターン」で示した分散避難の考え方にに基づき旧検討会において試算した避難者数とする。

< 想定避難者（試算結果） >

全人口：約 620 万人

①避難の必要なし：約 230 万人

②屋内に留まることも可能（屋内安全確保）：約 126 万人

③住民自らが確保した避難先への避難：約 154 万人

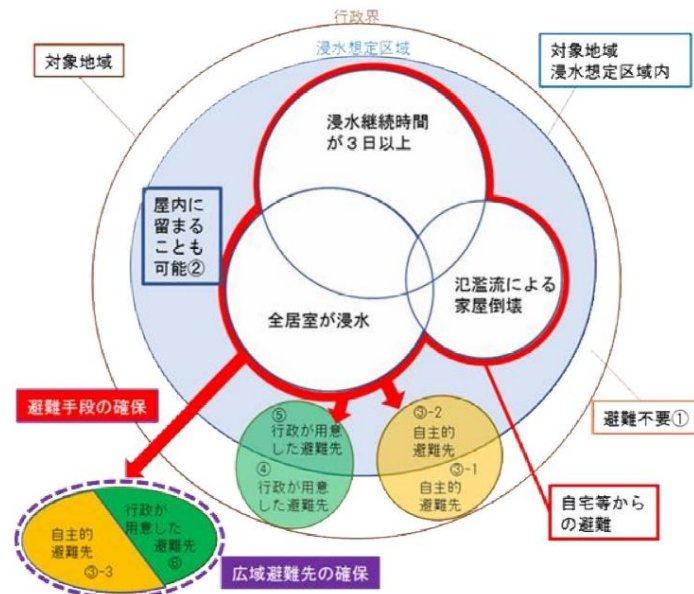
④行政が用意した避難先への避難（自区内・浸水想定区域外）：約 18 万人

⑤行政が用意した避難先への避難（自区内・浸水想定区域内）【垂直避難】：約 23 万人

⑥行政が用意した避難先への避難（他自治体・浸水想定区域外）【広域避難】：約 74 万人

表 東京東部低地帯の避難行動パターン別避難者数

①避難の必要 なし	②屋内に留まる ことも可能 【屋内安全確保】	自宅等からの避難（立退き避難）			
		③住民自らが 確保した避難 先への避難	④行政が用 意した避難先 への避難（自 区内・浸水想 定区域外）	⑤行政が用 意した避難先 への避難（自 区内・浸水想 定区域内） 【垂直避難】	⑥行政が用 意した避難先 への避難（他 自治体・浸水 想定区域外） 【広域避難】
約 230 万人	約 126 万人	約 154 万人	約 18 万人	約 23 万人	約 74 万人



避難行動別整理表			区分	概数	※一定の条件に基づいた試算であり、避難行動別の人数規模を大まかに把握するためのものである。
避難の必要なし			浸水想定区域外に居住	① 約 230 万人	
屋内に留まることも可能			浸水想定区域内に居住	② 約 126 万人	
自宅等からの避難	自らの自治体内での避難	住民自らが確保した避難先への避難	浸水想定区域外	③-1	③ 約 154 万人
			浸水想定区域内	③-2	
		行政が用意した避難先への避難	浸水想定区域外	④ 約 18 万人	
			浸水想定区域内(垂直避難)	⑤ 約 23 万人	
	他の自治体への避難(広域避難)	住民自らが確保した避難先への避難	浸水想定区域外	③-3	
		行政が用意した避難先への避難	浸水想定区域外	⑥ 約 74 万人	

図 避難行動パターン別避難者数（旧検討会）

2.3 避難のタイミング

大規模水害時の広域避難は、避難対象者が膨大であり、避難距離も長距離になるという特徴を有することから、十分なリードタイムを確保するため、早い段階からの避難を開始する必要がある。

通常の避難とは異なるタイミングでの避難となるため、住民が適切な避難行動をとれるよう、通常の避難と避難先が異なることを明確にした上で住民に伝える必要がある。

東京東部低地帯における広域避難にあたっては、まだ晴天又は曇天下であっても、住民が避難の必要性を実感できる情報の発信・伝達に努め、早い段階からの避難を促していく必要がある。

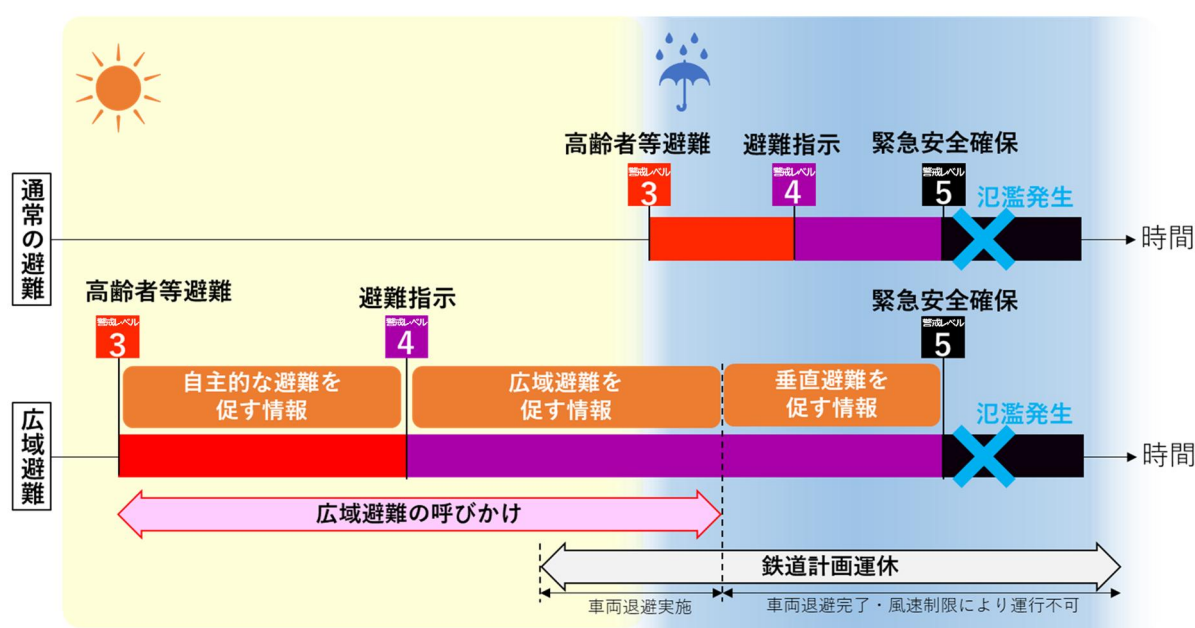


図 広域避難のタイミング

2.4 広域避難に関する情報

2.4.1 広域避難に関する情報・想定時間

広域避難に関する情報は、「広域避難の検討開始」、「自主的な避難を促す情報」、「広域避難を促す情報」、「垂直避難を促す情報」及び「緊急安全確保」の5つとする。

「広域避難の検討開始」は、災害対策基本法に基づく避難情報ではないが、住民に対し、避難に備えて自らの避難行動の確認を促すため、広域避難自治体が広域避難の実施に向けた検討を開始したことを伝える情報であり、発災の概ね72時間前の発信を想定する。

「自主的な避難を促す情報」は、高齢者等[※]の避難に時間を要する住民や、早めの避難が望ましい場所に居住する住民に対し、水害リスクのある区域外等に所在する安全な親戚・知人宅やホテル・旅館の宿泊施設などへ自主的な避難を呼びかける情報であり、災害対策基本法第56条第2項に基づく警戒レベル3の「高齢者等避難」の発令と合わせて、発災の概ね60時間前の発信を想定する。

※避難に時間を要する又は独力で避難できない在宅又は施設を利用している高齢者や障害のある人、妊産婦、乳幼児連れの人等、及び避難を支援する者

＜災害対策基本法第56条第2項＞

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

「広域避難を促す情報」は、鉄道等の避難時の移動手段が確保されている段階において、避難が必要な住民に対し、自自治体の行政区域を越えて、浸水想定区域外等の安全な地域へ避難する広域避難を呼びかける情報であり、鉄道の計画運休の実施（発災の概ね24時間前）を考慮し、災害対策基本法第60条第1項に基づく警戒レベル4の「避難指示」の発令と合わせて、発災の概ね36時間前の発信を想定する。

「垂直避難を促す情報」は、天候の悪化により避難時の移動手段を確保できず、広域避難が困難な状況となったこと等から、やむを得ず浸水想定区域内にとどまる住民に対し、近隣のマンションやビル等、身の安全の確保が可能な建物の浸水しない上階への移動により、身の安全を確保する垂直避難を呼びかける情報であり、災害対策基本法第60条第1項に基づく警戒レベル4の「避難指示」の発令を継続する形で、発災の概ね9時間前の発信を想定する。

<災害対策基本法第 60 条第 1 項>

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

「緊急安全確保」は、災害が既に発生し、又は発生が切迫している状況において、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に行うことが困難となった場合に、住民に対し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するよう呼びかける、災害対策基本法第 60 条第 3 項に基づく警戒レベル 5 の避難情報（※必ずしも発令されるものではない）であり、本報告書における 0hr と同時の発令を想定する。

<災害対策基本法第 60 条第 3 項>

第六十条
3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

なお、広域避難に関する情報の発信・発令のタイミングは目安であり、想定する発災日時や各区の実状に応じて異なる。

上記の広域避難に関する情報・想定時間は、「首都圏大規模水害広域避難タイムライン（令和 6 年 3 月）」が前提としている「モデル台風」に基づく想定シナリオをもとに設定している。

表 モデル台風の概要

進路	令和元年台風第 19 号と同じコースを想定
中心気圧	台風の中心が東京東部低地帯に最接近した時に 926hPa
平均風速	東京東部低地帯の臨海部で最大 47m/s
潮位	東京湾の潮位が最大 5.8（A. P. m）
雨量	荒川流域 3 日間積算流域平均雨量が 632 mm
河川水位	荒川の岩淵水門（上）の水位が最大 10.4（A. P. m）

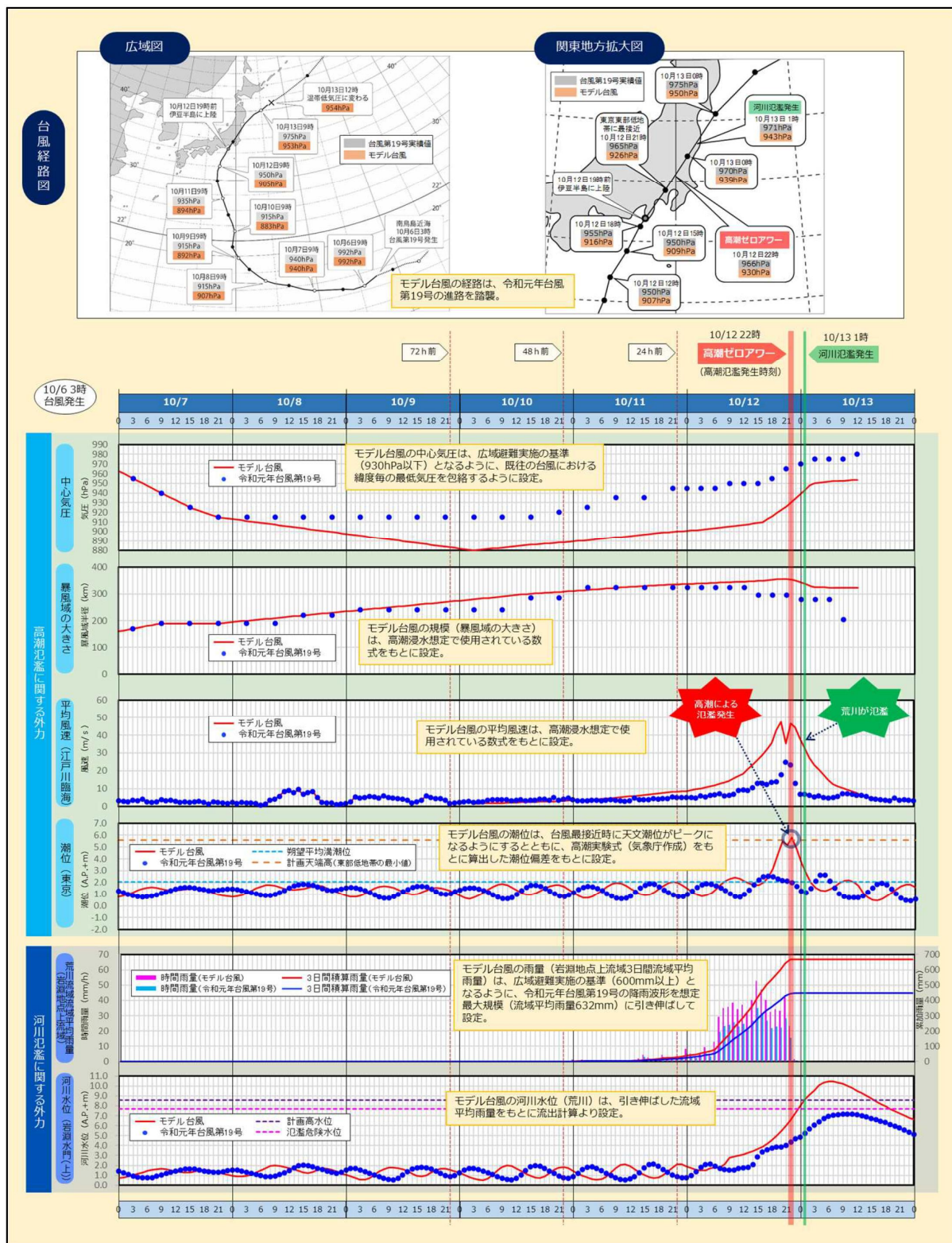


図 モデル台風のイメージ

表 広域避難の想定時間区分

想定時間 (目安)	避難情報と 警戒レベル	広域避難 に関する情報名	情報の内容
氾濫発生 72 時間前		広域避難の 検討開始	広域避難自治体が共同で 広域避難の実施に向けた 検討を始めたことを伝える 情報。避難準備について もあわせて伝達
氾濫発生 60 時間前	(警戒レベル3) 高齢者等避難	自主的な避難を 促す情報	安全な地域にある親戚・ 知人宅やホテル・旅館等 の宿泊施設などへの自主 的な避難を促す情報
氾濫発生 36 時間前	(警戒レベル4) 避難指示	広域避難を 促す情報	広域避難先を示すとともに、 鉄道等の計画運休が 始まる前までの広域避難 を促す情報
氾濫発生 9 時間前		垂直避難を 促す情報	計画運休が始まるなど、 広域避難が困難になった 段階で、建物の浸水しない 上層階等への垂直避難 等を促す情報
氾濫発生 又は その直前	(警戒レベル5) 緊急安全確保	緊急安全確保	災害が発生又は切迫して いることを伝える情報。

災害発生

2.4.2 広域避難の検討を開始する判断

広域避難の検討の開始は、次の要素及び目安をトリガーとして設定し、首長（区長）が判断する。

要素	目安
気圧・風速	気象庁が 120～72 時間先の台風予報において、暴風・波浪・高潮特別警報を発表するような数十年に一度の強度（中心気圧 930hPa 以下、風速 50m/s 以上）の台風の予報円が東京地方を含むと予測した場合
降雨量など	気象庁と荒川下流河川事務所が、洪水に関連する情報として、荒川流域（岩淵地点上流域）での 3 日間積算流域平均雨量※が概ね 400mm を超える可能性があるとして予測した場合 ※流域平均雨量の予測は不確実性が高いものであり、積算時間が長時間の予測になるほど、より不確実性が高くなる。
自治体の発議	自治体から発議があった場合

首長（区長）判断

広域避難の検討を開始

広域避難の検討開始の判断後は、氾濫発生をゼロアワーとした際のリードタイムの区分（72 時間前、60 時間前、36 時間前、9 時間前、0 時間 ※時間は目安）でトリガーを設定し、それぞれ検討を行っていく。各区分におけるトリガーについては、「2.4.3 広域避難に関する情報等の発信・発令の基準」のとおり。

※江戸川の河川水位情報を判断基準に加えていない理由

中防WGにおいて、カスリーン台風（昭和 22 年）の記録から、荒川下流部（岩淵地点）の水位上昇と、江戸川下流部（松戸地点）の水位上昇がほぼ同時刻であると推定しており、対象地域において、氾濫のおそれがある際に情報を伝達する対象区がより多い荒川の河川情報等を広域避難に関する情報発信の判断としている。

2.4.3 広域避難に関する情報等の発信・発令の基準

広域避難の想定時間に対応した広域避難に関する情報の発信・発令の基準（目安）は、次のとおりである。

表 広域避難に関する情報等の発信・発令の基準（目安）

想定時間 （目安）	広域避難に 関する情報等	発信・発令の基準 （目安）
氾濫発生 72 時間前	広域避難の 検討開始	以下のいずれかの条件に合致した場合に発信 ①概ね 72 時間先の台風予報において暴風・波浪・高潮特別警報 が発表されるような数十年に一度の強度（中心気圧 930hPa 以 下、風速 50m/s 以上）の台風の予報円が東京地方を含むと予測 された場合 ②洪水に関連する情報として、荒川流域 3 日間積算流域平均雨量 が概ね 400mm を超える可能性があると予測され、広域避難自治 体に情報提供があった場合 ③広域避難自治体からの発議があった場合
氾濫発生 60 時間前	自主的な避難を 促す情報 （警戒レベル 3）	以下のいずれかの条件に合致した場合に発信 ①概ね 60 時間先の台風予報において、中心気圧 930hPa 以下の台 風の予報円が東京地方を含み、かつ、東京都（東京地方）に高 潮警報発表の可能性が高いと予測された場合 ②洪水に関連する情報として、荒川流域 3 日間積算流域平均雨量 が概ね 500mm※を超える可能性があると予測され、広域避難自 治体に情報提供があった場合 ③広域避難自治体からの発議があった場合
氾濫発生 36 時間前	広域避難を 促す情報 （警戒レベル 4）	以下のいずれかの条件に合致した場合に発信 ①930hPa 以下の台風が概ね 36 時間以内に東京湾から神奈川県付 近を含む地域へ到達すると予測され、気象庁が高潮特別警報を 発表する可能性に関する記者会見を行う場合、又は、広域避難 自治体に「レベル 2 高潮注意報」の発表が想定されており、当 該注意報において堤防の天端高を越える最高潮位が予測されて いる場合 ②洪水に関連する情報として、荒川流域 3 日間積算流域平均雨量 が概ね 600mm※を超える可能性があると予測され、広域避難自 治体に情報提供があった場合 ③広域避難自治体からの発議があった場合
氾濫発生 9 時間前	垂直避難を 促す情報 （警戒レベル 4）	以下のいずれかの条件に合致した場合に発信 ①「広域避難を促す情報」が発信中の状態で、「レベル 3 高潮警 報」あるいは「レベル 4 高潮危険警報」の発表が想定された場 合 ②荒川が氾濫危険水位に達し、更なる水位上昇が見込まれる旨が 通知された場合 ③広域避難自治体からの発議があった場合
氾濫発生 又は その直前	緊急安全確保 （警戒レベル 5）	災害が発生又は切迫している場合に発令

※荒川流域における計画規模降雨：516 mm（3 日間積算）

※荒川流域における想定最大規模降雨：632 mm（3 日間積算）

2.5 時間軸（フェーズ）の設定

広域避難に関する情報の発信・発令の想定時間（目安）を踏まえ、以下のとおり、時間軸（フェーズ）を設定し、国、東京都、広域避難自治体、各関係機関の役割や行動等を整理する。

フェーズ名	時間軸
フェーズ 1	発災の概ね 120 時間前 から 72 時間前（概ね 5 日前から 4 日前）
フェーズ 2	発災の概ね 72 時間前 から 48 時間前（概ね 3 日前）
フェーズ 3	発災の概ね 48 時間前 から 24 時間前（概ね 2 日前）
フェーズ 4	発災の概ね 24 時間前 から 9 時間前（概ね 1 日前）
フェーズ 5	発災の概ね 9 時間前 から 0 時間（発災前）

	フェーズ 1 △120h→△72h 概ね 5 日～4 日前	フェーズ 2 △72h→△48h 概ね 3 日前	フェーズ 3 △48h→△24h 概ね 2 日前	フェーズ 4 △24h→△9h 概ね 1 日前	フェーズ 5 △9h→△0h 発災前
広域避難の検討開始	検討 → 発信 → 呼びかけ				
自主的な避難を促す情報		検討 → 発信 → 呼びかけ			
広域避難を促す情報			検討 → 発信 → 呼びかけ		
垂直避難を促す情報				検討 → 発信 → 呼びかけ	
緊急安全確保				検討 → 発令	

3. 広域避難に関する情報の発信・発令

3.1 広域避難に関する情報の発信・発令

「広域避難に関する情報」の発信・発令は、広域避難自治体が、他の広域避難自治体、政府機関、東京都と連携・共同して実施する。

政府機関・東京都は、広域避難自治体が「広域避難に関する情報」を発信したことを広く周知する。

なお、広域避難に関する情報等の発信・発令のタイミングは目安であり、想定する発災日時や区の実状に応じて異なる。

3.1.1 「広域避難の検討開始」の検討及び発信【フェーズ１】・【フェーズ２】

東京都と広域避難自治体は、気象庁や河川管理者等から、台風の強度や進路、高潮の発生の可能性や総降雨量及び河川の水位情報等の気象・水象に関する情報を入手する。

広域避難自治体は、必要に応じて東京都や他の広域避難自治体と連携・共同し、「広域避難の検討開始」の情報の発信に向け、検討・協議する。

広域避難自治体は、「広域避難の検討開始」の情報の発信（検討状況・発信の日時、手段及び内容等）について、政府機関・東京都・他の広域避難自治体と共有・調整する。

政府機関・東京都は、災害救助法の適用に関する情報を、広域避難自治体と共有する。

広域避難自治体は、避難が必要な住民に対し、「広域避難の検討開始」の情報を発信する。※発災の概ね 72 時間前を想定

政府機関・東京都は、広域避難自治体が「広域避難の検討開始」の情報を発信したことについて、広く周知する。

3.1.2 「自主的な避難を促す情報」の検討及び発信【フェーズ２】・【フェーズ３】

東京都と広域避難自治体は、気象庁や河川管理者等から、台風の強度や進路、高潮の発生の可能性や総降雨量及び河川の水位情報等の気象・水象に関する情報を入手する。

広域避難自治体は、必要に応じて東京都や他の広域避難自治体と連携・共同し、「自主的な避難を促す情報」の発信について、検討・協議する。

広域避難自治体は、災害対策基本法第 61 条の 2 の趣旨を踏まえ、必要に応じて警戒レベル 3 の「高齢者等避難」の発令に合わせた「自主的な避難を促す情報」の発信に係る助言を東京都に求めるとともに、東京都は必要な助言を行う。

広域避難自治体は、「自主的な避難を促す情報」の発信（検討状況・発信日時、手段及び内容等）について、政府機関・東京都・他の広域避難自治体と共有・調整する。

広域避難自治体は、避難が必要な住民に対し、「自主的な避難を促す情報」を発信する。※発災の概ね 60 時間前を想定

政府機関・東京都は、広域避難自治体が「自主的な避難を促す情報」を発信したことについて、広く周知する。

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、広域避難時における駅や道路の混雑緩和を図るため、浸水想定区域内の事業所における在宅勤務の実施や学校の休校等の措置を講ずるよう、関係機関・団体に呼びかける。

3.1.3 「広域避難を促す情報」の検討及び発信【フェーズ3】・【フェーズ4】

東京都と広域避難自治体は、気象庁や河川管理者等から、台風の強度や進路、高潮の発生の可能性や総降雨量及び河川の水位情報等の気象・水象に関する情報を入手する。

広域避難自治体は、必要に応じて東京都や他の広域避難自治体と連携・共同し、「広域避難を促す情報」の発信について、検討・協議する。

広域避難自治体は、災害対策基本法第 61 条の 2 に基づき、必要に応じて警戒レベル 4 の「避難指示」の発令に合わせた「広域避難を促す情報」の発信に係る助言を東京都に求めるとともに、東京都は必要な助言を行う。

広域避難自治体は、「広域避難を促す情報」の発信（検討状況・発信日時、手段及び内容等）について、政府機関・東京都・他の広域避難自治体と共有・調整する。

広域避難自治体は、避難が必要な住民に対し、「広域避難を促す情報」を発信する。※発災の概ね 36 時間前を想定

政府機関・東京都は、広域避難自治体が「広域避難を促す情報」を発信したことについて、広く周知する。

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、広域避難時における駅や道路の混雑緩和を図るため、浸水想定区域内の事業所における在宅勤務の実施や学校の休校等の措置を講ずるよう、関係機関・団体に呼びかける。

3.1.4 「垂直避難を促す情報」の検討及び発信【フェーズ4】・【フェーズ5】

東京都と広域避難自治体は、気象庁や河川管理者等から、台風の強度や進路、高潮の発生の可能性や総降雨量及び河川の水位情報等の気象・水象に関する情報を入手する。

広域避難自治体は、必要に応じて東京都や他の広域避難自治体と連携・共同し、「垂直避難を促す情報」の発信について、検討・協議する。

広域避難自治体は、災害対策基本法第 61 条の 2 に基づき、必要に応じて警戒レベル 4 の「避難指示」の継続に合わせた「垂直避難を促す情報」の発信に係る助言を東京都に求めるとともに、東京都は必要な助言を行う。

広域避難自治体は、「垂直避難を促す情報」の発信（検討状況、発信日時、手段及び内容等）について、政府機関・東京都・他の広域避難自治体と共有・調整する。

広域避難自治体は、避難が必要な住民に対し、「垂直避難を促す情報」を発信する。※発災の概ね 9 時間前を想定

政府機関・東京都は、広域避難自治体が「垂直避難を促す情報」を発信したことについて、広く周知する。

3.1.5 「緊急安全確保」の検討及び発令【フェーズ4】・【フェーズ5】

東京都と広域避難自治体は、気象庁や河川管理者等から氾濫等の情報（可能性も含む）を入手する。

広域避難自治体は、必要に応じて他の広域避難自治体と連携・共同し、「緊急安全確保」の発令について検討・協議する。

広域避難自治体は、災害対策基本法第61条の2に基づき、必要に応じて警戒レベル5の「緊急安全確保」の発令に係る助言を東京都に求めるとともに、東京都は必要な助言を行う。

広域避難自治体は、「緊急安全確保」の発令（検討状況、発令日時・発令手段・内容等）について政府機関・東京都・他の広域避難自治体と共有・調整する。

広域避難自治体は、避難が必要な住民に対し、「緊急安全確保」を発令する。※必ずしも発令されるものではない

政府機関・東京都は、広域避難自治体が発令したことについて、広く周知する。※必ずしも行うものではない

3.2 広域避難に関する情報の伝達手段

各機関の主な伝達手段を示す。

3.2.1 政府機関

政府機関は、以下の伝達手段を用いて、広域避難に関する呼びかけを行う。

表 広域避難に関する情報の伝達手段

広域避難に関する情報	主な伝達手段
広域避難の検討開始	記者会見、HP、SNS
自主的な避難を促す情報	
広域避難を促す情報	
垂直避難を促す情報	
緊急安全確保	

3.2.2 東京都

東京都は、以下の伝達手段を用いて、広域避難に関する呼びかけを行う。

表 広域避難に関する情報の伝達手段

広域避難に関する情報	主な伝達手段
広域避難の検討開始	記者会見又はその他の方法、HP、SNS、防災アプリ
自主的な避難を促す情報	
広域避難を促す情報	
垂直避難を促す情報	
緊急安全確保	

3.2.3 広域避難自治体

広域避難自治体は、以下に例示する伝達手段を用いて、広域避難に関する呼びかけを行う。

表 広域避難に関する情報の伝達手段の例

広域避難に関する情報	伝達手段の例
広域避難の検討開始	記者会見、HP、SNS、防災アプリ、 防災行政無線、広報車、一斉送信システム、
自主的な避難を促す情報	記者会見、HP、SNS、防災アプリ、 防災行政無線、広報車、一斉送信システム、 DIS（Lアラート）、緊急速報メール（エリアメール）
広域避難を促す情報	
垂直避難を促す情報	記者会見、HP、SNS、防災アプリ、 防災行政無線、一斉送信システム、DIS（Lアラート）、 緊急速報メール（エリアメール）
緊急安全確保	

(1) DIS (L アラート) を用いた情報伝達手段

広域避難自治体は、報道機関等への情報伝達手段として「東京都災害情報システム (DIS)」と連動した L アラートを活用する。

【システムの概要】

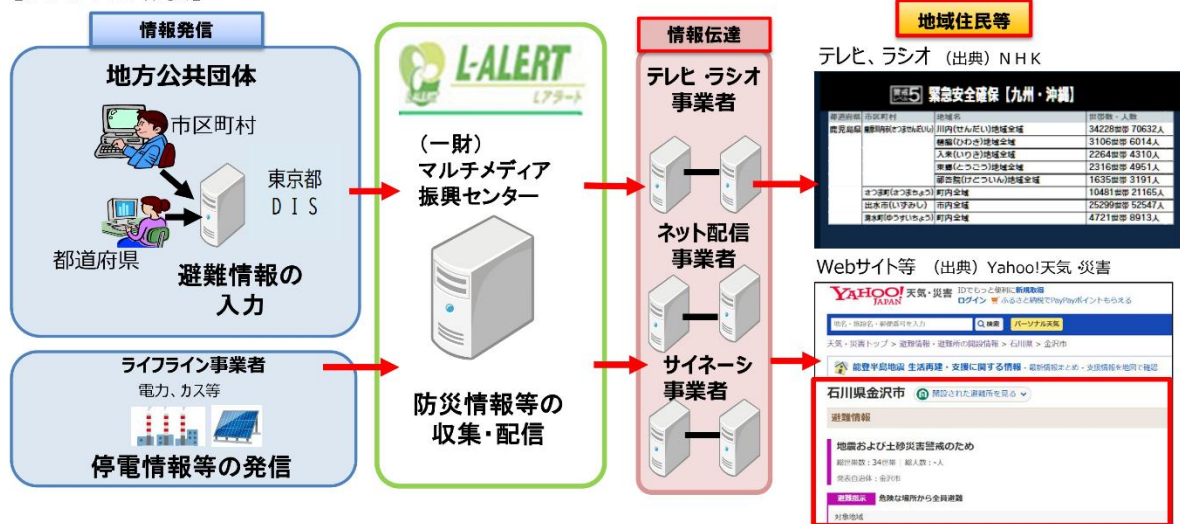


図 L アラート・システム概要 (総務省 HP より)

※【留意事項】「東京都災害情報システム (DIS)」と連動した L アラートでは、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」の避難情報と、この避難情報に基づかない情報をそれぞれ発信することができる。

(2) 緊急速報メール（エリアメール）

広域避難自治体は、広域避難を呼びかける場合に、必要により緊急速報メール（エリアメール）を発信する。



図 緊急速報メール（エリアメール）の概要（国土交通省 HP より）

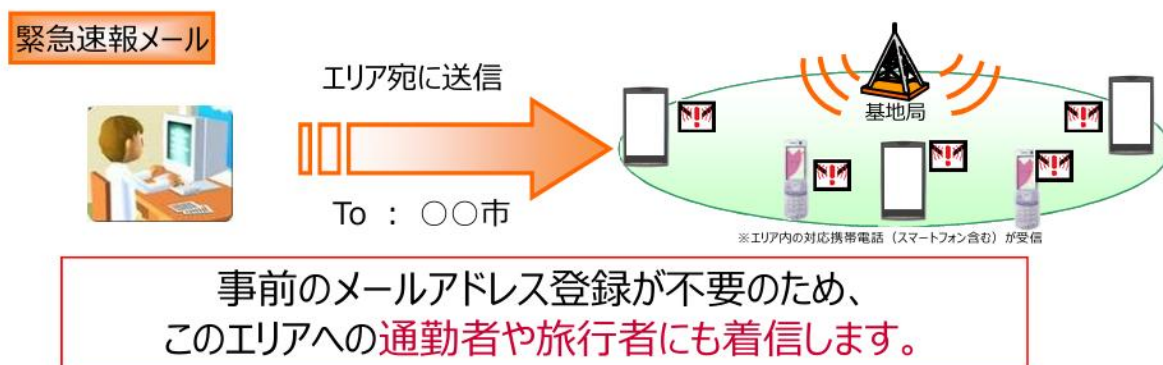


図 緊急速報メール（エリアメール）の特徴（国土交通省 HP より）

※【留意事項】緊急速報メール（エリアメール）は、利用規約により配信可能項目が定められている。配信できるのは、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」の避難情報であり、「広域避難に関する情報」そのものを配信できない。なお、付随情報として「広域避難に関する情報」等の記述は可能である。

4. 避難手段・避難誘導

4.1 避難手段

4.1.1 基本的な避難手段と役割

東京東部低地帯からの広域避難では、多数の住民が長距離を移動する必要があるため、輸送力の大きい鉄道が重要な避難手段となる。一方で、鉄道をはじめとする公共交通機関は、利用者や乗務員等の安全確保のために計画運休等が実施されることから、その実施時期を見据えつつ、貸切バス、自家用車、徒歩等の鉄道以外の避難手段も活用する必要がある。これらの避難手段については、刻々と変わる状況に応じて適切に選択する必要があるため、以下に、鉄道、貸切バス、自家用車、徒歩の各避難手段について、それぞれの特徴や役割、対応のポイントを示す。

(1) 鉄道

鉄道による避難は、東京に広範かつ高密度に形成された鉄道ネットワークの高い輸送力を活用できることから、広域避難における基幹的な避難手段である。

一方で、台風の接近に伴い乗客・乗員等の安全確保などのために、気象条件等を基準とした計画運休等が実施されることから、その開始までに、災害対策基本法第 61 条の 8 に基づく輸送力増強の要請及び可能な範囲での実施等も含め、鉄道を最大限活用した避難を進める必要がある。

また、鉄道の計画運休等の開始時期に関する情報は、住民が広域避難の実施を判断する重要な要素となるほか、住民の早期避難を促す情報としての側面が期待できる。

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、鉄道利用者の混雑緩和を図るため、学校等の休校、企業における出勤抑制等により、避難以外の通常利用を控えるよう呼びかける必要がある。加えて、計画運休の開始間際に避難が集中した場合、ホームや駅舎内が著しく混雑し、運行に支障が生じる可能性があるほか、乗車できない避難者が発生することも想定されるため、住民に対し、鉄道が通常どおり運行している段階での早めの避難を呼びかけることが重要である。

(2) 貸切バス

貸切バスによる避難は、広域避難先施設まで直接輸送できる場合があり、鉄道による移動が困難な住民にとって少ない負担で移動することが可能であり、予め見込んだ人数等の住民を計画的に広域避難させることができる。この場合、広域避難先施設は必ずしも近傍である必要はないことから、広域避難先施設の選択肢も広がる。さらに、浸水想定区域内に車庫があるバス事業者にとっては、車両退避を兼ねた避難者輸送を行うことができるため、事業継続におけるメリットも期待される。

一方で、バスは鉄道と比較して輸送力が小さいことから、効率的に輸送できるよう、輸送対象とする住民・団体等について、広域避難自治体が予め整理しておく必要がある。あわせて、広域避難自治体とバス会社は、事前に協定を締結するとともに、輸送計画を定めておくことが重要である。

(3) 自家用車

自家用車による避難は、公共交通機関での長距離の移動が困難な住民等にとって、負担が少なく移動できる避難手段として有効である。一方で、避難の段階（「広域避難を促す情報」の発信以降）においては、多数の避難者が行動を開始するため、道路渋滞が発生し、渋滞箇所の通過

に多大な時間を要するだけでなく、緊急車両の通行に支障を及ぼす可能性がある。このため、自家用車による避難は、道路混雑が発生する前の早期段階での避難手段として位置づける必要がある。

(4) 徒歩

徒歩による避難は、浸水しない区域や避難先が近傍にある場合など、基本的には近距離の避難手段となる。

また、強風による鉄道運休や道路渋滞の発生等により、鉄道・自家用車による避難が困難となった段階では、浸水想定区域外の縁辺部や、浸水想定区域内の堅牢な建物・高所等への避難手段となる。

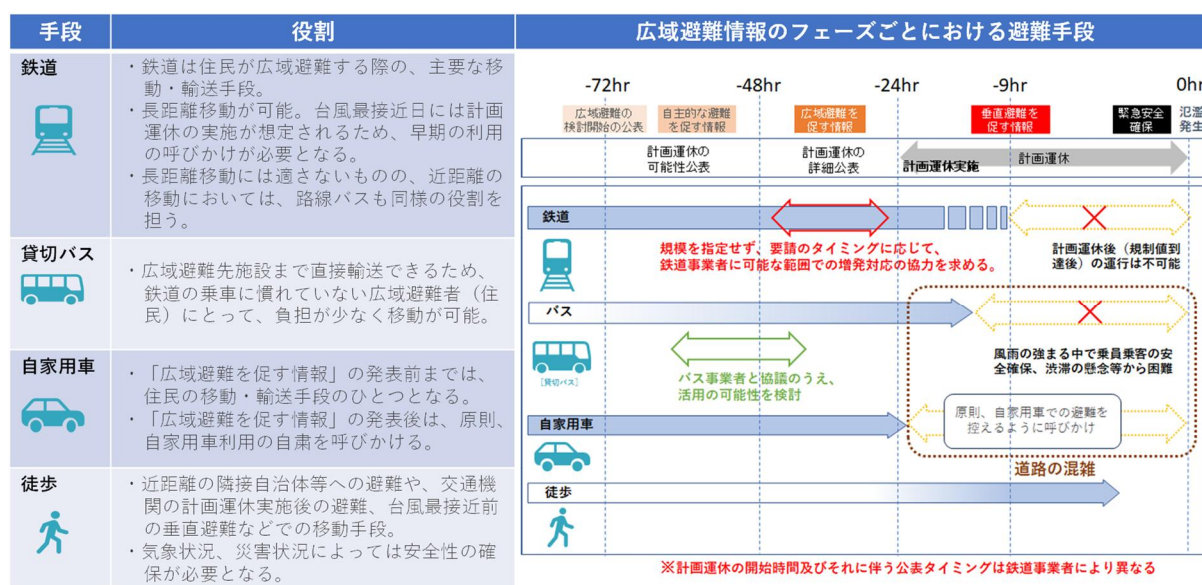


図 広域避難情報のフェーズごとにおける避難手段と役割

4.1.2 その他の避難手段と役割

その他の避難手段として、路線バスとタクシーが考えられる。以下に、それぞれの特徴や役割、対応のポイントを以下に示す。

(1) 路線バス

路線バスによる避難は、近傍の駅や少し離れたターミナル駅まで等の近距離移動を担うものであり、住民にとって身近で、一定の輸送力を有する避難手段である。また、バス事業者が指定地方公共機関に指定されていることから、災害対策基本法第 61 条の 8 に基づく輸送力増強の要請が可能であり、鉄道の運行状況を踏まえた要請が考えられる。

(2) タクシー

タクシーによる避難は、自家用車による避難と同様の位置づけとなる。加えて、タクシーの機動力を活かし、貸切バスと組み合わせた避難者輸送など、地域の事情に応じた活用が考えられる。また、事故などによる鉄道運休時の代替交通手段としての活用実績があることに加え、タクシー事業者も指定地方公共機関に指定されていることから、災害対策基本法第 61 条の 8 に基づく輸送力の増強の要請が可能であり、鉄道の運行状況等を踏まえた要請が考えられる。

4.1.3 時間フェーズ毎の移動手段の確保

(1) 平時の対応

1) 鉄道

東京都は、広域避難時に増発等の輸送力増強を要請する鉄道路線を設定する。

東京都は、広域避難時に混雑する主要駅を想定し、警視庁、鉄道事業者、及び広域避難自治体に共有する。

東京都は、指定公共機関又は指定地方公共機関である鉄道事業者と、災害対策基本法第 61 条の 8 に基づく輸送力増強の要請に係る手順や実施内容について、協議・調整する。

広域避難自治体は、鉄道事業者の協力を得て、区内にある駅のうち、混雑が想定される駅を確認し、警察署・交通事業者等と情報を共有する。

2) 貸切バス

広域避難自治体は、バス会社と貸切バスを活用した広域避難に関する協定を締結する。

東京都は、バス事業者と連携し、広域避難自治体とバス会社の広域避難に関する協定の締結を支援する。

広域避難自治体とバス会社は、貸切バスを活用した広域避難の具体的な実施方法を定めた輸送計画を作成する。

3) 自家用車

東京都は、広域避難時に渋滞する交差点、橋などのボトルネック箇所を想定し、警視庁及び広域避難自治体に共有する。

広域避難自治体は、区内において自家用車を用いた多数の広域避難者の通過が想定される箇所について、具体的に把握し、必要に応じて対応方針等を検討する。

4) 路線バス

東京都は、指定地方公共機関であるバス事業者と、災害対策基本法第 61 条の 8 に基づく輸送力増強の要請に係る手順や実施内容について、協議・調整する。

5) タクシー

東京都は、指定地方公共機関であるタクシー事業者と、災害対策基本法第 61 条の 8 に基づく輸送力増強の要請に係る手順や実施内容について、協議・調整する。

広域避難自治体は、地域特性を踏まえ、必要に応じて、貸切バスとタクシーを組み合わせた避難者輸送を検討し、バス会社やタクシー会社等と協定を締結する。

(2) 【フェーズ１】での対応

1) 鉄道

東京都は、鉄道事業者、警視庁及び東京商工会議所に、広域避難自治体による住民避難の検討状況を共有する。

広域避難自治体は、混雑が想定される駅への対応について、警察署等の関係機関と混雑回避に向けた対応事項の確認を行う。

東京都は、鉄道事業者に、広域避難の検討状況等を共有するとともに、災害対策基本法第61条の8に基づく輸送力増強の要請の可能性を共有する。鉄道事業者は、同要請の可能性の共有を受け、対応の準備を行う。

鉄道事業者は、気象状況を把握し、計画運休の検討を行う。

政府機関（国土交通省関東運輸局）又は東京都は、鉄道事業者に計画運休の検討状況を確認し、その検討状況を広域避難自治体に共有する。

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、住民に対し、鉄道等の公共交通機関の運行状況に関する情報収集を促すとともに、計画運休の実施前までに早めの避難を行うよう呼びかける。

2) 貸切バス

広域避難自治体は、混雑が想定される箇所への対応について、警察署・バス会社等と混雑回避に向けた対応事項を確認する。

広域避難自治体は、貸切バスを活用した広域避難に関する協定を締結したバス会社に、広域避難の検討状況等を共有するとともに、協定に基づく貸切バスの提供要請の可能性を共有する。バス会社は、同要請の可能性の共有を受け、対応の準備を行う。

3) 自家用車

東京都は、警視庁に広域避難自治体による住民避難の検討状況を共有する。

広域避難自治体は、渋滞が想定される交差点や橋などのボトルネック箇所への対応について、警察署等の関係機関と渋滞回避に向けた対応事項の確認を行う。

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、「広域避難を促す情報」の発信以降は、原則として自家用車の利用を控えるよう周知することから、住民に対し、自家用車を利用して避難する場合は、早めの避難を行うよう呼びかける。

警視庁は、道路管理者等と連携し、混雑・渋滞状況の把握を行う。

広域避難自治体は、警察署等の関係機関と連携して、自区内における道路の渋滞箇所に関する情報を把握し、住民に提供する。

4) 路線バス

東京都は、バス事業者に広域避難自治体による住民避難の検討状況を共有するとともに、災害対策基本法第61条の8に基づく輸送力増強の要請の可能性を共有する。バス事業者は、同要請の可能性の共有を受け、対応の準備を行う。

5) タクシー

東京都は、タクシー事業者に広域避難自治体による住民避難の検討状況を共有するとともに、災害対策基本法第61条の8に基づく輸送力増強の要請の可能性を共有する。タクシー事業者は、同要請の可能性の共有を受け、対応の準備を行う。

(3) 【フェーズ2】での対応

1) 鉄道

東京都は、鉄道事業者、警視庁及び東京商工会議所に、広域避難自治体による住民避難の検討状況を共有する。

鉄道事業者は、計画運休の実施の可能性について公表する。

鉄道事業者は、東京都に、運行状況、計画運休の実施予定、路線や駅の混雑状況等の情報共有を可能な範囲で行う。また、同内容についてはHP、SNS等で公表する。

東京都は、鉄道事業者に対し、災害対策基本法第61条の8に基づき、輸送力増強を要請する。鉄道事業者は、可能な範囲で同要請に対応する。

政府機関（国土交通省関東運輸局）、東京都及び広域避難自治体は、住民に対し、計画運休の実施の可能性を周知するとともに、早めの自主的な避難を呼びかける。

東京都は警視庁等に、広域避難自治体は警察署等の関係機関に、混雑が予想される主要駅周辺における避難誘導に係る協力要請の可能性を共有する。

東京都は、東京商工会議所に、出勤抑制等の実施の協力要請の可能性を共有する。

2) 貸切バス

広域避難自治体は、広域避難の事前準備のため、事前に協定締結しているバス会社に対し、避難者輸送の協力を要請する。

広域避難自治体とバス会社は、貸切バスを用いた避難者輸送の準備を行う。

東京都は、バス事業者に対し、必要に応じて災害対策基本法第61条の8に基づき、輸送力増強を要請する。バス事業者は、可能な範囲で同要請に対応する。

3) 自家用車

東京都は、警視庁に広域避難自治体による住民避難の検討状況を共有する。

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、住民に対し、自家用車を利用して避難する場合は、早めの避難を行うよう呼びかける。

広域避難自治体は、警察署等の関係機関と連携して、自区内における道路の渋滞箇所に関する情報を把握し、住民に提供する。

東京都は警視庁等に、広域避難自治体は警察署等の関係機関に、渋滞が予想される主要な交差点や橋周辺における避難誘導に係る協力要請の可能性を共有する。

4) 路線バス

東京都は、バス事業者に広域避難自治体による住民避難の検討状況を共有する。

東京都は、バス事業者に対し、災害対策基本法第61条の8に基づき、輸送力増強を要請する。バス事業者は、可能な範囲で同要請に対応する。

5) タクシー

東京都は、タクシー事業者に広域避難自治体による住民避難の検討状況を共有する。

東京都は、タクシー事業者に対し、災害対策基本法第61条の8に基づき、輸送力増強を要請する。タクシー事業者は、可能な範囲で同要請に対応する。

(4) 【フェーズ3】での対応

1) 鉄道

鉄道事業者は、計画運休の実施の見通し（確定）について公表する。

鉄道事業者は、東京都に、運行状況、計画運休の実施予定、路線や駅の混雑状況等の情報共有を可能な範囲で行う。また、同内容については、HP、SNS 等で公表する。

鉄道事業者は、東京都からの災害対策基本法第 61 条の 8 に基づく輸送力増強の要請に可能な範囲で対応する。

政府機関（国土交通省関東運輸局）は、鉄道事業者から、増発等の状況、駅入口やホームの状況、輸送経路の状況を確認し、当該情報を関係機関に共有する。

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、住民に対し、広域避難の呼びかけに合わせ、計画運休の実施の見通し（確定）を周知するとともに、計画運休の実施前までに避難先へ到着できるよう、早めの避難を呼びかける。特に、計画運休の開始間際に避難が集中した場合、ホームや駅舎内が著しく混雑し、運行に支障が生じる可能性があるほか、乗車できない避難者が発生することも想定されるため、鉄道が通常に運行している段階での早めの避難を呼びかける。

東京都は警視庁等に、広域避難自治体は警察署等の関係機関に対し、混雑が予想される主要駅周辺における避難誘導の協力を要請する。

東京都は、東京商工会議所及び都関係部局等に対し、出勤抑制等の協力を要請する。

東京都は、都関係部局及び広域避難自治体等に対し、学校関係者への休校等の協力を要請する。

東京商工会議所は、政府機関又は自治体から広域避難への対応に係る要請があった場合、会員企業等に対し、広域避難、出勤抑制等の実施について周知案内を行う。

2) 貸切バス

広域避難自治体とバス会社は、協定等に基づき、貸切バスにより避難者を避難先等に輸送する。

広域避難自治体は、警察署等の関係機関に対し、避難誘導の協力を要請する。

3) 自家用車

東京都は警視庁等に、広域避難自治体は警察署等の関係機関に対し、渋滞が予想される主要な交差点や橋周辺における避難誘導の協力を要請する。

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、警視庁等から、主要避難経路の状況、渋滞状況、通行止め等の規制情報などを入手する。

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、住民に対し、広域避難の呼びかけに合わせ、交通渋滞等を避けるため、原則として自家用車による避難を控えるよう呼びかける。

広域避難自治体は、警察署等の関係機関と連携して、自区内における道路の渋滞箇所に関する情報を把握し、住民に提供する。

4) 路線バス

バス事業者は、東京都からの災害対策基本法第 61 条の 8 に基づく輸送力増強の要請に可能な範囲で対応する。

5) タクシー

タクシー事業者は、東京都からの災害対策基本法第 61 条の 8 に基づく輸送力増強の要請に可能な範囲で対応する。

(5) 【フェーズ４】での対応

1) 鉄道

鉄道事業者は、各社の検討に基づき、計画運休等を開始し、浸水想定区域外への車両退避を進めるとともに、駅施設を順次閉鎖する。なお、計画運休を実施しない鉄道事業者についても、必要に応じて運転見合わせの見込み等を関係機関と共有し、対応準備を進める。

2) 貸切バス

広域避難自治体とバス会社は、天候や道路渋滞の状況に応じ、浸水想定区域からの退避時間を十分に確保した上で、貸切バスによる避難者輸送を実施し、必要な輸送を完了する。

3) 自家用車

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、住民に対し、広域避難の呼びかけに合わせ、交通渋滞等を避けるため、原則として自家用車による避難を控えるよう、継続して呼びかける。

4) 路線バス

バス事業者は、天候や道路渋滞状況に応じ、浸水想定区域からの退避時間を十分に確保した上で、東京都からの災害対策基本法第 61 条の 8 に基づく輸送力増強の要請を踏まえた可能な範囲での対応を継続し、必要な対応を完了する。

5) タクシー

タクシー事業者は、天候や道路渋滞状況に応じ、浸水想定区域からの退避時間を十分に確保した上で、東京都からの災害対策基本法第 61 条の 8 に基づく輸送力増強の要請を踏まえた可能な範囲での対応を継続し、必要な対応を完了する。

(6) 【フェーズ５】での対応

1) 徒歩

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、天候の悪化等により、鉄道、バス、自家用車等による避難が困難となっていることから、逃げ遅れた住民に対し、安全を確認しながら、近隣の安全な場所への避難又は垂直避難を呼びかける。

災害が既に発生し、又は発生が切迫している状況となった場合において、政府機関、東京都及び広域避難自治体は、逃げ遅れた住民に対し、少しでも浸水しにくい高い場所への緊急的な移動や、近隣の相対的に高く堅牢な建物等への緊急的な移動など、命を守る行動をとるよう緊急安全確保を呼びかける。（※緊急安全確保は、広域避難自治体が発令する警戒レベル 5 の避難情報であるが、必ずしも発令されるものではない）

4.2 避難誘導

避難誘導に関して移動手段ごとに各フェーズでの対応を以下に示す。

なお、関係機関の対応については、職員の安全を確保しつつ実施するものとする。

4.2.1 鉄道利用者に対する避難誘導

(1) 【フェーズ2】→【フェーズ4】での対応

広域避難自治体と鉄道事業者は、関係機関と協力して避難誘導を行う。

東京都と広域避難自治体は、駅構内や車両内における混雑の発生・集中を抑制するため、関係機関と連携して鉄道の運行状況や駅周辺の混雑状況等を把握し、避難者が混雑を回避し、適切な避難経路等を選択できるよう情報提供を行う。

(2) 【フェーズ2】→【フェーズ4】での対応

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、混雑箇所への集中を回避し、鉄道利用の平準化を図るため、関係機関・団体等に対し、出勤抑制等の実施、休校等を要請するとともに、避難者以外の不要不急の移動の抑制を呼びかける。

(3) 【フェーズ3】・【フェーズ4】での対応

東京都と広域避難自治体は、駅周辺の混雑状況に関する情報を住民に提供し、安全かつ円滑な避難を促す。

広域避難自治体は、鉄道による避難誘導が混乱なく、安全に実施されるよう、警察署等の関係機関と連携しながら、駅周辺の混雑回避を図るとともに、避難誘導を行う。

4.2.2 車両（貸切バス、自家用車、路線バス、タクシー）利用者に対する避難誘導

(1) 【フェーズ1】・【フェーズ2】での対応

東京都と広域避難自治体は、道路の渋滞緩和を図るため警視庁等の関係機関の協力を得て、渋滞情報を入手するとともに、住民への提供に向けた準備を進める。

(2) 【フェーズ3】での対応

東京都は警視庁等と、広域避難自治体は警察署等の関係機関と連携し、避難誘導を行う。

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、渋滞箇所への集中を回避し、車両利用の平準化を図るため、関係機関・団体等に対し、出勤抑制等の実施、休校等を要請するとともに、避難者以外の不要不急の移動の抑制を呼びかける。

(3) 【フェーズ3】・【フェーズ4】での対応

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、警視庁等の関係機関と主要避難経路の状況、渋滞状況、通行止め等の規制情報その他必要な情報について共有を図る。

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、道路渋滞が発生し、渋滞箇所の通過に多大な時間を要するだけでなく、緊急車両の通行に支障を及ぼす可能性があるため、住民に対し、原則として自家用車による避難を控えるよう呼びかける。

5. 広域避難先施設

広域避難先施設とは、主に、広域避難自治体以外の自治体の水害リスクが低い地に立地し、水害時の指定緊急避難場所又は指定避難所に指定されていない施設等のうち、東京都及び広域避難自治体と広域避難時の施設利用に関する協定を締結した施設をいう。なお、当該施設は、災害対策基本法第60条第2項に規定する「その他の避難場所」に該当する。

広域避難時は、安全な親戚・知人宅等への自主避難を推奨するが、これらの避難先を確保できない避難者の避難先として、広域避難先施設を開設・運営する。

本報告書では、広域避難先施設を「複数の広域避難自治体が運営し、東京都が運営支援する大規模な施設（大規模広域避難先施設）」と、「単独の広域避難自治体が運営する中小規模の施設（中小規模広域避難先施設）」の2つに分類する。

前者の開設・運営の手順等を5.3節に示す。後者の開設・運営手順等を5.4節に示す。

5.1 広域避難先施設との協定締結【平時】

広域避難先施設の確保は、国、東京都、広域避難自治体等の各行政機関が連携して進める。

都内の広域避難先施設としては、都有施設を活用することに加え、国や企業の施設の協力が必要となる。その際、東京都と広域避難自治体は、広域避難先施設管理者（国、企業など）と、施設の利用手順や費用負担等について調整し、その結果を反映した協定を締結する。

広域避難先施設との協定については、東京都と広域避難先施設管理者が締結する「包括協定」と、広域避難自治体と施設管理者が締結する「細目協定」の2層構造とする。

1層目としては、東京都が広域避難自治体相互間や広域避難先施設立地自治体との調整を行うとともに、複数の広域避難自治体の代表窓口として、広域避難先施設管理者との調整を行った上で、東京都と広域避難先施設管理者の間で「包括協定」を締結し、広域避難先施設を確保する。

2層目としては、広域避難自治体が広域避難先施設と「細目協定」を締結し、施設利用の条件や手順等の具体化を図る。

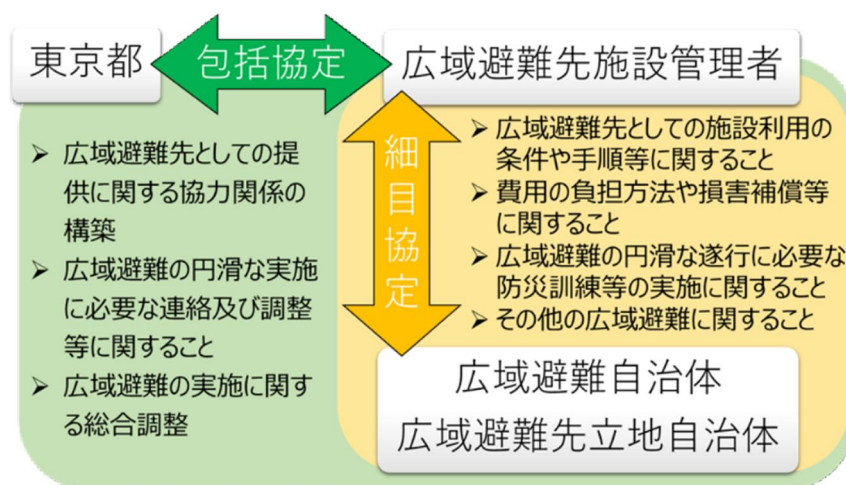


図 広域避難先施設との協定の構造

東京都は、協定を締結した広域避難先施設について、想定される広域避難者数、施設の位置、受入可能人数等を踏まえ、広域避難自治体への割当てを調整する。

5.2 広域避難先施設の開設運営計画の作成【平時】

広域避難自治体は、中小規模広域避難先施設管理者と協力して、中小規模広域避難先施設の具体的な開設運営方法を検討し、開設運営計画として取りまとめる。

複数の広域避難自治体が運営し、東京都が運営支援する大規模広域避難先施設については、東京都が、大規模広域避難先施設管理者と協力して、開設運営計画を取りまとめる。

【開設運営計画に定める事項】

- ・施設利用方針（要支援者の部屋割り、ペット対応等）
- ・広域避難先施設に関する基本条件
 - －施設位置
 - －施設の基本情報
 - －施設収容人数
 - －利用可能な設備（備品、ライフライン等）
- ・運営要員
- ・開設運営手順
 - －立地自治体への確認・利用申請
 - －開設準備・開設
 - －避難者の受入れ・利用ルールの通知
 - －開設報告
 - －閉鎖

5.3 大規模広域避難先施設の開設・運営

広域避難先施設のうち、複数の広域避難自治体が運営する大規模広域避難先施設については、広域避難自治体の職員のための運営ではなく、広域自治体である東京都が、職員や施設運営に係る協力事業者を派遣し、運営を支援する。

以下に、複数の広域避難自治体が運営し、東京都がその運営を支援する大規模広域避難先施設の開設・運営手順を示す。

5.3.1 大規模広域避難先施設の開設に向けた調整【フェーズ１】

東京都は、大規模広域避難先施設管理者に、広域避難自治体による住民避難の検討状況を共有する。

東京都は、大規模広域避難先施設の開設運営及び警備等に関する協定を締結している協力事業者に、広域避難自治体による住民避難の検討状況を共有する。

東京都は、大規模広域避難先施設管理者に施設提供の要請の可能性を共有する。

東京都は、大規模広域避難先施設の開設運営及び警備等に関する協定を締結している協力事業者に、開設運営に必要な誘導員等の確保の要請の可能性を共有する。

東京都は、大規模広域避難先施設の開設運営及び警備等に関する協定を締結している協力事業者に対し、要員の確保を要請する。

5.3.2 開設要請【フェーズ２】

東京都は、大規模広域避難先施設の立地自治体に対し、広域避難先施設としての利用可否を確認する。

東京都は、大規模広域避難先施設管理者に対し、広域避難先施設としての利用の協力要請を行い、大規模広域避難先施設管理者から提供可能なスペース等の報告を受けるとともに、その内容を広域避難自治体に共有する。

広域避難自治体は、東京都から大規模広域避難先施設管理者からの報告内容等を受け、広域避難先施設としての開設を決定する。

5.3.3 開設【フェーズ３】

東京都と広域避難自治体は、運営要員を大規模広域避難先施設に配置する。あわせて運営要員のローテーション（勤務シフト）を整理する。

東京都は、運営要員とは別に、広域避難自治体による運営を補助する要員を大規模広域避難先施設に配置する。

大規模広域避難先施設管理者は、利用する各スペースの開錠方法等を運営要員に伝達する。

運営要員は、「広域避難を促す情報」の発信に合わせて大規模広域避難先施設を開設するとともに、東京都と広域避難自治体に、同施設を開設し、広域避難者の受入を開始したことを報告する。

東京都は、広域避難者に、開設した大規模広域避難先施設の名称や住所、避難時の注意事項等を HP など公表する。

広域避難自治体は、自区の広域避難者に、開設した大規模広域避難先施設の名称や住所、避難時の注意事項等を HP などで公表する。

5.3.4 広域避難者の受入れ【フェーズ3】→【フェーズ5】

運営要員は、広域避難者の誘導、受付を行う。

運営要員は、受付にて把握した情報をもとに避難者数等を確認し、東京都と広域避難自治体に報告する。

開設する大規模広域避難先施設がペット受入可能な場合、運営要員は、ペット同行者に受入条件を説明し、承諾を得て専用スペースに案内する。

東京都は、広域避難者に、開設している大規模広域避難先施設の名称や住所、混雑状況、避難時の注意事項等を HP などで公表する。

広域避難自治体は、自区の広域避難者に、開設している大規模広域避難先施設の名称や住所、混雑状況、避難時の注意事項等を HP などで公表する。

5.3.5 運営【フェーズ3】→【フェーズ5】

運営要員は、広域避難者の入退室管理、安全管理、健康管理、衛生管理を行う。

5.3.6 閉鎖【台風通過後・荒川水位低下後】

広域避難自治体は、自区内の被害状況を確認し、大規模広域避難先施設の利用終了や二次避難（※ここでは、数日の滞在を想定する広域避難先施設から別の避難場所又は避難所等に移動すること）の要否について検討する。二次避難が必要な場合は、二次避難先の確保と避難者の移送について「東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定」等に基づく対応を行うとともに、二次避難先の不足が見込まれる場合は東京都と調整する。

東京都と広域避難自治体は、避難指示が解除されるなど、水害の発生の見込みがなくなった段階で、被害状況や公共交通機関の運行状況等を踏まえ、大規模広域避難先施設の閉鎖を決定する。

運営要員は、大規模広域避難先施設管理者と協力して、避難者に対し、帰宅又は二次避難先への移動を呼びかける。

運営要員は、大規模広域避難先施設の原状回復を行い、同施設を閉鎖するとともに、東京都と広域避難自治体に、大規模広域避難先施設の閉鎖について報告する。

5.4 中小規模広域避難先施設の開設・運営

広域避難先施設のうち、単独の広域避難自治体が運営する中小規模広域避難先施設の開設・運営手順を示す。

5.4.1 中小規模広域避難先施設の開設に向けた調整【フェーズ１】

広域避難自治体は、中小規模広域避難先施設管理者に、自らが実施する住民避難の検討状況を共有する。

広域避難自治体は、中小規模広域避難先施設管理者に施設提供の要請の可能性を共有する。

広域避難自治体は、東京都に中小規模広域避難先施設の開設に向けた調整状況を共有する。

東京都は、広域避難自治体による中小規模広域避難先施設の開設に向けた調整にあたり、中小規模広域避難先施設管理者又は施設立地自治体等との間で支障が生じた場合、中小規模広域避難先施設管理者と締結した包括協定や災害救助法第２条第２項の趣旨を踏まえ、総合調整を行う。

5.4.2 開設要請【フェーズ２】

広域避難自治体は、中小規模広域避難先施設の立地自治体に対し、広域避難先施設としての利用可否を確認する。

広域避難自治体は、中小規模広域避難先施設管理者に対し、広域避難先施設としての利用の協力要請を行い、中小規模広域避難先施設管理者から提供可能なスペース等の報告を受ける。

広域避難自治体は、中小規模広域避難先施設管理者からの報告内容等を受け、広域避難先施設としての開設を決定する。

広域避難自治体は、東京都に、広域避難先として開設する施設の名称・利用可能スペース・開設時期等について報告する。

東京都は、他県に立地する施設を広域避難先施設として利用する必要がある場合、当該県と協議し、国に報告する（災害対策基本法第６１条の５）。国は、東京都より求めがあった場合、他県への広域避難について助言を行う（災害対策基本法第６１条の７）。

東京都は、必要に応じて、国に対し、国が所有する施設の広域避難先施設としての利用について、協力を要請する。

5.4.3 開設【フェーズ３】

広域避難自治体は、運営要員を中小規模広域避難先施設に配置する。あわせて運営要員のローテーション（勤務シフト）を整理する。

東京都は、広域避難自治体による運営を補助する要員を中小規模広域避難先施設に配置する。

中小規模広域避難先施設管理者は、利用する各スペースの開錠方法等を運営要員に伝達する。

運営要員は、「広域避難を促す情報」の発信に合わせて中小規模広域避難先施設を開設するとともに、広域避難自治体に報告する。

広域避難自治体は、自区の広域避難者に、開設した中小規模広域避難先施設の名称や住所・避難時の注意事項等を HP など公表する。

広域避難自治体は、東京都に、中小規模広域避難先施設を開設したことを報告する。

5.4.4 広域避難者の受入れ【フェーズ3】→【フェーズ5】

運営要員は、広域避難者の誘導、受付を行う。

運営要員は、受付にて把握した情報をもとに避難者数等を確認し、広域避難自治体に報告する。
広域避難自治体は、東京都に避難者数等を報告する。

開設する中小規模広域避難先施設がペット受入可能な場合、運営要員は、ペット同行者に受入条件を説明し、承諾を得て専用スペースに案内する。

東京都は、広域避難者に、開設している中小規模広域避難先施設の名称や住所、混雑状況、避難時の注意事項等を HP などで公表する。

広域避難自治体は、自区の広域避難者に、開設している中小規模広域避難先施設の名称や住所、混雑状況、避難時の注意事項等を HP などで公表する。

5.4.5 運営【フェーズ3】→【フェーズ5】

運営要員は、広域避難者の入退室管理、安全管理、健康管理、衛生管理を行う。

5.4.6 閉鎖【台風通過後・荒川水位低下後】

広域避難自治体は、自区内の被害状況を確認し、中小規模広域避難先施設の利用終了や二次避難（※ここでは、数日の滞在を想定する広域避難先施設から別の避難場所又は避難所等に移動すること）の要否について検討する。二次避難が必要な場合は、二次避難先の確保と避難者の移送について「東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定」等に基づく対応を行うとともに、二次避難先の不足が見込まれる場合は、東京都と調整する。

広域避難自治体は、避難指示が解除されるなど、水害の発生の見込みがなくなった段階で、被害状況や公共交通機関の運行状況等を踏まえ、中小規模広域避難先施設の閉鎖を決定する。

運営要員は、中小規模広域避難先施設管理者と協力して、避難者に対し、帰宅又は二次避難先への移動を呼びかける。

運営要員は、中小規模広域避難先施設の原状回復を行い、同施設を閉鎖するとともに、広域避難自治体に、中小規模広域避難先施設の閉鎖について報告する。

広域避難自治体は、東京都に中小規模広域避難先施設の閉鎖について報告する。

5.4.7 東京都への報告・要請【フェーズ1】→【フェーズ5】

広域避難自治体は、東京都に自らが運営する中小規模広域避難先施設の次の情報を報告する。

※重複記載あり

【報告事項】

- ・ 広域避難先施設の開設要請状況
- ・ 広域避難先施設の開設状況
- ・ 広域避難者の受入状況
- ・ 広域避難先施設の閉鎖

東京都は、広域避難者に開設した全ての中小規模広域避難先施設の開設運営状況を都の HP 等で公表する。

広域避難自治体は、次の状況が発生した場合は、東京都に対し、調整を要請する。

【調整事項】

- ・ 中小規模広域避難先施設の開設にあたり、十分な広域避難者の受入れを確保できない場合
- ・ 中小規模広域避難先施設の閉鎖にあたり、広域避難者の移送が必要になった場合

6. 首都圏大規模水害広域避難タイムライン

東京都と広域避難自治体は、広域避難に係る関係機関（政府機関、広域避難自治体、警察・消防、交通事業者、通信事業者、報道機関等）と連携し、広域避難時の具体的なオペレーションを時間軸に沿って整理する。

東京都と広域避難自治体は、令和6年3月に作成した「首都圏大規模水害広域避難タイムライン」について、組織内での検討や訓練等での検証を通じて、広域避難対応や関係機関との連携内容について、ブラッシュアップを図る。

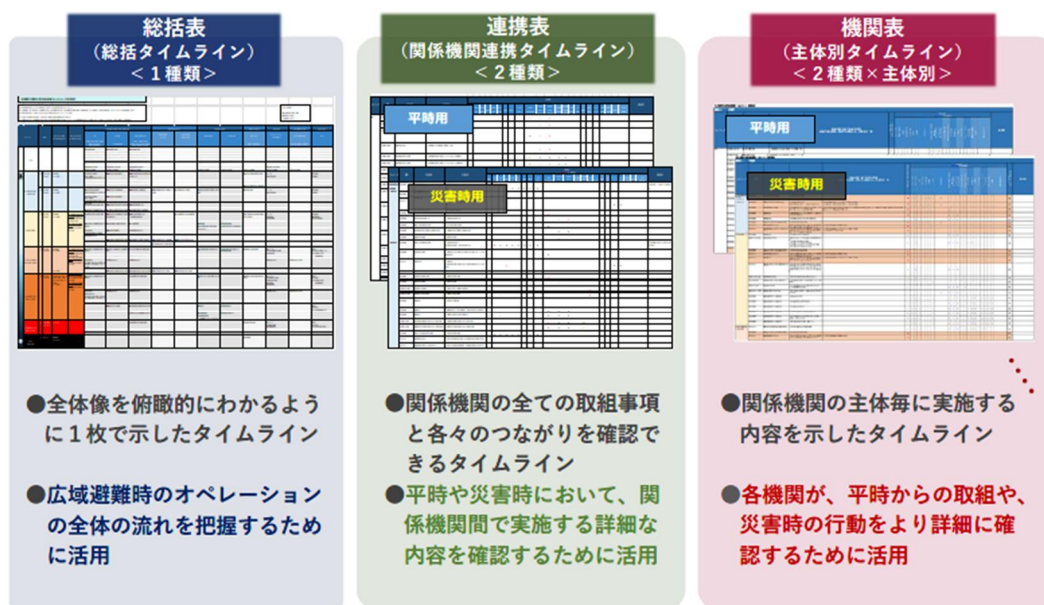


図 首都圏大規模水害広域避難タイムライン

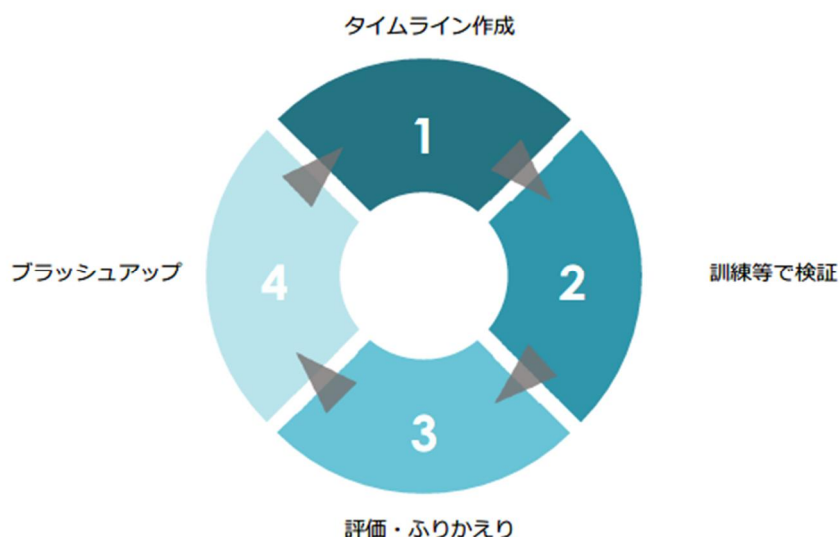


図 広域避難タイムラインのブラッシュアップ

[illegible]42

7. 平時の普及啓発

国、東京都及び広域避難自治体は、広域避難に係る関係機関と連携し、対象地域の住民に対し、大規模水害時の広域避難に関する普及啓発を行う。

【普及啓発メニューの例】

- 水害リスクの周知（例：浸水深、浸水継続時間）
- 避難促進に関する周知
（例：大規模水害の特徴、広域避難の必要性）
- 避難行動計画の作成促進
（例：マイ・タイムラインの作成）
- 事前準備の周知
（例：避難先や避難ルートの確認、備蓄）
- 情報入手方法の周知（例：ホームページ、SNS）
- 避難手段・混乱防止対策の周知
（例：混雑発生箇所の確認方法）

【普及啓発手段の例】

- 我が家の水害リスク診断書（東京都・江東5区）
- 東京マイ・タイムライン（東京都）
- マイ・タイムラインリーダーの育成
- 川の防災情報、キキクル（国土交通省・気象庁）
- ハザードマップ、まるごとまちごとハザードマップ
- 防災セミナー、防災シンポジウム
- 防災訓練、出前講座、講習会
- 広報誌、ホームページ、SNS、防災アプリ
- デジタルサイネージの活用

管理番号 東京都、江戸川区

我が家の水害リスク診断書

〒000-0000
江戸川区〇〇一丁目2番3号
東京 太郎 様

1. 水害リスク診断結果

ご自宅の住所 江戸川区〇〇一丁目2番3号

水害リスク診断結果 **ご自宅の地域には水害リスクがあります。**

主な水害リスク※1	荒川の洪水	江戸川の洪水	高潮
①浸水の深さ※2	5.5 m	3.0 m	3.3 m
②浸水継続期間※3	20日間	4日間	6日間
③堤防の決壊等により家屋倒壊・流出のおそれのある地域に該当	該当する	該当しない	

※1 主な水害リスクは、堤防決壊等により最も被害が大きい場合を想定しています。
 ※2 ①の浸水の深さは、地面から水深までの高さです。
 ※3 ②の浸水継続期間は、浸水の深さが50cmを超えて①の深さに達した場合、再度50cmを下回るまでにかかる日数です。

2. 水害リスク診断結果を踏まえてとれるあなたの行動

【①浸水の深さ】で、自宅に浸水せず安全を確保できる部屋が

あり → 【②浸水継続期間】の間、自宅で通常の生活（食料・トイレ・医療等）ができる

↓

【③堤防の決壊等により家屋倒壊・流出のおそれのある地域に】該当する

↓

該当しない

自宅避難（在宅避難）も可能
日頃から多くの水や食料等の十分な備蓄が必要です。⇒右側の「ポイント2」を参照

自宅の外への避難が必要！
以下のことを事前に決めておきましょう。

○避難先 ○避難のタイミング

親戚・知人宅 福祉施設 など

大規模な水害発生のおそれがある場合、区内の避難所も浸水することがあるため、**広域避難（浸水しない区外への避難）**等が必要になります。⇒右側の「ポイント1」を参照

ポイント1 大規模な水害発生のおそれがあるとき、「広域避難」が必要になる場合があります。

巨大台風や大雨による大規模な水害発生のおそれがある場合、江東5区*共同で、約3日前(72時間前)より段階的に**広域避難（浸水しない区外への避難）**の情報を発令します。広域避難の情報に合わせて、天候が晴れていても、**早めの避難行動を実施しましょう。**

広域避難の情報-取るべき避難行動-避難手段

（*江東5区、豊田区、江東区、墨田区、葛飾区、江戸川区）

《広域避難の情報》 《取るべき避難行動》 《避難手段》

72時間前 共同検討開始 避難準備

48時間前 自主的広域避難情報（広域避難の呼びかけ） 区外へ安全な場所へ避難 避難所や避難所等への移転・避難 徒歩 自転車 公共交通機関 徒歩 自転車 公共交通機関

24時間前 広域避難指示 大規模な水害発生 大規模な水害発生

9時間前 域内緊急避難（緊急） 広域避難は困難 大規模な水害発生

緊急発生 大規模な水害発生

ポイント2 自宅避難（在宅避難）した場合の備蓄の目安について

水害で浸水すると、ライフライン（電気・ガス・水道）が長期間使えなくなり、生活にさまざまな支障をきたします。そのため、自宅（在宅）に避難する場合は、水や食料等の十分な備蓄が必要です。必要な備蓄については、裏面右側の「必要な備蓄品目」をご確認ください。

キッチン リビング

高齢者や障害者等の避難に際し支障のある方へ

- 自宅の外へ避難する場合には、親戚・知人宅・福祉施設など、避難所以外の安全な避難先をあらかじめ確保して、早めに避難するようにしましょう。
- 自宅にとどまる場合は、備蓄品の他に、薬なども十分に用意しておきましょう。

○ 避難のタイミングなど、水害に関する詳しい情報は、お住まいの区の公式ホームページでご確認ください。

図 我が家の水害リスク診断書（東京都・江東5区）

東京防災

東京マイ・タイムライン

雨ニモマケズ 風ニモマケズ

東京マイ・タイムライン作成用『行動』シール

1. 避難準備の開始

2. 避難開始

3. 避難開始（避難所へ移動）

4. 避難開始（避難所へ移動）

5. 避難開始（避難所へ移動）

6. 避難開始（避難所へ移動）

7. 避難開始（避難所へ移動）

8. 避難開始（避難所へ移動）

9. 避難開始（避難所へ移動）

10. 避難開始（避難所へ移動）

11. 避難開始（避難所へ移動）

12. 避難開始（避難所へ移動）

13. 避難開始（避難所へ移動）

14. 避難開始（避難所へ移動）

15. 避難開始（避難所へ移動）

16. 避難開始（避難所へ移動）

17. 避難開始（避難所へ移動）

18. 避難開始（避難所へ移動）

19. 避難開始（避難所へ移動）

20. 避難開始（避難所へ移動）

21. 避難開始（避難所へ移動）

22. 避難開始（避難所へ移動）

23. 避難開始（避難所へ移動）

24. 避難開始（避難所へ移動）

25. 避難開始（避難所へ移動）

26. 避難開始（避難所へ移動）

27. 避難開始（避難所へ移動）

28. 避難開始（避難所へ移動）

29. 避難開始（避難所へ移動）

30. 避難開始（避難所へ移動）

31. 避難開始（避難所へ移動）

32. 避難開始（避難所へ移動）

33. 避難開始（避難所へ移動）

34. 避難開始（避難所へ移動）

35. 避難開始（避難所へ移動）

36. 避難開始（避難所へ移動）

37. 避難開始（避難所へ移動）

38. 避難開始（避難所へ移動）

39. 避難開始（避難所へ移動）

40. 避難開始（避難所へ移動）

41. 避難開始（避難所へ移動）

42. 避難開始（避難所へ移動）

43. 避難開始（避難所へ移動）

44. 避難開始（避難所へ移動）

45. 避難開始（避難所へ移動）

46. 避難開始（避難所へ移動）

47. 避難開始（避難所へ移動）

48. 避難開始（避難所へ移動）

49. 避難開始（避難所へ移動）

50. 避難開始（避難所へ移動）

51. 避難開始（避難所へ移動）

52. 避難開始（避難所へ移動）

53. 避難開始（避難所へ移動）

54. 避難開始（避難所へ移動）

55. 避難開始（避難所へ移動）

56. 避難開始（避難所へ移動）

57. 避難開始（避難所へ移動）

58. 避難開始（避難所へ移動）

59. 避難開始（避難所へ移動）

60. 避難開始（避難所へ移動）

61. 避難開始（避難所へ移動）

62. 避難開始（避難所へ移動）

63. 避難開始（避難所へ移動）

64. 避難開始（避難所へ移動）

65. 避難開始（避難所へ移動）

66. 避難開始（避難所へ移動）

67. 避難開始（避難所へ移動）

68. 避難開始（避難所へ移動）

69. 避難開始（避難所へ移動）

70. 避難開始（避難所へ移動）

71. 避難開始（避難所へ移動）

72. 避難開始（避難所へ移動）

73. 避難開始（避難所へ移動）

74. 避難開始（避難所へ移動）

75. 避難開始（避難所へ移動）

76. 避難開始（避難所へ移動）

77. 避難開始（避難所へ移動）

78. 避難開始（避難所へ移動）

79. 避難開始（避難所へ移動）

80. 避難開始（避難所へ移動）

81. 避難開始（避難所へ移動）

82. 避難開始（避難所へ移動）

83. 避難開始（避難所へ移動）

84. 避難開始（避難所へ移動）

85. 避難開始（避難所へ移動）

86. 避難開始（避難所へ移動）

87. 避難開始（避難所へ移動）

88. 避難開始（避難所へ移動）

89. 避難開始（避難所へ移動）

90. 避難開始（避難所へ移動）

91. 避難開始（避難所へ移動）

92. 避難開始（避難所へ移動）

93. 避難開始（避難所へ移動）

94. 避難開始（避難所へ移動）

95. 避難開始（避難所へ移動）

96. 避難開始（避難所へ移動）

97. 避難開始（避難所へ移動）

98. 避難開始（避難所へ移動）

99. 避難開始（避難所へ移動）

100. 避難開始（避難所へ移動）

図 東京マイ・タイムライン（東京都）

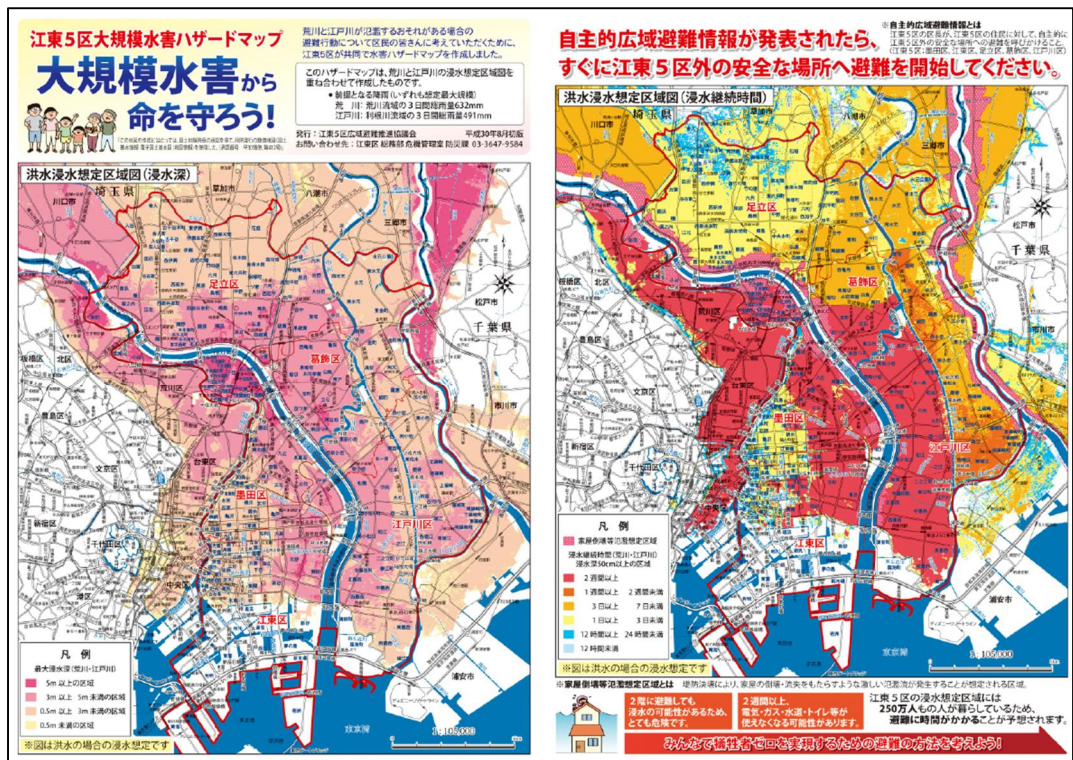


図 江東5区大規模水害ハザードマップ（江東5区）



第 2 部

第2部 目次

1. 概要（第2部）	1
2. 「首都圏大規模水害広域避難タイムライン」との関係	1
3. 東京都の対応案（例示）	4
3.1 広域避難に係る情報の発信等	6
3.2 避難手段の確保・避難誘導等	44
3.3 広域避難先施設の開設・運営等	74
3.4 大規模水害時の適切な避難行動の普及・啓発等	104
巻末資料	106

1. 概要（第2部）

第2部は、第1部を踏まえ、東京都及び関係自治体が、広域避難を中心とする住民避難の対応の具体化を進めるに当たり、双方の対応を一体的に展開していく必要があることから、情報共有の時機を明確化するとともに、各主体が同時並行で実施すべき対応を実務的に整理し、東京都及び関係自治体の広域避難計画をより実効性の高いものとするを目的に、複数の関係自治体や関係機関をつなぐ役割を担う東京都が実施する「広域避難に関する情報の発信強化」、「鉄道等の避難手段の確保」、「広域避難先施設の開設・運営」などの対応について、「首都圏大規模水害広域避難タイムライン」における東京都の「機関表」を基に、その取組や手順の案をより具体的に例示するものである。

2. 「首都圏大規模水害広域避難タイムライン」との関係

内閣府と東京都が共同で設置した「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」において、令和6年3月、「首都圏大規模水害広域避難タイムライン」をとりまとめた。このタイムラインは、行政・交通・報道等の関係機関の実務者の意見を反映し、「総括表」「連携表」「機関表」の構成で、台風接近時から氾濫発生までの具体的な実施内容や役割分担等を時系列で可視化したものである。

<総括表の概要>

総括表は、タイムラインの全体像を俯瞰的にわかるように1枚で示したタイムラインである。広域避難時のオペレーションの全体の流れを把握するために活用する。

首都圏大規模水害広域避難タイムライン 【①総括表】							
○東京東部低地帯における「高潮浸水」を想定した広域避難に関するタイムライン。 ○対象機関は、国、東京都、広域避難自治体、広域避難先施設管理者、鉄道事業者、バス事業者、その他行政機関、マスコミ・メディア、通信事業者、住民。 ○高潮氾濫が発生した時刻「10月12日22時」を発災時刻（ゼロアワー）として設定。 ○台風・荒川流域平均雨量は、「江東5区大規模水害広域避難計画」に準ずる。 ○各機関の対応は、首都圏検討会の成果（「広域避難計画策定支援ガイドライン」、「広域避難計画モデルの策定に向けて（鉄道・バスの内容）」）を基に整理し、内容を補足。							
タイミング	時間	気象・水文情報 【平均風速(東京)】	台風・荒川流域 平均雨量の予測	広域避難の実施判断・情報発信			
				国 (内閣府、国土交通省、気象庁、 消防庁、海上保安庁、 自衛隊、警察庁等)	東京都 (災害対策本部)	広域避難自治体 (中央区、台東区、墨田区、 江東区、北区、荒川区、板橋区、 足立区、葛飾区、江戸川区)	
平時				●事前準備の周知	●事前準備の周知	●事前準備の周知	
				●広域避難先施設との調整	●広域避難先施設との調整	●広域避難先施設との調整	
				●切迫した状況での避難体制の整備	●切迫した状況での避難体制の整備	●切迫した状況での避難体制の整備	
				●避難の促進に関する周知	●避難の促進に関する周知	●避難の促進に関する周知	
				●避難行動計画の作成促進	●避難行動計画の作成促進	●避難行動計画の作成促進	
				■情報の入手方法の周知	■情報の入手方法の周知	■情報の入手方法の周知	
				■避難手段の周知	■避難手段の周知	■避難手段の周知	
				★情報収集手段の周知	★情報収集手段の周知	★情報収集手段の周知	
				★水害リスクの周知	★水害リスクの周知	★水害リスクの周知	
				★避難防止対策の周知	★避難防止対策の周知	★避難防止対策の周知	
				★記者会見等(気象庁) ・台風への警戒 ※台風の進路や強度の予測をふまえて実施を判断	●●★応急対策本部設置	●●★災害対策本部等の設置※各区の計画による	
						●●★課長会議(5区)	
				●●★災害対策本部設置	●●★自治体との情報共有 ※気象予測等を踏まえ、総合的に判断される	●●★東京都との情報共有	●●★広域避難確認
共同検討開始前の 事前協議	～120h 発災5日前 (7日22時)	○台風情報 【15m/s未満】		●●★災害対策本部設置	●●★自治体との情報共有	●●★東京都との情報共有	●●★広域避難確認
	～96h 発災4日前 (8日22時)	○台風情報 【15m/s未満】		●●★災害対策本部設置	●●★自治体との情報共有	●●★東京都との情報共有	●●★広域避難確認

図 首都圏大規模水害広域避難タイムライン 【①総括表】のイメージ

＜連携表の概要＞

連携表は、全ての実施内容と関係機関の横のつながりを確認できるタイムラインである。
平時や災害時において、関係機関間で実施する詳細な内容を確認するために活用する。

首都圏大規模水害広域避難タイムライン【②連携表】

「実施主体」として実施する機関は、関係機関欄に「●」で示されています。
「実施主体」の「連携機関」となる機関については、関係機関欄に「●」で示されています。

タイミング	種類	実施項目	実施内容	内閣府	国土省 (総務防災)	国土省 (河川)	国土省 (運輸)	気象庁	経済省 (消防)	海上 保安庁	自衛隊	警察庁	その他 関係等
共同検討開始後の 事前協議 (5日前以降)	00体制構築	■災害警戒会議の開催	・災害警戒会議の開催	●	●	●	●	●	●		●	●	●
	00体制構築	■災害警戒本部の設置	・災害警戒本部の設置										
	01呼びかけ	■記者会見等	・記者会見等 ※台風の進路や強度の予測をふまえて記者会見を実施するかどうか判断する					●					
	00体制構築	■応急対策本部の設置（都）	・応急対策本部の設置（都）										
	00体制構築	■災害対策本部の設置（区）	・災害対策本部の設置（区）										
	00体制構築	■都庁に警視庁連絡室を設置	・都庁に警視庁連絡室を設置										
	00体制構築	■都庁に東京消防庁連絡室を設置	・都庁に東京消防庁連絡室を設置										
	00体制構築	■区市町村の災害対策本部設置に合わせて消防署から消防リエンソンオフィサーを派遣	・区市町村の災害対策本部設置に合わせて消防署から消防リエンソンオフィサーを派遣										
	00体制構築	■広域避難自治体に警察署から連絡員を派遣	・広域避難自治体に警察署から連絡員を派遣										
	00体制構築	■議長総会議の開催	・議長総会議の開催										
(避難4日前)	00体制構築	■政府の災害対策本部の設置	・災害対策本部の設置 ※気象予測等を踏まえ、組合的に判断される	●	●	●	●	●	●		●	●	●
	00体制構築	■災害救助法の適用	・災害救助法のおそれ段階に於ける適用（第2条第2項）について都道府県に助議	●									
	01呼びかけ	■記者会見等	・記者会見等 ※台風の進路や強度の予測をふまえて記者会見を実施するかどうか判断する					●					
	00体制構築	■災害対策本部の設置（都）	・災害対策本部の設置（都）										
	00体制構築	■災害対策本部の設置（都）	・災害対策本部の設置（都）										

関係機関 (●：実施主体 ●：連携機関)														判断基準	備考
自衛隊	警察庁	その他 関係等	東京都 (災害対策本部)	広域避難 自治体 (江東区)	広域避難 自治体 (江東区)	広域避難 自治体 (江東区)	消防 本部	バス 事業者	警視庁	東京 消防庁	マスコミ・ メディア	消防 本部	東京消防 会議所		
●	●	●							●					○台風が発生し、日本本土への影響の可能性	
									●		●	●			
			●						●						
			●	●	●				●		●				
			●						●		●				
				●	●				●		●				
				●					●		●				
●	●	●												○特別警報級の台風となり上昇または接近の可能性	
			●												
											●	●			
			●												

図 首都圏大規模水害広域避難タイムライン【②連携表】の抜粋
(上段：左側、下段：右側)

<機関表の概要>

機関表では、台風接近時から発災に至るまでの気象・河川情報の監視、態勢立上げ、知事記者会見などの報道発表による広域避難等の呼びかけ、鉄道事業者との調整、避難先施設の開設や受入調整など、都が担う主要な実施内容をフェーズごとに明確化している。

首都圏大規模水害広域避難タイムライン【③機関表（災害時）】					
貴機関が「主体」として実施する内容については、 緑色 でハッチングしています。 貴機関が他機関と「連携」して実施する内容については、「△」の付いている機関が主体として実施します。 災害時に実施済の項目については、「項目実施チェック欄」に△を記入します。					
機関名：東京都（災害対策本部）					
タイミング	種類	実施項目	実施内容	実施内容に関する具体的事項 (実施内容の詳細、具体的な実施方法、注意事項 等)	東京都（災害対策本部）の実施内容
広域避難を促す情報の発表	01呼びかけ	■「広域避難を促す情報」の発表	・「広域避難を促す情報」の発表		△
	02避難手段の確保	■広域避難先施設の確保共有	・広域避難先施設の収容状況（受け入れ可能人数等）		○
	02避難手段の確保	■計画運休に関する情報共有	・鉄道事業者と関係機関との情報共有 ○鉄道運休状況 ○計画運休の実施予定 ○路線の混雑状況 ○駅の混雑状況	・広域避難に係る鉄道路線の計画運休の可能性	△
	02避難手段の確保	■道路状況に関する情報共有	・道路管理者と関係機関との情報共有 ○主要避難経路の状況（ CCTV映像等） ○渋滞情報（実績、予想） ○通行止め等の規制情報		△
	00体制構築	■関係機関間での情報共有	・台風上陸の可能性		△
	00体制構築	■関係機関間での情報共有	・広域避難施設の開設状況	・各区が開設した広域避難先施設の確認	○
	00体制構築	■関係機関間での情報共有	・共同検討の実施状況		

する具体的事項 な実施方法、注意事項 等)		連携機関 (○実施主体 △連携機関)																		項目実施チェック欄 (△を記入)	備考欄
	△																			□	
	○																			□	
	△	△	△	△	△	△					△	△		△	△					□	
	△	△	△	△	△	△					△	△		△	△				△	□	
	△	△	△	△	△	△					△	△		△	△					□	
	○	△	△	△	△	△					△	△		△	△					□	

図 首都圏大規模水害広域避難タイムライン【③機関表（東京都 災害対策本部）】の抜粋
(上段：左側、下段：右側)

3. 東京都の対応案（例示）

広域避難自治体が、各段階において実施すべき対応のタイミング及び内容を検討する際の参考となるよう、複数の広域避難自治体や関係機関との連絡調整を担う東京都の対応案を、「広域避難タイムライン（東京都・機関表）」を参考に、以下の項に例示する。

<各フェーズの概要>

本報告書は、「首都圏大規模水害広域避難タイムライン」と同様に、発災（氾濫発生）をゼロアワー（0hr）とし、東京都の広域避難に係る対応項目（「広域避難に係る情報の発信等」・「避難手段の確保・避難誘導等」・「広域避難先施設の開設・運営等」）ごとに、時間軸に沿って整理する。各フェーズにおける天候等の状況と、東京都の広域避難に係る主な対応は、下表のとおり。

表 各フェーズにおける天候等の状況と東京都の主な対応

フェーズ 時間軸	状況※ (天候・社会的な変化など)	東京都の主な対応
フェーズ 1 発災の概ね 120 時間前 から 72 時間前 概ね 5 日前 から 概ね 4 日前	—天候— ✓ 台風の東京地方への最接近までは時間があり、当該台風による影響がほとんどない状況 ✓ 台風の予報円（5 日先）に東京地方が含まれ始め、今後の進路次第では影響が出る可能性がある —社会的な変化— ✓ ニュースでは、東京地方への台風上陸の可能性を報じている	—広域避難に係る情報の発信等— ✓ 災害即応対策本部等の設置 ✓ 「広域避難の検討開始」の発信に向けた情報共有等 —避難手段の確保・避難誘導等— ✓ 各機関との情報共有等 ✓ 「輸送力増強」の要請に向けた情報共有等 —広域避難先施設の開設・運営等— ✓ 大規模広域避難先施設の開設・運営に向けた情報共有等 ✓ 広域避難先施設の開設状況等の発信に向けた情報共有等
フェーズ 2 発災の概ね 72 時間前 から 48 時間前 概ね 3 日前	—天候— ✓ 台風の進路予想の確度が上がり、予報円の中心が東京に近づく段階 ✓ 雨や風の影響は少ないものの、高潮や河川氾濫のリスクが高まる可能性がある ✓ 小笠原諸島から島しょ部に影響が始めている —社会的な変化— ✓ 島しょ部では、避難開始 ✓ ニュースでは、東京東部低地帯の浸水リスクを解説している ✓ 鉄道は、計画運休の実施の可能性を発表 ✓ 一部の住民は自主的な避難を開始 ✓ 一部の道路で交通渋滞が発生している ✓ 一部の企業・学校では、休業・休校を発表	—広域避難に係る情報の発信等— ✓ 「広域避難の検討開始」の情報発信等（概ね△72h） ✓ 「自主的な避難を促す情報」の発信に向けた情報共有 ✓ 「自主的な避難を促す情報」の発信（概ね△60h） —避難手段の確保・避難誘導等— ✓ 各機関との情報共有等 ✓ 「輸送力増強」の要請等 —広域避難先施設の開設・運営等— ✓ 大規模広域避難先施設の開設準備 ✓ 広域避難先施設の開設・混雑状況の発信準備

フェーズ 時間軸	状況※ (天候・社会的な変化など)	東京都の主な対応
フェーズ3 発災の概ね 48時間前 から 24時間前 概ね2日前	ー天候ー ✓台風の接近により、東京都への影響が現実的になり、雨や風が徐々に強まる可能性がある段階 ー社会的な変化ー ✓鉄道は、計画運休の実施（確定）を発表 ✓ターミナル駅や一部の路線で避難者による混雑が見られる ✓自家用車避難（自粛）に関する問い合わせ多数 ✓広域避難先施設への避難開始 ✓広域避難先施設に関する問い合わせ多数	ー広域避難に係る情報の発信等ー ✓「広域避難を促す情報」の発信に向けた情報共有等 ✓「広域避難を促す情報」の発信（概ね△36h） ー避難手段の確保・避難誘導等ー ✓各機関との情報共有等 ✓「輸送力増強」の要請等 ー広域避難先施設の開設・運営等ー ✓大規模広域避難先施設の開設・避難者受入れ（開始） ✓広域避難先施設の開設状況の発信（開始）
フェーズ4 発災の概ね 24時間前 から 9時間前 概ね1日前	ー天候ー ✓台風の接近により、暴風・高潮・河川氾濫などの危険が高まり、災害の発生が現実的な段階 ー社会的な変化ー ✓鉄道は、計画運休を開始 ✓運休となった鉄道駅に滞留者が発生している ✓多くの企業・学校は休業・休校を発表 ✓コンビニエンスストア等の商店では臨時休業の実施を発表	ー広域避難に係る情報の発信等ー ✓「垂直避難を促す情報」・「緊急安全確保」の発信に向けた情報共有等 ー避難手段の確保・避難誘導等ー ✓各機関との情報共有等 ー広域避難先施設の開設・運営等ー ✓大規模広域避難先施設における避難者受入れ（継続） ✓広域避難先施設の開設状況等の発信（継続）
フェーズ5 発災の概ね 9時間前 から 発災（0hr） 発災前	ー天候ー ✓台風の接近・上陸により、暴風や高潮、河川氾濫などの危険が目前に迫っている段階 ー社会的な変化ー ✓コンビニエンスストア等の商店が臨時休業 ✓東京の都市機能が停止	ー広域避難に係る情報の発信等ー ✓「垂直避難を促す情報」の発信（△9h） ✓「緊急安全確保」の発信（0h） ー避難手段の確保・避難誘導等ー ✓各機関との情報共有 ー広域避難先施設の開設・運営等ー ✓大規模広域避難先施設における避難者受入れ（継続） ✓広域避難先施設の混雑状況等の発信（継続） ✓（※発災後）大規模広域避難先施設の閉鎖

※首都圏大規模水害広域避難タイムライン【想定シナリオ】を参考に作成

3.1 広域避難に係る情報の発信等

3.1.1 【平時】情報発信に向けた事前調整等

<実施概要>

発災時の適時適切な対応につなげるため、広域避難の情報発信等に必要な資料等を関係機関等と連携・調整の上、作成する。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	情報共有体制の構築	情報 1-1
2	「想定タイムライン（案）」の作成	情報 1-2
3	「災害即応対策本部会議報告資料（案）」の作成	情報 1-3
4	「広域避難の検討開始」の情報発信に係る「報道発表資料（案）」等の作成	情報 1-4
5	「自主的な避難を促す情報」の発信に係る「報道発表資料（案）」等の作成	情報 1-5
6	「広域避難を促す情報」の発信に係る「報道発表資料（案）」等の作成	情報 1-6
7	「垂直避難を促す情報」の発信に係る「報道発表資料（案）」等の作成	情報 1-7
8	「緊急安全確保」の情報発信に係る「報道発表資料（案）」等の作成	情報 1-8

■情報 1-1 情報共有体制の構築

<概要>

東京都と広域避難自治体が相互に連携し、それぞれが行うべき対応の確実な実施に向け、広域避難自治体との情報共有体制を構築する。

<平時の取組>

- ① 東京都は、東京都と広域避難自治体間の情報共有を確実に行うため、広域避難自治体と連携して、メールを活用した東京都と広域避難自治体間の情報共有体制を構築する。（以下、「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」という。）東京都と広域避難自治体間の情報共有は、この「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で行うことを基本とし、必要に応じてWEB会議を開催するものとする。なお、東京都と広域避難自治体間での確定事項等の記録を残す必要がある場合は、東京都災害情報システム（DIS）（以下、「DIS」という。）で情報共有を行う。
- ② 東京都は、台風接近時に荒川下流河川事務所が荒川下流タイムライン関係機関（構成員）を対象に開催する「危機感共有WEB会議」への参加体制を構築する。

■情報 1-2 「想定タイムライン（案）」の作成

<概要>

東京都と広域避難自治体が相互に連携し、それぞれが行うべき対応の確実な実施に向け、関係機関と連携し、鉄道の計画運休などを踏まえた概ねのスケジュールを共有する「想定タイムライン（案）」を作成する。

<平時の取組>

- ① 東京都は、関係機関と連携して台風の進路予測から発災日時や鉄道の計画運休の開始日時を想定し、「広域避難を促す情報」などが住民に最も伝わる時間帯に発信できるよう調整した「想定タイムライン（案）」を作成する。

■情報 1-3 「災害即応対策本部会議報告資料（案）」の作成

<概要>

災害即応対策本部会議（又はそれに準じる会議）において、広域避難の準備・実施状況等を共有できる「災害即応対策本部会議報告資料（案）」を作成する。

<平時の取組>

- ① 東京都は、発災時に庁内で開催される「災害即応対策本部会議（又はそれに準じる会議）」において、広域避難自治体から共有された広域避難の実施に向けた検討状況などを報告する。島しょ部において、大型台風による大規模な被害の発生のおそれがある（又はひっ迫・発生）中においても、広域避難に係る対応を関係部局等に迅速かつ的確に共有できるよう、あらかじめ「災害即応対策本部会議報告資料（案）」を作成する。「同報告資料（案）」に記載する事項は、以下のとおり。

- ✓大規模水害時の広域避難（概要）
- ✓広域避難における主な都の対応
- ✓対応の手順
- ✓今次台風の想定タイムライン
- ✓広域避難自治体の広域避難の実施に向けた検討状況
- ✓広域避難先施設の開設準備・開設状況
- ✓計画運休の想定開始日時・想定発表日時

－フェーズ－

- 広域避難の検討開始
- 自主的な避難を促す情報
- 広域避難を促す情報
- 垂直避難を促す情報
- 緊急安全確保

■情報 1-4 「広域避難の検討開始」の情報発信に係る「報道発表資料（案）」等の作成

<概要>

広域避難自治体が「広域避難の検討開始」の情報を発信した後、東京都が、速やかに広域避難自治体が避難情報を発信したことを発信できるよう、住民に適切な避難行動を促すために伝えるべき情報などを整理した「報道発表スライド（案）」及び「HP 掲載文（案）」等を作成する。

<平時の取組>

- ① 東京都は、広域避難自治体と調整の上、「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」なども踏まえ、「広域避難の検討開始」の情報発信において、発信すべき内容を取りまとめた「報道発表スライド（案）」及び「発言骨子（案）」を作成する。また、知事会見等を適切に進めるため「想定質問・回答（案）」を作成する。「報道発表スライド（案）」に記載する事項は、以下のとおり。
 - ✓広域避難の検討開始 ✓高齢者等の避難行動の確認等 ✓屋内安全確保が可能な条件
 - ✓自主的な避難先の確保 ✓鉄道等の公共交通機関での避難
 - ✓鉄道等の運行状況の情報収集 ✓自家用車での早期避難
- ② 東京都は、HP や SNS の掲載に至るまでの庁内手続きを把握するとともに、「広域避難の検討開始」の情報発信に係る「報道発表スライド（案）」を踏まえた「HP 掲載文（案）」と「X 掲載文（案）」を作成する。

■情報 1-5 「自主的な避難を促す情報」の発信に係る「報道発表資料（案）」等の作成

<概要>

広域避難自治体が「自主的な避難を促す情報」を発信した後、東京都が、速やかに広域避難自治体が避難情報を発信したことを発信できるよう、住民に適切な避難行動を促すために伝えるべき情報などを整理した「報道発表スライド（案）」及び「HP 掲載文（案）」等を作成する。

<平時の取組>

- ① 東京都は、広域避難自治体と調整の上、「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」なども踏まえ、「自主的な避難を促す情報」の発信において、発信すべき内容を取りまとめた「報道発表スライド（案）」及び「発言骨子（案）」を作成する。また、知事会見等を適切に進めるため「想定質問・回答（案）」を作成する。「報道発表スライド（案）」に記載する事項は、以下のとおり。
 - ✓自主避難の開始 ✓高齢者等の避難開始
 - ✓個別避難計画・避難確保計画に基づく避難の開始
 - ✓屋内安全確保が可能な条件 ✓自主的な避難先の確保
 - ✓広域避難先施設の開設準備状況 ✓鉄道等の公共交通機関での避難
 - ✓鉄道等の運行状況の情報収集 ✓自家用車での早期避難
 - ✓計画運休間際には乗り切れないおそれ（通常運行の間に避難）
 - ✓不要不急の外出自粛 ✓出勤抑制

- ② 東京都は、HP や SNS の掲載に至るまでの庁内手続きを把握するとともに、「自主的な避難を促す情報」の発信に係る「報道発表スライド（案）」を踏まえた「HP 掲載文（案）」と「X 掲載文（案）」を作成する。

■情報 1-6 「広域避難を促す情報」の発信に係る「報道発表資料（案）」等の作成

<概要>

広域避難自治体が「広域避難を促す情報」を発信した後、東京都が、速やかに広域避難自治体が避難情報を発信したことを発信できるよう、住民に適切な避難行動を促すために伝えるべき情報などを整理した「報道発表スライド（案）」及び「HP 掲載文（案）」等を作成する。

<平時の取組>

- ① 東京都は、広域避難自治体と調整の上、「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」なども踏まえ、「広域避難を促す情報」の発信において、発信すべき内容を取りまとめた「報道発表スライド（案）」及び「発言骨子（案）」を作成する。また、知事会見等を適切に進めるため「想定質問・回答（案）」を作成する。「報道発表スライド（案）」に記載する事項は、以下のとおり。
- ✓ 広域避難の開始 ✓ 個別避難計画・避難確保計画に基づく避難の実施
 - ✓ 屋内安全確保が可能な条件 ✓ 自主的な避難先の確保
 - ✓ 広域避難先施設の開設状況 ✓ 鉄道等の公共交通機関での避難
 - ✓ 鉄道等の運行状況の情報収集 ✓ 原則として自家用車での避難を控える
 - ✓ 計画運休間際には乗り切れないおそれ（通常運行の間に避難）
 - ✓ 不要不急の外出自粛 ✓ 出勤抑制
- ② 東京都は、HP や SNS の掲載に至るまでの庁内手続きを把握するとともに、「広域避難を促す情報」の発信に係る「報道発表スライド（案）」を踏まえた「HP 掲載文（案）」と「X 掲載文（案）」を作成する。

■情報 1-7 「垂直避難を促す情報」の発信に係る「報道発表資料（案）」等の作成

<概要>

広域避難自治体が「垂直避難を促す情報」を発信した後、東京都が、速やかに広域避難自治体が避難情報を発信したことを発信できるよう、住民に適切な避難行動を促すために伝えるべき情報などを整理した「報道発表スライド（案）」及び「HP 掲載文（案）」等を作成する。

<平時の取組>

- ① 東京都は、広域避難自治体と調整の上、「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」なども踏まえ、「垂直避難を促す情報」の発信において、発信すべき内容を取りまとめた「報道発表スライド（案）」及び「発言骨子（案）」を作成する。また、知事会見等を適切に進めるため「想定質問・回答（案）」を作成する。「報道発表スライド（案）」に記載する事項は、以下のとおり。

✓ 垂直避難の開始 ✓ 堅牢な建物管理者等への周辺住民の受入れ

- ② 東京都は、HP や SNS の掲載に至るまでの庁内手続きを把握するとともに、「垂直避難を促す情報」の発信に係る「報道発表スライド（案）」を踏まえた「HP 掲載文（案）」と「X 掲載文（案）」を作成する。

■情報 1-8 「緊急安全確保」の情報発信に係る「報道発表資料（案）」等の作成

<概要>

広域避難自治体が「緊急安全確保」を発令した後、東京都が、速やかに広域避難自治体が避難情報を発信したことを発信できるよう、住民に適切な避難行動を促すために伝えるべき情報などを整理した「報道発表スライド（案）」及び「HP 掲載文（案）」等を作成する。

<平時の取組>

- ① 東京都は、広域避難自治体と調整の上、「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」なども踏まえ、「緊急安全確保」の情報発信において、発信すべき内容を取りまとめた「報道発表スライド（案）」及び「発言骨子（案）」を作成する。また、知事会見等を適切に進めるため「想定質問・回答（案）」を作成する。「報道発表スライド（案）」に記載する事項は、以下のとおり。
- ✓ 「緊急安全確保」の発令（災害発生又は切迫）
 - ✓ 相対的に安全な場所へ直ちに移動
 - ✓ 堅牢な建物管理者等への周辺住民の受入れ
- ② 東京都は、HP や SNS の掲載に至るまでの庁内手続きを把握するとともに、「緊急安全確保」の発令に係る「報道発表スライド（案）」を踏まえた「HP 掲載文（案）」と「X 掲載文（案）」を作成する。

3.1.2 【120h～72h 前】災害即応対策本部等の設置

<実施概要>

台風の規模や進路の予想から、災害発生のおそれ段階での国の「災害対策本部」の設置を想定するとともに、東京都が、発災の概ね 5 日前（120 時間～96 時間）に災害即応態勢である「災害即応対策本部」を設置し、発災の概ね 4 日前（96 時間前～72 時間）に非常配備態勢である「災害対策本部」へ移行することを想定する。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	災害即応対策本部の設置（災害即応態勢） 概ね 5 日前	情報 2-1
2	警視庁連絡室の設置	情報 2-2
3	消防庁連絡室の設置	情報 2-3
4	災害対策本部の設置（非常配備態勢） 概ね 4 日前	情報 2-4

■情報 2-1 災害即応対策本部の設置（災害即応態勢） 概ね 5 日前

<概要>

災害即応対策本部を設置し、態勢を構築する。

<発災時の対応>

- ① 台風の規模や進路等の予報を踏まえ、大規模水害の発生のおそれがあることから、災害即応対策本部を設置し、態勢を構築する。

■情報 2-2 警視庁連絡室の設置

<概要>

都庁内に設置される「警視庁連絡室」などを通じ、必要に応じて広域避難に係る情報を警視庁に共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、東部低地帯における大規模水害の発生のおそれを受け、広域避難自治体による広域避難に関する情報の発信による住民への避難の呼びかけなどにより、交通渋滞や駅周辺の混雑の発生に備え、警視庁に、必要に応じて広域避難に関する情報等を、警視庁が都庁内に設置する「連絡室」などを通じて共有する。※同連絡室の設置は概ね 4 日前（96 時間）を想定

■情報 2-3 消防庁連絡室の設置

<概要>

都庁内に設置される「消防庁連絡室」などを通じ、必要に応じて広域避難に係る情報を東京消防庁に共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、東部低地帯における大規模水害の発生のおそれを受け、広域避難自治体による広域避難に関する情報の発信による住民への避難の呼びかけなどにより、交通渋滞や駅周辺の混雑の発生や、水防態勢等の発令、氾濫発生時の救出救助活動に備えるため、東京消防庁に、必要に応じて広域避難に関する情報等を、東京消防庁が都庁内に設置する「連絡室」などを通じて共有する。

■情報 2-4 災害対策本部の設置（非常配備態勢） 概ね 4 日前

<概要>

災害即応対策本部を災害対策本部に移行し、態勢を構築する。

<発災時の対応>

- ① 災害発生のおそれ段階での国の「災害対策本部」の設置を踏まえ、大規模水害の発生のおそれが高いことから、災害即応対策本部を災害対策本部に移行し、態勢を構築する。

3.1.3 【120h～72h 前】「広域避難の検討開始」の発信に向けた情報共有等

■第1部の概要（抜粋）

3.1.1 「広域避難の検討開始」の検討及び発信【フェーズ1】・【フェーズ2】※下線部：該当するフェーズ

広域避難自治体は、必要に応じて東京都や他の広域避難自治体と連携・共同し、「広域避難の検討開始」の情報の発信に向け、検討・協議する。

広域避難自治体は、「広域避難の検討開始」の情報の発信（検討状況・発信の日時、手段及び内容等）について、政府機関・東京都・他の広域避難自治体と共有・調整する。

政府機関・東京都は、災害救助法の適用に関する情報を、広域避難自治体と共有する。

<実施概要>

知事記者会見又はその他の方法による「広域避難の検討開始」の情報発信に向け、広域避難自治体等の関係機関と情報共有を図るなど、広域避難の実行に向けた必要な調整を図る。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	「広域避難の検討開始」の情報発信に係る検討状況等の共有（概ね5日前）	情報3-1
2	災害救助法のおそれ段階における適用（法第2条第2項）	情報3-2
3	「広域避難の検討開始」の情報発信に係る検討状況等の共有（概ね4日前）	情報3-3
4	災害即応対策本部会議での報告	情報3-4
5	各機関の対応状況の情報共有	情報3-5
6	広域避難先施設の開設状況、住民の避難状況、混雑状況等に関する情報共有	情報3-6

■情報3-1 「広域避難の検討開始」の情報発信に係る検討状況等の共有（概ね5日前）

<概要>

広域避難自治体から、台風の予報（進路・規模）を踏まえた「広域避難の検討開始」の情報発信に向けた検討状況等について、情報共有を受ける。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「広域避難の検討開始」の発信に向けた「庁内会議」の開催の有無及び予定日時について共有を受ける。台風の予報を踏まえ、東京都として「広域避難の検討」を開始することが妥当と考えられる場合は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、広域避難の実施に向けた検討状況を確認する。
- ② 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、速やかな情報共有及び情報提供のため、前項①の「庁内会議」へのWEBでの参加の依頼があった場合は、参加する。

- ③ 東京都は、前項①の「庁内会議」が開催された場合、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、前項①の「庁内会議」の終了後、会議の結果の共有を受ける。共有を受ける事項は以下のとおり。必要に応じて、防災行政無線電話で詳細を確認する。

✓ 広域避難検討の継続の要否

－ 検討を継続する場合－

✓ 氾濫発生想定日時（高潮及び洪水）

- ④ 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から共有された氾濫発生想定日時（高潮及び洪水）を「想定タイムライン（案）」に反映するなど、高潮氾濫発生日時を0hrとした「今次台風の想定タイムライン」を作成し、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で共有する。

- ⑤ 東京都は、広域避難自治体からの情報共有を受け、「広域避難の検討開始」に係る知事記者会見又はその他の方法による情報発信の準備を開始する。準備の詳細については次項（情報4-2）のとおり。

■ 情報3-2 災害救助法のおそれ段階における適用（法第2条第2項）

<概要>

「災害対策基本法等」の改正（※令和3年5月）により、大規模な災害の発生のおそれのある段階において、国が災害対策本部を設置して広域避難等の実施に向けた自治体間の調整・支援を行うこととされ、あわせて「災害救助法」の改正により、国が当該本部を設置した場合に、都道府県等が「災害救助法」を適用し、広域避難等の実施に必要な避難所の供与等の救助を行うことが可能となった。本報告書は、このおそれ段階での災害救助法の適用を前提とする。

東京都は、災害救助法第2条第2項のおそれ段階での災害救助法の適用について、国（内閣府）や広域避難自治体と連絡・調整を行い、同法の適用決定を行った上で、広域避難自治体に決定通知を行う。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、災害救助法の適用申請等を所管する庁内担当部署に、災害救助法第2条第2項に規定するおそれ段階での災害救助法の適用について、内閣府や広域避難自治体と連絡・調整を行い、同法の適用決定を行った上で、広域避難自治体に決定通知を行う。

※参考：「災害救助法の概要（令和7年10月）」 内閣府政策統括官（防災担当）

■情報 3-3 「広域避難の検討開始」の情報発信に係る検討状況等の共有（概ね 4 日前）

＜概要＞

広域避難自治体から、台風の予報（進路・規模）を踏まえた「広域避難の検討開始」の情報発信に向けた検討状況等について、情報共有を受ける。

＜発災時の対応＞

- ① 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「広域避難の検討開始」の発信に向けた「庁内会議」の開催の有無及び予定日時について共有を受ける。
- ② 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、速やかな情報共有及び情報提供のため、前項①の「庁内会議」への WEB での参加の依頼があった場合は、参加する。
- ③ 東京都は、前項①の「庁内会議」が開催された場合、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、前項①の「庁内会議」の終了後、会議の結果の共有を受ける。共有を受ける事項は以下のとおり。必要に応じて、防災行政無線電話で詳細を確認する。
 - ✓ 広域避難検討の継続の要否
 - ― 検討を継続する（区長に「広域避難の検討開始」の発信を進言する）場合―
 - ✓ 氾濫発生想定日時（高潮及び洪水）※時点更新
 - ✓ 「区長説明」の予定日時
 - ✓ 「広域避難の検討開始」の発表に係るプレスリリース予定日時
 - ✓ 「広域避難の検討開始」の発表に係るプレスリリース内容
 - ✓ 「広域避難の検討開始」の発表に係る区長記者会見の予定日時
- ④ 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）からの氾濫発生想定日時（高潮及び洪水）の共有を受け、各鉄道事業者から共有される計画運休に係る情報を加えた更新と合わせた「今次台風の想定タイムライン」を時点更新し、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で共有する。
- ⑤ 東京都は、広域避難自治体からの情報共有を受け、「広域避難の検討開始」の情報発信に係る知事記者会見又はその他の方法による発信の準備を継続する。準備の詳細については次項（情報 4-2）のとおり。

■情報 3-4 災害即応対策本部会議での報告

<概要>

災害即応対策本部会議(又はそれに準じる会議)において、東部低地帯における大規模水害の発生に備えた広域避難の実施に向けた広域避難自治体の検討状況等を報告する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、状況に応じて開催される東京都の「災害即応対策本部会議（又はそれに準じる会議）」において、広域避難自治体から共有された広域避難に関する情報や各鉄道事業者から得た計画運休に関する情報などを、「災害即応対策本部会議報告資料（案）」を活用してとりまとめ、報告し、関係部局等に共有する。

■情報 3-5 各機関の対応状況の情報共有

<概要>

広域避難に係る態勢構築、住民への情報発信、鉄道の計画運休の見込み、広域避難先施設の準備状況などについて、必要に応じて関係機関に共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、「災害即応対策本部会議（又はそれに準じる会議）」において報告した事項を、同会議資料などを活用して、必要に応じて関係機関に共有する。

■情報 3-6 広域避難先施設の開設状況、住民の避難状況、混雑状況等に関する情報共有

<概要>

広域避難先施設の開設状況や、避難の呼びかけ、主要駅における混雑状況などについて、必要に応じて、国（内閣府）に共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、国（内閣府）から、広域避難先施設の開設状況、避難の呼びかけ、主要駅における混雑状況などについて提供を求められた場合は、情報を共有する。

3.1.4 【72h～48h 前】「広域避難の検討開始」の情報発信等

■第1部の概要（抜粋）

3.1.1 「広域避難の検討開始」の検討及び発信【フェーズ1】・【フェーズ2】※下線部：該当するフェーズ

広域避難自治体は、避難が必要な住民に対し、「広域避難の検討開始」の情報を発信する。

※発災の概ね 72 時間前を想定

政府機関・東京都は、広域避難自治体が「広域避難の検討開始」の情報を発信したことについて、広く周知する。

<実施概要>

広域避難自治体から、広域避難の実施の判断や情報発信の予定などの共有を受け、「今次台風の想定タイムライン」を作成するとともに、情報発信の強化のため、知事記者会見又はその他の方法による情報発信や HP・SNS で、「広域避難の検討開始」に係る情報発信を行う。関係機関と連携しながら、避難の呼びかけに相違がないよう調整を行い、住民に適切な避難行動を促す。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	広域避難自治体による「広域避難の検討開始」の情報発信	情報 4-1
2	「広域避難の検討開始」の情報発信（会見又はその他の方法）	情報 4-2
3	「広域避難の検討開始」の情報発信（HP・SNS）	情報 4-3

■情報 4-1 広域避難自治体による「広域避難の検討開始」の情報発信

<概要>

広域避難自治体から、広域避難自治体が「広域避難の検討開始」の情報を発信したことについて、情報共有を受ける。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、速やかな情報共有のため「区長説明」への WEB での傍聴の依頼があった場合は、傍聴する。
- ② 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「区長説明」での「広域避難の検討開始」の発信の判断について共有を受ける。「広域避難の検討開始」を発信する場合、共有を受ける事項は以下のとおり。必要に応じて、防災行政無線電話で詳細を確認する。
 - ✓ 「広域避難の検討開始」の発信の判断
 - － 「広域避難の検討開始」を発信する場合－
 - ✓ 「広域避難の検討開始」の発信に係るプレスリリースの予定日時
 - ✓ 「広域避難の検討開始」の発信に係るプレスリリース内容

- ✓「広域避難の検討開始」の発信に係る区長記者会見の予定日時
- ✓「広域避難の検討開始」の発信に係る区長記者会見の発言骨子
- ③ 東京都は、広域避難自治体の「広域避難の検討開始」の情報発信に係る区長記者会見の終了後に、広域避難自治体が「広域避難の検討開始」を発信したことを知事記者会見又はその他の方法により発信する準備を継続する。準備の詳細については次項（情報 4-2）のとおり。
- ④ 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、速やかな情報共有のため「区長記者会見」への WEB での傍聴の依頼があった場合は、傍聴する。
- ⑤ 東京都は、区長記者会見の終了後、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、会見の結果の共有を受ける。共有を受ける事項は以下のとおり。必要に応じて、防災行政無線電話で詳細を確認する。
 - ✓「広域避難の検討開始」の発信に係る区長記者会見の最終原稿・最終資料
 - ✓区長記者会見での記者からの質問・回答骨子
 - ✓「広域避難の検討開始」の発信に係るプレスリリース最終原稿
- ⑥ 東京都は、広域避難自治体からの「広域避難の検討開始」に関する資料の共有を受け、東京都の「広域避難の検討開始」の情報発信において、広域避難自治体が発信した内容と相違がないよう、資料の作成等の準備を進める。準備の詳細については次項（情報 4-2）のとおり。

■情報 4-2 「広域避難の検討開始」の情報発信（会見又はその他の方法）

<概要>

広域避難自治体による「広域避難の検討開始」の情報発信を受け、更なる住民の適切な避難行動（早期の自主的な広域避難）につなげるため、知事記者会見又はその他の方法により、広域避難が必要な住民に、大規模水害の発生の可能性や広域避難自治体が「広域避難の検討開始」の情報を発信したこと等を発信する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、想定した広域避難自治体による区長記者会見の日時の後（1 時間後を目安）となるよう、知事記者会見又はその他の方法による情報発信のおよその日時について、広報部局と調整を図り、決定する。
- ② 東京都は、「報道発表スライド（案）」と「発言骨子（案）」を活用し、広域避難自治体が既に発信した「広域避難の検討開始」の情報と相違がないよう、広域避難自治体から共有されたプレスリリース資料や区長記者会見資料を踏まえ、今次台風に適した「報道発表スライド」と「発言骨子」を作成する。あわせて「想定質問・回答（案）」を活用して「想定質問・回答」を作成する。
- ③ 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「広域避難の検討開始」の情報発信に係る「報道発表スライ

ド」と「発言骨子」を共有し、期限を定めて修正等の意見の有無を収集し、必要に応じて「報道発表スライド」と「発言骨子」を修正する。

- ④ 東京都は、広域避難自治体の意見を加えたうえで、決定権者の決裁をとり、広報部局と知事記者会見又はその他の方法による情報発信の日時、「報道発表スライド」、「発言骨子」を調整する。
- ⑤ 東京都は、広報部局との調整によって確定した知事記者会見又はその他の方法による情報発信の日時及びスライド等を、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で共有する。記録を残すため、DIS でも共有する。
- ⑥ 東京都は、「報道発表スライド」と「発言骨子」を用いて、知事記者会見又はその他の方法により、広域避難自治体が「広域避難の検討開始」の情報を発信したこと等を発信する。

■情報 4-3 「広域避難の検討開始」の情報発信（HP・SNS）

<概要>

「広域避難の検討開始」の情報発信に係る知事記者会見又はその他の方法による情報発信の後に、HP や SNS 等で、広域避難自治体が「広域避難の検討開始」の情報を発信したこと等を発信する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、「HP 掲載文（案）」と「X 掲載文（案）」を活用し、「広域避難の検討開始」の情報発信に係る「報道発表スライド」と「発言骨子」を踏まえて、「掲載文」を作成する。その後、決定権者の決裁をとり、広報担当者に依頼して HP 及び X に掲載する。
- ② 東京都は、HP 及び X に掲載後、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「広域避難の検討開始」の発信に関する情報を HP 等に掲載したことを共有する。記録を残すため、DIS でも共有する。

3.1.5 【72h～48h 前】「自主的な避難を促す情報」の発信に向けた情報共有等

■第1部の概要（抜粋）

3.1.2 「自主的な避難を促す情報」の検討及び発信【フェーズ2】・【フェーズ3】※下線部：該当するフェーズ

広域避難自治体は、必要に応じて東京都や他の広域避難自治体と連携・共同し、「自主的な避難を促す情報」の発信について、検討・協議する。

広域避難自治体は、「自主的な避難を促す情報」の発信（検討状況・発信日時、手段及び内容等）について、政府機関・東京都・他の広域避難自治体と共有・調整する。

<実施概要>

広域避難自治体から、広域避難の実施の判断や情報発信の予定などの共有を受け、「今次台風の想定タイムライン」を作成するとともに、情報発信の強化のため、知事記者会見又はその他の方法による情報発信や HP・SNS で、「自主的な避難を促す情報」に係る情報発信の準備を進める。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	台風上陸の可能性	情報 5-1
2	「自主的な避難を促す情報」の発信に係る検討状況等の共有	情報 5-2
3	「自主的な避難を促す情報」の発信の見通し	情報 5-3

■情報 5-1 台風上陸の可能性

<概要>

台風接近時に、荒川下流タイムラインに基づき、荒川下流河川事務所が開催する「危機感共有 WEB 会議」に参加し、気象庁（東京管区気象台）から、台風の進路、中心気圧、最大風速、総雨量等の気象情報等について共有を受ける。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、荒川下流河川事務所から「危機感共有 WEB 会議」の開催通知を受け、会議に参加する。当該会議において、必要に応じて広域避難に係る検討状況等を関係機関に提供する。
- ② 「危機感共有 WEB 会議」で共有された台風情報から、必要に応じて「今次台風の想定タイムライン」を時点更新し、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で共有する。

■情報 5-2 「自主的な避難を促す情報」の発信に係る検討状況等の共有

<概要>

広域避難自治体から、台風の予報（進路・規模）を踏まえた「自主的な避難を促す情報」の発信に向けた検討状況等について、情報共有を受ける。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「自主的な避難を促す情報」の発信に向けた「庁内会議」の開催の有無及び予定日時について共有を受ける。
- ② 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、前項①の「庁内会議」への WEB での参加の依頼があった場合は、参加する。本会議への参加にあたっては、東京都の判断を明確に伝達するとともに、情報発信について総合調整を行う。
- ③ 東京都は、前項①の「庁内会議」が開催された場合、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、前項①の「庁内会議」の終了後、会議の結果の共有を受ける。共有を受ける事項は以下のとおり。必要に応じて、防災行政無線電話で詳細を確認する。
 - ✓「自主的な避難を促す情報」の発信の区長への進言の要否
 - ー検討を継続する（区長に「自主的な避難を促す情報」の発信を進言する）場合ー
 - ✓氾濫発生想定日時（高潮及び洪水）※時点更新
 - ✓「区長説明」の予定日時
 - ✓「自主的な避難を促す情報」の発信に係るプレスリリース予定日時
 - ✓「自主的な避難を促す情報」の発信に係るプレスリリース内容
 - ✓「自主的な避難を促す情報」の発信に係る区長記者会見の予定日時
- ④ 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）からの氾濫発生想定日時（高潮及び洪水）の共有を受け、「今次台風の想定タイムライン」を時点更新し、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で共有する。
- ⑤ 東京都は、広域避難自治体からの情報共有を受け、「自主的な避難を促す情報」の発信に係る知事記者会見又はその他の方法による情報発信の準備を開始する。準備の詳細については次項（情報 6-2）のとおり。

■情報 5-3 「自主的な避難を促す情報」の発信の見通し

<概要>

広域避難自治体から、「自主的な避難を促す情報」の発信の見通し等について、情報共有を受ける。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、速やかな情報共有のため「区長説明」への WEB での傍聴の依頼があった場合は、傍聴する。
- ② 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「区長説明」での「自主的な避難を促す情報」の発信の判断について共有を受ける。「自主的な避難を促す情報」を発信する場合、共有を受ける事項は以下のとおり。必要に応じて、防災行政無線電話で詳細を確認する。
 - ✓ 「自主的な避難を促す情報」の発信の判断
 - ー 「自主的な避難を促す情報」を発信する場合ー
 - ✓ 「自主的な避難を促す情報」の発信に係るプレスリリースの予定日時
 - ✓ 「自主的な避難を促す情報」の発信に係るプレスリリース内容
 - ✓ 「自主的な避難を促す情報」の発信に係る区長記者会見の予定日時
 - ✓ 「自主的な避難を促す情報」の発信に係る区長記者会見の発言骨子
- ③ 東京都は、広域避難自治体からの情報共有を受け、「自主的な避難を促す情報」の発信に係る知事記者会見又はその他の方法による発信の準備を継続する。準備の詳細については次項（情報 6-2）のとおり。

3.1.6 【72h～48h 前】「自主的な避難を促す情報」の発信

■第1部の概要（抜粋）

3.1.2 「自主的な避難を促す情報」の検討及び発信【フェーズ2】・【フェーズ3】※下線部：該当するフェーズ

広域避難自治体は、避難が必要な住民に対し、「自主的な避難を促す情報」を発信する。※発災の概ね 60 時間前を想定

政府機関・東京都は、広域避難自治体が「自主的な避難を促す情報」を発信したことについて、広く周知する。

<実施概要>

広域避難自治体から、広域避難の実施の判断や情報発信の予定などの共有を受け、「今次台風の想定タイムライン」を作成するとともに、情報発信の強化のため、知事記者会見又はその他の方法による情報発信や HP・SNS で、「自主的な避難を促す情報」に係る情報発信を行う。関係機関と連携しながら、避難の呼びかけに相違がないよう調整を行い、住民に適切な避難行動を促す。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	広域避難自治体による「自主的な避難を促す情報」の発信	情報 6-1
2	「自主的な避難を促す情報」の発信（記者会見又はその他の方法）	情報 6-2
3	「自主的な避難を促す情報」の発信（HP・SNS）	情報 6-3

■情報 6-1 広域避難自治体による「自主的な避難を促す情報」の発信

<概要>

広域避難自治体から、広域避難自治体が「自主的な避難を促す情報」を発信したことについて、情報共有を受ける。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、速やかな情報共有のため「区長記者会見」への WEB での傍聴の依頼があった場合は、傍聴する。
- ② 東京都は、「自主的な避難を促す情報」の発信に係る区長記者会見の終了後、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、会見の結果の共有を受ける。共有を受ける事項は以下のとおり。必要に応じて、防災行政無線電話で詳細を確認する。
 - ✓ 区長記者会見の最終原稿・最終資料
 - ✓ 区長記者会見での記者からの質問・回答骨子
 - ✓ 「自主的な避難を促す情報」の発信に係るプレスリリース最終原稿

- ③ 東京都は、広域避難自治体からの「自主的な避難を促す情報」の発信に関する資料の共有を受け、東京都の「自主的な避難を促す情報」の発信において、広域避難自治体が発信した内容と相違がないよう、資料の作成等の準備を進める。準備の詳細については次項（情報 6-2）のとおり。
- ④ 東京都は、広域避難自治体が、「自主的な避難を促す情報」の発信に合わせて、DIS 等で L アラートに避難情報を発信していることを確認する。（L アラートに避難情報を発信することで、テレビ・ラジオ事業者、ネット配信事業者、サイネージ事業者などの報道機関等に情報が伝達され、マスメディアにより住民への周知が可能となる）
- ⑤ 東京都は、広域避難自治体が、「自主的な避難を促す情報」の発信に合わせて、緊急速報メール（エリアメール）で避難情報を避難が必要な住民に発信していることを確認する。

■情報 6-2 「自主的な避難を促す情報」の発信（記者会見又はその他の方法）

<概要>

広域避難自治体による「自主的な避難を促す情報」の発信を受け、更なる住民の適切な避難行動（早期の自主的な広域避難）につなげるため、知事記者会見又はその他の方法により、広域避難が必要な住民に、大規模水害の発生の可能性や、広域避難自治体が「自主的な避難を促す情報」を発信したこと等を発信する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、想定した広域避難自治体による区長記者会見の日時の後（1 時間後を目安）となるよう、知事記者会見又はその他の方法による情報発信のおよその日時について、広報部局と調整を図り、決定する。
- ② 東京都は、「報道発表スライド（案）」と「発言骨子（案）」を活用し、広域避難自治体が既に発信した「自主的な避難を促す情報」との相違がないよう、広域避難自治体から共有されたプレスリリース資料や区長記者会見資料を踏まえ、今次台風に適した「報道発表スライド」と「発言骨子」を作成する。あわせて「想定質問・回答（案）」を活用して「想定質問・回答」を作成する。
- ③ 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「自主的な避難を促す情報」の発信に係る「報道発表スライド」と「発言骨子」を共有し、期限を定めて修正等の意見の有無を収集し、必要に応じて「報道発表スライド」と「発言骨子」を修正する。
- ④ 東京都は、広域避難自治体の意見を加えたうえで、決定権者の決裁をとり、広報部局と知事記者会見又はその他の方法による情報発信の日時、「報道発表スライド」、「発言骨子」を調整する。
- ⑤ 東京都は、広報部局との調整によって確定した知事記者会見又はその他の方法による情報発信の日時及びスライド等を、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で共有する。記録を残すため、DIS でも共有する。

-
-
- ⑥ 東京都は、「報道発表スライド」と「発言骨子」を用いて、知事記者会見又はその他の方法により、広域避難自治体が「自主的な避難を促す情報」を発信したこと等を発信する。

■情報 6-3 「自主的な避難を促す情報」の発信（HP・SNS）

＜概要＞

「自主的な避難を促す情報」の発信に係る知事記者会見又はその他の方法による情報発信の後に、HP や SNS 等で、広域避難自治体が「自主的な避難を促す情報」を発信したこと等を発信する。

＜発災時の対応＞

- ① 東京都は、「HP 掲載文（案）」と「X 掲載文（案）」を活用し、「自主的な避難を促す情報」の発信に係る「報道発表スライド」と「発言骨子」を踏まえて、「掲載文」を作成する。その後、決定権者の決裁をとり、広報担当者に依頼して HP 及び X に掲載する。
- ② 東京都は、HP 及び X に掲載後、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「自主的な避難を促す情報」の発信に関する情報を HP 等に掲載したことを共有する。記録を残すため、DIS でも共有する。

3.1.7 【48h～24h 前】「広域避難を促す情報」の発信に向けた情報共有等

■第1部の概要（抜粋）

3.1.3 「広域避難を促す情報」の検討及び発信【フェーズ3】・【フェーズ4】※下線部：該当するフェーズ

広域避難自治体は、必要に応じて東京都や他の広域避難自治体と連携・共同し、「広域避難を促す情報」の発信について、検討・協議する。

広域避難自治体は、「広域避難を促す情報」の発信（検討状況・発信日時、手段及び内容等）について、政府機関・東京都・他の広域避難自治体と共有・調整する。

<実施概要>

広域避難自治体から、広域避難の実施の判断や情報発信の予定などの共有を受け、「今次台風の想定タイムライン」を作成するとともに、情報発信の強化のため、知事記者会見又はその他の方法による情報発信や HP・SNS で、「広域避難を促す情報」に係る情報発信の準備を進める。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	台風上陸の可能性	情報 7-1
2	「広域避難を促す情報」の発信に係る検討状況等の共有	情報 7-2
3	「広域避難を促す情報」の発信の見通し	情報 7-3

■情報 7-1 台風上陸の可能性

<概要>

台風接近時に、荒川下流タイムラインに基づき、荒川下流河川事務所が開催する「危機感共有 WEB 会議」に参加し、気象庁（東京管区気象台）から、台風の進路、中心気圧、最大風速、総雨量等の気象情報等について共有を受ける。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、荒川下流河川事務所から「危機感共有 WEB 会議」の開催通知を受け、会議に参加する。当該会議において、必要に応じて広域避難に係る検討状況等を関係機関に提供する。
- ② 「危機感共有 WEB 会議」で共有された台風情報から、必要に応じて「今次台風の想定タイムライン」を時点更新し、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で共有する。

■情報 7-2 「広域避難を促す情報」の発信に係る検討状況等の共有

<概要>

広域避難自治体から、台風の予報（進路・規模）を踏まえた「広域避難を促す情報」の発信に向けた検討状況等について、情報共有を受ける。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「広域避難を促す情報」の発信に向けた「庁内会議」の開催の有無及び予定日時について共有を受ける。
- ② 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、前項①の「庁内会議」への WEB での参加の依頼があった場合は、参加する。本会議への参加にあたっては、東京都の判断を明確に伝達するとともに、情報発信について総合調整を行う。
- ③ 東京都は、前項①の「庁内会議」が開催された場合、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、前項①の「庁内会議」の終了後、会議の結果の共有を受ける。共有を受ける事項は以下のとおり。必要に応じて、防災行政無線電話で詳細を確認する。
 - ✓「広域避難を促す情報」の発信の区長への進言の要否
ー検討を継続する（区長に「広域避難を促す情報」の発信を進言する）場合ー
 - ✓氾濫発生想定日時（高潮及び洪水）※時点更新
 - ✓「区長説明」の予定日時
 - ✓「広域避難を促す情報」の発信に係るプレスリリース予定日時
 - ✓「広域避難を促す情報」の発信に係るプレスリリース内容
 - ✓「広域避難を促す情報」の発信に係る区長記者会見の予定日時
- ④ 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）からの氾濫発生想定日時（高潮及び洪水）の共有を受け、「今次台風の想定タイムライン」を時点更新し、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で共有する。
- ⑤ 東京都は、広域避難自治体からの情報共有を受け、「広域避難を促す情報」の発信に係る知事記者会見又はその他の方法による情報発信の準備を開始する。準備の詳細については次項（情報 8-2）のとおり。

■情報 7-3 「広域避難を促す情報」の発信の見通し

<概要>

広域避難自治体から、「広域避難を促す情報」の発信の見通し等について、情報共有を受ける。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、速やかな情報共有のため「区長説明」への WEB での傍聴の依頼があった場合は、傍聴する。
- ② 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「区長説明」での「広域避難を促す情報」の発信の判断について共有を受ける。「広域避難を促す情報」を発信する場合、共有を受ける事項は以下のとおり。必要に応じて、防災行政無線電話で詳細を確認する。
 - ✓ 「広域避難を促す情報」の発信の判断
 - － 「広域避難を促す情報」を発信する場合－
 - ✓ 「広域避難を促す情報」の発信に係るプレスリリースの予定日時
 - ✓ 「広域避難を促す情報」の発信に係るプレスリリース内容
 - ✓ 「広域避難を促す情報」の発信に係る区長記者会見の予定日時
 - ✓ 「広域避難を促す情報」の発信に係る区長記者会見の発言骨子
- ③ 東京都は、広域避難自治体からの情報共有を受け、「広域避難を促す情報」の発信に係る知事記者会見又はその他の方法による発信の準備を継続する。準備の詳細については次項（情報 8-2）のとおり。

3.1.8 【48h～24h 前】「広域避難を促す情報」の発信

■第1部の概要（抜粋）

3.1.3 「広域避難を促す情報」の検討及び発信【フェーズ3】・【フェーズ4】※下線部：該当するフェーズ

広域避難自治体は、避難が必要な住民に対し、「広域避難を促す情報」を発信する。※発災の概ね 36 時間前を想定

政府機関・東京都は、広域避難自治体が「広域避難を促す情報」を発信したことについて、広く周知する。

<実施概要>

広域避難自治体から、広域避難の実施の判断や情報発信の予定などの共有を受け、情報発信の強化のため、知事記者会見又はその他の方法による情報発信や HP・SNS で、「広域避難を促す情報」に係る情報発信を行う。関係機関と連携しながら、避難の呼びかけに相違がないよう調整を行い、住民に適切な避難行動を促す。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	広域避難自治体による「広域避難を促す情報」の発信	情報 8-1
2	「広域避難を促す情報」の発信（記者会見又はその他の方法）	情報 8-2
3	「広域避難を促す情報」の発信（HP・SNS）	情報 8-3

■情報 8-1 広域避難自治体による「広域避難を促す情報」の発信

<概要>

広域避難自治体から、広域避難自治体が「広域避難を促す情報」を発信したことについて、情報共有を受ける。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、速やかな情報共有のため「区長記者会見」への WEB での傍聴の依頼があった場合は、傍聴する。
- ② 東京都は、「広域避難を促す情報」の発信に係る区長記者会見の終了後、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、会見の結果の共有を受ける。共有を受ける事項は以下のとおり。必要に応じて、防災行政無線電話で詳細を確認する。
 - ✓区長記者会見の最終原稿・最終資料
 - ✓区長記者会見での記者からの質問・回答骨子
 - ✓「広域避難を促す情報」の発信に係るプレスリリース最終原稿
- ③ 東京都は、広域避難自治体からの「広域避難を促す情報」の発信に関する資料の共有を受

け、東京都の「広域避難を促す情報」の発信において、広域避難自治体が発信した内容と相違がないよう、資料の作成等の準備を進める。準備の詳細については次項（情報 8-2）のとおり。

- ④ 東京都は、広域避難自治体が発信に合わせて、DIS 等で L アラートに避難情報を発信していることを確認する。（L アラートに避難情報を発信することで、テレビ・ラジオ事業者、ネット配信事業者、サイネージ事業者などの報道機関等に情報が伝達され、マスメディアにより住民への周知が可能となる）
- ⑤ 東京都は、広域避難自治体が発信に合わせて、緊急速報メール（エリアメール）で避難情報を避難が必要な住民に発信していることを確認する。

■情報 8-2 「広域避難を促す情報」の発信（記者会見又はその他の方法）

<概要>

広域避難自治体による「広域避難を促す情報」の発信を受け、更なる住民の適切な避難行動（早期の広域避難）につなげるため、知事記者会見又はその他の方法により、広域避難が必要な住民に、大規模水害の発生の可能性や広域避難自治体が発信した「広域避難を促す情報」を発信したこと等を発信する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、想定した広域避難自治体による区長記者会見の日時の後（1 時間後を目安）となるよう、知事記者会見又はその他の方法による情報発信のおよその日時について、広報部局と調整を図り、決定する。
- ② 東京都は、「報道発表スライド（案）」と「発言骨子（案）」を活用し、広域避難自治体が既に発信した「広域避難を促す情報」との相違がないよう、広域避難自治体から共有されたプレスリリース資料や区長記者会見資料を踏まえ、今次台風に適した「報道発表スライド」と「発言骨子」を作成する。あわせて「想定質問・回答（案）」を活用して「想定質問・回答」を作成する。
- ③ 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「広域避難を促す情報」の発信に係る「報道発表スライド」と「発言骨子」を共有し、期限を定めて修正等の意見の有無を収集し、必要に応じて「報道発表スライド」と「発言骨子」を修正する。
- ④ 東京都は、広域避難自治体の意見を加えたうえで、決定権者の決裁をとり、広報部局と知事記者会見又はその他の方法による情報発信の日時、「報道発表スライド」、「発言骨子」を調整する。
- ⑤ 東京都は、広報部局との調整によって確定した知事記者会見又はその他の方法による情報発信の日時及びスライド等を、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で共有する。記録を残すため、DIS でも共有する。

-
-
- ⑥ 東京都は、「報道発表スライド」と「発言骨子」を用いて、知事記者会見又はその他の方法により、広域避難自治体が「広域避難を促す情報」を発信したこと等を発信する。

■情報 8-3 「広域避難を促す情報」の発信（HP・SNS）

＜概要＞

「広域避難を促す情報」の発信に係る知事記者会見又はその他の方法による情報発信の後に、HP や SNS 等で、広域避難自治体が「広域避難を促す情報」を発信したこと等を発信する。

＜発災時の対応＞

- ① 東京都は、「HP 掲載文（案）」と「X 掲載文（案）」を活用し、「広域避難を促す情報」の発信に係る「報道発表スライド」と「発言骨子」を踏まえて、「掲載文」を作成する。その後、決定権者の決裁をとり、広報担当者に依頼して HP 及び X に掲載する。
- ② 東京都は、HP 及び X に掲載後、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「広域避難を促す情報」の発信に関する情報を HP 等に掲載したことを共有する。記録を残すため、DIS でも共有する。

3.1.9 【24h～9h 前】「垂直避難を促す情報」・「緊急安全確保」の発信に向けた情報共有等

■第1部の概要（抜粋）

3.1.4 「垂直避難を促す情報」の検討及び発信【フェーズ4】・【フェーズ5】※下線部：該当するフェーズ

広域避難自治体は、必要に応じて東京都や他の広域避難自治体と連携・共同し、「垂直避難を促す情報」の発信について、検討・協議する。

広域避難自治体は、「垂直避難を促す情報」の発信（検討状況、発信日時、手段及び内容等）について、政府機関・東京都・他の広域避難自治体と共有・調整する。

3.1.5 「緊急安全確保」の検討及び発令【フェーズ4】・【フェーズ5】※下線部：該当するフェーズ

東京都と広域避難自治体は、気象庁や河川管理者等から氾濫等の情報（可能性も含む）を入手する。

広域避難自治体は、災害対策基本法第61条の2に基づき、必要に応じて警戒レベル5の「緊急安全確保」の発令に係る助言を東京都に求めるとともに、東京都は必要な助言を行う。

広域避難自治体は、「緊急安全確保」の発令（検討状況、発令日時・発令手段・内容等）について政府機関・東京都・他の広域避難自治体と共有・調整する。

<実施概要>

広域避難自治体から、垂直避難の実施の判断や情報発信の予定などの共有を受け、情報発信の強化のため、知事記者会見又はその他の方法による情報発信やHP・SNSで、「垂直避難を促す情報」に係る情報発信の準備を行う。

また、高潮による氾濫発生や荒川洪水による氾濫発生に係る防災気象情報を踏まえ、情報発信の強化のため、知事記者会見又はその他の方法による情報発信やHP・SNSで、「緊急安全確保」の発令に係る情報発信の準備を行う。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	台風上陸の可能性	情報 9-1
2	「垂直避難を促す情報」の発信に係る検討状況等の共有	情報 9-2
3	「垂直避難を促す情報」の発信の見通し	情報 9-3
4	高潮氾濫に起因する「緊急安全確保」の発令の見通し	情報 9-4
5	荒川氾濫に起因する「緊急安全確保」の発令の見通し	情報 9-5

■情報 9-1 台風上陸の可能性

<概要>

台風接近時に、荒川下流タイムラインに基づき、荒川下流河川事務所が開催する「危機感共有 WEB 会議」に参加し、気象庁（東京管区気象台）から、台風の進路、中心気圧、最大風速、総雨量等の気象情報等について共有を受ける。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、荒川下流河川事務所から「危機感共有 WEB 会議」の開催通知を受け、会議に参加する。当該会議において、必要に応じて広域避難に係る検討状況等を関係機関に提供する。
- ② 「危機感共有 WEB 会議」で共有された台風情報から、必要に応じて「今次台風の想定タイムライン」を時点更新し、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で共有する。

■情報 9-2 「垂直避難を促す情報」の発信に係る検討状況等の共有

<概要>

広域避難自治体から、台風の予報（進路・規模）を踏まえた「垂直避難を促す情報」の発信に向けた検討状況等について情報共有を受ける。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「垂直避難を促す情報」の発信に向けた「庁内会議」の開催の有無及び予定日時について共有を受ける。
- ② 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、前項①の「庁内会議」への WEB での参加の依頼があった場合は、参加する。本会議への参加にあたっては、東京都の判断を明確に伝達するとともに、情報発信について総合調整を行う。
- ③ 東京都は、前項①の「庁内会議」が開催された場合、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、前項①の「庁内会議」の終了後、会議の結果の共有を受ける。共有を受ける事項は以下のとおり。必要に応じて、防災行政無線電話で詳細を確認する。
 - ✓「垂直避難を促す情報」の発信の区長への進言の要否
 - ー検討を継続する（区長に「垂直避難を促す情報」の発信を進言する）場合ー
 - ✓氾濫発生想定日時（高潮及び洪水）※時点更新
 - ✓「区長説明」の予定日時
 - ✓「垂直避難を促す情報」の発信に係るプレスリリース予定日時
 - ✓「垂直避難を促す情報」の発信に係るプレスリリース内容
 - ✓「垂直避難を促す情報」の発信に係る区長記者会見の予定日時

- ④ 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）からの氾濫発生想定日時（高潮及び洪水）の共有を受け、「今次台風の想定タイムライン」を時点更新し、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で共有する。
- ⑤ 東京都は、広域避難自治体からの情報共有を受け、「垂直避難を促す情報」の発信に係る知事記者会見又はその他の方法による情報発信の準備を開始する。準備の詳細については次項（情報 10-2）のとおり。

■情報 9-3 「垂直避難を促す情報」の発信の見通し

<概要>

広域避難自治体から、「垂直避難を促す情報」の発信の見通し等について、情報共有を受ける。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、速やかな情報共有のため「区長説明」への WEB での傍聴の依頼があった場合は、傍聴する。
- ② 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「区長説明」での「垂直避難を促す情報」の発信の判断について共有を受ける。「垂直避難を促す情報」を発信する場合、共有を受ける事項は以下のとおり。必要に応じて、防災行政無線電話で詳細を確認する。
 - ✓「垂直避難を促す情報」の発信の判断
 - ―「垂直避難を促す情報」を発信する場合―
 - ✓「垂直避難を促す情報」の発信に係るプレスリリースの予定日時
 - ✓「垂直避難を促す情報」の発信に係るプレスリリース内容
 - ✓「垂直避難を促す情報」の発信に係る区長記者会見の予定日時
 - ✓「垂直避難を促す情報」の発信に係る区長記者会見の発言骨子
- ③ 東京都は、広域避難自治体からの情報共有を受け、「垂直避難を促す情報」の発信に係る知事記者会見又はその他の方法による発信の準備を継続する。準備の詳細については次項（情報 10-2）のとおり。

■情報 9-4 高潮氾濫に起因する「緊急安全確保」の発令の見通し

＜概要＞※防災気象情報の変更を踏まえて記載（R8 は東京港は高潮予報海岸以外の海岸）

気象庁による「高潮に関する防災気象情報（レベル 5 高潮特別警報）」の発表や、海岸管理者等による「氾濫に係る通報（レベル 5 高潮氾濫発生情報）」の発表などを踏まえ、広域避難自治体を含む水位周知海岸沿岸の各区は、必要に応じて「緊急安全確保」を発令する。（※緊急安全確保は必ずしも発令されとは限らない）

東京都は、「高潮に関する防災気象情報」の発表などを踏まえ、広域避難自治体が発令する「緊急安全確保」の情報発信の準備を進める。

＜発災時の対応＞

- ① 気象庁は、浸水被害のおそれがある状況となる約 18 時間前までに「レベル 2 高潮注意報」を発表する。東京都は、この「レベル 2 高潮注意報」の発表（※当該注意報において堤防の天端高を越える最高潮位が予測されている場合）を受け、「緊急安全確保」の発令に係る知事記者会見又はその他の方法による情報発信の準備を開始する。準備の詳細については次項（情報 11-3）のとおり。
- ② 気象庁は、浸水被害のおそれがある状況となる約 12 時間前までに「レベル 3 高潮警報」を発表する。東京都は、この「レベル 3 高潮警報」の発表（※当該警報において堤防の天端高を越える最高潮位が予測されている場合）を受け、「緊急安全確保」の発令に係る知事記者会見又はその他の方法による情報発信の準備を継続する。準備の詳細については次項（情報 11-3）のとおり。

■情報 9-5 荒川氾濫に起因する「緊急安全確保」の発令の見通し

＜概要＞

河川管理者等による「河川氾濫等に関する防災気象情報（レベル 5 氾濫特別警報）」の発表などを踏まえ、広域避難自治体を含む荒川沿川の各区は、必要に応じて「緊急安全確保」を発令する（※緊急安全確保は必ずしも発令されとは限らない）。

東京都は、「河川氾濫等に関する情報」の発表などを踏まえ、広域避難自治体が発令する「緊急安全確保」の情報発信の準備を進める。

＜発災時の対応＞

- ① 河川管理者等は、水防団待機水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、同情報を発信する。東京都は、この「水防団待機水位に到達したこと等」の情報の発信を受け、「緊急安全確保」の発令に係る知事記者会見又はその他の方法による情報発信の準備を開始する。準備の詳細については次項（情報 11-3）のとおり。

※計画モデルで想定した台風では、水防団待機水位の到達時刻を発災の 17 時間前と想定（必ずしも発災の 17 時間前ではないことに留意）

-
-
- ② 河川管理者等は、氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、「レベル 2 氾濫注意報」を発表する。東京都は、この「レベル 2 氾濫注意報」の発表を受け、「緊急安全確保」の発令に係る知事記者会見又はその他の方法による情報発信の準備を継続する。準備の詳細については次項（情報 11-3）のとおり。

※計画モデルで想定した台風では、氾濫注意水位の到達時刻を発災の 11 時間前と想定（必ずしも発災の 11 時間前ではないことに留意）

- ③ 河川管理者等は、一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、「レベル 3 氾濫警報」を発表する。東京都は、この「レベル 3 氾濫警報」の発表を受け、「緊急安全確保」の発令に係る知事記者会見又はその他の方法による情報発信の準備を継続する。準備の詳細については次項（情報 11-3）のとおり。

※計画モデルで想定した台風では、氾濫危険水位の到達時刻を発災の 4 時間前と想定（必ずしも発災の 4 時間前ではないことに留意）

3.1.10 【9h～発災】「垂直避難を促す情報」の発信

■第1部の概要（抜粋）

3.1.4 「垂直避難を促す情報」の検討及び発信【フェーズ4】・【フェーズ5】※下線部：該当するフェーズ

広域避難自治体は、避難が必要な住民に対し、「垂直避難を促す情報」を発信する。※発災の概ね9時間前を想定

政府機関・東京都は、広域避難自治体が「垂直避難を促す情報」を発信したことについて、広く周知する。

<実施概要>

広域避難自治体から、垂直避難の実施の判断や情報発信の予定などの共有を受け、情報発信の強化のため、知事記者会見又はその他の方法による情報発信やHP・SNSで、「垂直避難を促す情報」に係る情報発信を行う。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	広域避難自治体による「垂直避難を促す情報」の発信	情報 10-1
2	「垂直避難を促す情報」の発信（記者会見又はその他の方法）	情報 10-2
3	「垂直避難を促す情報」の発信（HP・SNS）	情報 10-3
4	環境省への情報共有（ペット同行避難）	情報 10-4

■情報 10-1 広域避難自治体による「垂直避難を促す情報」の発信

<概要>

広域避難自治体から、広域避難自治体が「垂直避難を促す情報」を発信したことについて情報共有を受ける。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、速やかな情報共有のため「区長記者会見」へのWEBでの傍聴の依頼があった場合は、傍聴する。
- ② 東京都は、「垂直避難を促す情報」の発信に係る区長記者会見の終了後、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、会見の結果の共有を受ける。共有を受ける事項は以下のとおり。必要に応じて、防災行政無線電話で詳細を確認する。
 - ✓区長記者会見の最終原稿・最終資料
 - ✓区長記者会見での記者からの質問・回答骨子
 - ✓「垂直避難を促す情報」の発信に係るプレスリリース最終原稿
- ③ 東京都は、広域避難自治体からの「垂直避難を促す情報」の発信に関する資料の共有を受け、東京都の「垂直避難を促す情報」の発信において、広域避難自治体が発信した内容と

相違がないよう、資料の作成等の準備を進める。準備の詳細については次項（情報 10-2）のとおり。

- ④ 東京都は、広域避難自治体が、「垂直避難を促す情報」の発信に合わせて、DIS 等で L アラートに避難情報を発信していることを確認する。（L アラートに避難情報を発信することで、テレビ・ラジオ事業者、ネット配信事業者、サイネージ事業者などの報道機関等に情報が伝達され、マスメディアにより住民への周知が可能となる）
- ⑤ 東京都は、広域避難自治体が、「垂直避難を促す情報」の発信に合わせて、緊急速報メール（エリアメール）で避難情報を避難が必要な住民に発信していることを確認する。

■情報 10-2 「垂直避難を促す情報」の発信（記者会見又はその他の方法）

<概要>

広域避難自治体による「垂直避難を促す情報」の発信を受け、更なる住民の適切な避難行動（早期の垂直避難）につなげるため、知事記者会見又はその他の方法により、垂直避難が必要な住民に、大規模水害の発生の可能性や広域避難自治体が「垂直避難を促す情報」を発信したこと等を発信する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、想定した広域避難自治体による区長記者会見の日時の後（1 時間後を目安）となるよう、知事記者会見又はその他の方法による情報発信のおよその日時について、広報部局と調整を図り、決定する。
- ② 東京都は、「報道発表スライド（案）」と「発言骨子（案）」を活用し、広域避難自治体が既に発信した「垂直避難を促す情報」との相違がないよう、広域避難自治体から共有されたプレスリリース資料や区長記者会見資料を踏まえ、今次台風に適した「報道発表スライド」と「発言骨子」を作成する。あわせて「想定質問・回答（案）」を活用して「想定質問・回答」を作成する。
- ③ 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「垂直避難を促す情報」の発信に係る「報道発表スライド」と「発言骨子」を共有し、期限を定めて修正等の意見の有無を収集し、必要に応じて「報道発表スライド」と「発言骨子」を修正する。
- ④ 東京都は、広域避難自治体の意見を加えたうえで、決定権者の決裁をとり、広報部局と知事記者会見又はその他の方法による情報発信の日時、「報道発表スライド」、「発言骨子」を調整する。
- ⑤ 東京都は、広報部局との調整によって確定した知事記者会見又はその他の方法による情報発信の日時及びスライド等を、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で共有する。記録を残すため、DIS でも共有する。
- ⑥ 東京都は、「報道発表スライド」と「発言骨子」を用いて、知事記者会見又はその他の方法により、広域避難自治体が「垂直避難を促す情報」を発信したこと等を発信する。

■情報 10-3 「垂直避難を促す情報」の発信（HP・SNS）

<概要>

「垂直避難を促す情報」の発信に係る知事記者会見又はその他の方法による情報発信の後に、HP や SNS 等で、広域避難自治体が「垂直避難を促す情報」を発信したこと等を発信する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、「HP 掲載文（案）」と「X 掲載文（案）」を活用し、「垂直避難を促す情報」の発信に係る「報道発表スライド」と「発言骨子」を踏まえて、「掲載文」を作成する。その後、決定権者の決裁をとり、広報担当者に依頼して HP 及び X に掲載する。
- ② 東京都は、HP 及び X に掲載後、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「垂直避難を促す情報」の発信を HP 等に掲載したことを共有する。記録を残すため、DIS でも共有する。

■情報 10-4 環境省への情報共有（ペット同行避難）

<概要>

ペット同行可の避難場所の開設状況について、必要に応じて環境省に情報を共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、環境省から、ペットを同行して避難ができる広域避難先施設や垂直避難先（指定緊急避難場所など）の開設状況の提供を求められた場合は、把握している情報を提供する。

3.1.11 【9h～発災】「緊急安全確保」の発信

■第1部の概要（抜粋）

3.1.5 「緊急安全確保」の検討及び発令【フェーズ4】・【フェーズ5】※下線部：該当するフェーズ

広域避難自治体は、避難が必要な住民に対し、「緊急安全確保」を発令する。※必ずしも発令されるものではない

政府機関・東京都は、広域避難自治体が「緊急安全確保」を発令したことについて、広く周知する。※必ずしも行うものではない

<実施概要>

高潮による氾濫発生や荒川洪水による氾濫発生に係る防災気象情報を踏まえ、情報発信の強化のため、知事記者会見又はその他の方法による情報発信やHP・SNSで、「緊急安全確保」の発令に係る情報発信を行う。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	広域避難自治体による「緊急安全確保」の発令の見通し・発令	情報 11-1
2	氾濫発生のおそれの共有	情報 11-2
3	「緊急安全確保」の発信（記者会見又はその他の方法）	情報 11-3
4	「緊急安全確保」の発信（HP・SNS）	情報 11-4

■情報 11-1 広域避難自治体による「緊急安全確保」の発令の見通し・発令

<概要>※防災気象情報の変更を踏まえて記載

高潮氾濫の発生又は切迫を伝える「レベル5 高潮特別警報」の発表や、荒川の氾濫発生又は切迫を伝える「レベル5 氾濫特別警報」の発表などを踏まえ、広域避難自治体は、必要に応じて「緊急安全確保」を発令する（※緊急安全確保は必ずしも発令されとは限らない）。

広域避難自治体が発令する「緊急安全確保」は、アラート等により速報として住民に周知されるが、事態の大きさを考慮し、東京都は、必要に応じて、発災の状況などを踏まえて「緊急安全確保」が発令されたことを住民に更に周知するため、広域避難自治体から「緊急安全確保」の発令の見込みや発令の実施などの情報の共有を受ける。

<発災時の対応>

- ① 高潮氾濫においては、気象庁は、浸水被害のおそれがある状況となる約6時間前までに「レベル4 高潮危険警報」を発表する。荒川氾濫においては、河川管理者等は、急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる時や氾濫危険水位に到達した時に、「レベル4 氾濫危険警報」を発表する。東京都は、「レベル4 高潮危険警報」の発表、「レベル4 氾濫危険警報」の発表、広域避難自治体による「垂直避難を促す情報」の発信のうち、最初の情報の発表又は発信を受け、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から、「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「緊

急安全確保」の発令の見込みについて共有を受ける。共有がない場合は、必要に応じて東京都から情報共有を依頼する。共有を受ける事項は以下のとおり。必要に応じて、防災行政無線電話で詳細を確認する。

✓「緊急安全確保」の発令の検討状況

－「緊急安全確保」の発令の検討を継続する場合－

✓「緊急安全確保」の発令の見込み日時

東京都は、必要に応じて情報発信について総合調整を行う。

- ② 東京都は、「レベル4 高潮危険警報」の発表、「レベル4 氾濫危険警報」の発表、「垂直避難を促す情報」の発信を受け、「緊急安全確保」の発令に係る知事記者会見又はその他の方法による情報発信の準備を継続する。準備の詳細については次項（情報 11-3）のとおり。
- ③ 高潮氾濫においては、気象庁は、氾濫が発生または切迫している場合に「レベル5 高潮特別警報」を発表する。荒川氾濫においては、河川管理者等は、氾濫が発生又は切迫している状況と認められる場合に「レベル5 氾濫特別警報」を発表する。広域避難自治体は、この「レベル5 高潮特別警報」の発表、又は「レベル5 氾濫特別警報」の発表を受け、必要に応じて「緊急安全確保」を発令する。東京都は、広域避難自治体から「緊急安全確保」の発令に関する助言を求められた場合は、東京都の判断を明確に伝達するとともに、情報発信について総合調整を行う。東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「緊急安全確保」の発令の実施について共有を受ける。共有がない場合は、必要に応じて東京都から情報共有を依頼する。共有を受ける事項は以下のとおり。必要に応じて、防災行政無線電話で詳細を確認する。
- ✓「緊急安全確保」の発令の判断
- －「緊急安全確保」を発令する場合－
- ✓「緊急安全確保」の発令の日時
- ④ 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）からの「緊急安全確保」の発令の実施の情報共有を受け、「緊急安全確保」の発令に係る知事記者会見又はその他の方法による情報発信の準備を継続する。準備の詳細については次項（情報 11-3）のとおり。
- ⑤ 東京都は、広域避難自治体が、「緊急安全確保」の発令に合わせて、DIS 等でLアラートに避難情報を発信していることを確認する。（Lアラートに避難情報を発信することで、テレビ・ラジオ事業者、ネット配信事業者、サイネージ事業者などの報道機関等に情報が伝達され、マスメディアにより住民への周知が可能となる）
- ⑥ 東京都は、広域避難自治体が、「緊急安全確保」の発令に合わせて、緊急速報メール（エリアメール）で避難情報を避難が必要な住民に発信していることを確認する。

■情報 11-2 氾濫発生のおそれの共有

<概要>

河川管理者等による広域避難自治体等への「緊急安全確保」の発令に係る助言など、河川管理者等から氾濫発生のおそれを含む水位情報の共有があった場合は、東京都の災害対策本部内において、東部低地帯における大規模水害の発生の蓋然性が高いことを報告する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、国土交通省などの河川管理者等から、高潮や荒川洪水による氾濫発生について沿岸自治体に「緊急安全確保」の発令に係る助言などの氾濫発生のおそれを含む水位情報の共有があった場合（※「レベル4」の防災気象情報も含まれる）は、直ちに、災害対策本部に大規模水害の発生の蓋然性が高いことを報告する。

■情報 11-3 「緊急安全確保」の発信（記者会見又はその他の方法）

<概要>

広域避難自治体による「緊急安全確保」の発令を受け、更なる住民の適切な避難行動につなげるため、知事記者会見又はその他の方法により、「緊急安全確保」が発令された地域の住民に、広域避難自治体が「緊急安全確保」を発令したこと等を発信する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、想定した氾濫発生日時の直後になるよう、知事記者会見又はその他の方法による情報発信のおよその日時について、広報部局と調整を図り、決定する。
- ② 東京都は、「報道発表スライド（案）」と「発言骨子（案）」を活用し、広域避難自治体が既に発令した「緊急安全確保」との相違がないよう、広域避難自治体から共有された情報を踏まえ、今次台風に適した「報道発表スライド」と「発言骨子」を作成する。あわせて「想定質問・回答（案）」を活用して「想定質問・回答」を作成する。
- ③ 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で「緊急安全確保」の発令に係る「報道発表スライド」と「発言骨子」を共有し、期限を定めて修正等の意見の有無を収集し、必要に応じて「報道発表スライド」と「発言骨子」を修正する。
- ④ 東京都は、広域避難自治体の意見を加えたうえで、決定権者の決裁をとり、広報部局と知事記者会見又はその他の方法による情報発信の日時、「報道発表スライド」、「発言骨子」を調整する。
- ⑤ 東京都は、広報部局との調整によって確定した知事記者会見又はその他の方法による情報発信の日時及びスライド等を、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で共有する。記録を残すため、DIS でも共有する。
- ⑥ 東京都は、「報道発表スライド」と「発言骨子」を用いて、知事記者会見又はその他の方法により、広域避難自治体が「緊急安全確保」を発令したこと等を発信する。

■情報 11-4 「緊急安全確保」の発信（HP・SNS）

<概要>

「緊急安全確保」の発令に係る知事記者会見又はその他の方法による情報発信の後に、HP や SNS 等で、広域避難自治体が「緊急安全確保」を発令したこと等を発信する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、「HP 掲載文（案）」と「X 掲載文（案）」を活用し、「緊急安全確保」の発令に係る「報道発表スライド」と「発言骨子」を踏まえて、「掲載文」を作成する。その後、決定権者の決裁をとり、広報担当者に依頼して HP 及び X に掲載する。
- ② 東京都は、HP 及び X に掲載後、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「緊急安全確保」の発令に関する情報を HP 等に掲載したことを共有する。記録を残すため、DIS でも共有する。

3.2 避難手段の確保・避難誘導等

3.2.1 【平時】避難手段の確保等に向けた事前調整

<実施概要>

発災時の適時適切な対応につなげるため、避難手段の確保等に係る関係機関等との調整や、必要な資料等を作成する。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	鉄道事業者との事前調整	手誘 1-1
2	バス事業者との事前調整	手誘 1-2
3	タクシー事業者との事前調整	手誘 1-3
4	警視庁との事前調整	手誘 1-4
5	東京商工会議所との事前調整	手誘 1-5
6	都関係部局との事前調整（出勤抑制）	手誘 1-6
7	都関係部局・広域避難自治体との事前調整（休校）	手誘 1-7

■手誘 1-1 鉄道事業者との事前調整

<概要>

広域避難の実行に係る要請等について、鉄道事業者と事前に調整を図る。

<平時の取組>

- ① 東京都は、東京都内の各鉄道事業者と広域避難に係る情報共有を図るため、担当部署、メール、電話などの連絡体制を整える。鉄道事業者は以下のとおり。

✓東日本旅客鉄道株式会社◎ ✓東京都交通局 ✓東京地下鉄株式会社○
✓京浜急行電鉄株式会社○ ✓東急電鉄株式会社○ ✓東武鉄道株式会社○
✓京成電鉄株式会社○ ✓北総鉄道株式会社○ ✓首都圏新都市鉄道株式会社○
✓株式会社ゆりかもめ○ ✓埼玉高速鉄道株式会社 ✓東京臨海高速鉄道株式会社○
✓東京モノレール株式会社○ ✓小田急電鉄株式会社○
✓京王電鉄株式会社○ ✓西武鉄道株式会社○ ✓多摩都市モノレール株式会社○

凡例 ◎：指定公共機関 ○：指定地方公共機関

- ② 東京都は、本報告書で想定する規模の大型台風が東京地方へ接近する場合において、鉄道の計画運休の実施条件や、計画運休の実施に係る住民への事前周知日時、計画運休の実施日時等について、各鉄道事業者の考えを把握し、前項「情報 1-2」で作成する「想定タイムライン（案）」に反映させる。
- ③ 東京都は、広域避難の実施により輸送力と避難者数を踏まえ、特に混雑する主要駅等を想定し、各鉄道事業者に共有する。
- ④ 東京都は、指定公共機関又は指定地方公共機関に指定されている各鉄道事業者と、計画運休前の輸送力増強の協力要請への対応について調整を図る。

- ⑤ 東京都は、指定公共機関又は指定地方公共機関に指定されていない各鉄道事業者と、災害対策基本法に基づかない協力要請の可否を調整するとともに、要請可の場合は、計画運休前の輸送力増強の協力要請への対応について調整を図る。
- ⑥ 東京都は、上記④の各鉄道事業者と、災害対策基本法第 61 条の 8 に基づく要請方法について調整を図る。
- ⑦ 東京都は、上記⑤の各鉄道事業者と、協力要請方法について調整を図る。

■手誘 1-2 バス事業者との事前調整

<概要>

広域避難の実行に係る要請等について、バス事業者と事前に調整を図る。

<平時の取組>

- ① 東京都は、東京都内のバス事業者と広域避難に係る情報共有を図るため、担当部署、メール、電話などの連絡体制を整える。バス事業者は以下のとおり。必要に応じて、バス業者に属する各バス会社との連絡体制を整える。

✓ 一般社団法人東京バス協会○

凡例 ○:指定地方公共機関
- ② 東京都は、指定地方公共機関に指定されているバス事業者と、広域避難自治体が各バス会社と締結する「貸切バスの確保等に関する協定」に係るバス会社の割り当てについて調整を図る。
- ③ 東京都は、指定地方公共機関に指定されているバス事業者と、本報告書で想定する大型台風の接近時の輸送力増強要請（路線バスの増発・必要に応じた貸切バスの確保）への対応について調整を図る。
- ④ 東京都は、指定地方公共機関に指定されているバス事業者と、災害対策基本法第 61 条の 8 に基づく要請方法について調整を図る。

■手誘 1-3 タクシー事業者との事前調整

<概要>

広域避難の実行に係る要請等について、タクシー事業者と事前に調整を図る。

<平時の取組>

- ① 東京都は、東京都内の各タクシー事業者と広域避難に係る情報共有を図るため、担当部署、メール、電話などの連絡体制を整える。各タクシー事業者は、以下のとおり。
 - ✓一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会○
 - ✓一般社団法人東京都個人タクシー協会○
- ② 東京都は、指定地方公共機関に指定されている各タクシー事業者と、本報告書で想定する大型台風の接近時の輸送力増強要請への対応について調整を図る。
- ③ 東京都は、指定地方公共機関に指定されている各タクシー事業者と、災害対策基本法第 61 条の 8 に基づく要請方法について調整を図る。

凡例 ○:指定地方公共機関

■手誘 1-4 警視庁との事前調整

<概要>

広域避難の実行に係る要請等について、警視庁と事前に調整を図る。

<平時の取組>

- ① 東京都は、広域避難自治体による「自主的な避難を促す情報」の発信や「広域避難を促す情報」の発信によって自家用車を利用した避難が行われた場合に、混雑する主要駅や交通渋滞が発生する主要な路線（区間）や交差点等を想定し、警視庁に共有する。
- ② 東京都は、警視庁と、混雑が予想される主要な駅や交差点での避難誘導の協力要請の可否を調整するとともに、要請可の場合は、同協力要請への対応について調整を図る。

■手誘 1-5 東京商工会議所との事前調整

<概要>

広域避難の実行に係る要請等について、東京商工会議所と事前に調整を図る。

<平時の取組>

- ① 東京都は、東京商工会議所と広域避難に係る情報共有を図るため、担当部署、メール、電話などの連絡体制を整える。
- ② 東京都は、東京商工会議所と、出勤抑制やテレワークの実施に協力要請の可否を調整するとともに、要請可の場合は、同協力要請への対応について調整を図る。

■手誘 1-6 都関係部局との事前調整（出勤抑制）

<概要>

各企業への出勤抑制等の要請について、都関係部局と事前に調整を図る。

<平時の取組>

- ① 東京都は、都の関係部局等と、東京東部低地帯を中心とする各企業者に対して、出勤抑制やテレワークの実施の協力要請の依頼について、その可否を調整するとともに、依頼可の場合は、同協力依頼への対応について調整を図る。

■手誘 1-7 都関係部局・広域避難自治体との事前調整（休校）

<概要>

学校への休校等の要請について、都関係部局・広域避難自治体と事前に調整を図る。

<平時の取組>

- ① 東京都は、都の関係部局や広域避難自治体等と、東京東部低地帯を中心とする各学校関係者に対して休校等の協力要請の依頼について、その可否を調整するとともに、依頼可の場合は、同協力要請の依頼への対応について調整を図る。

3.2.2 【120h～72h 前】各機関との情報共有等

■第1部の概要（抜粋）

4.1.3 時間フェーズ毎の移動手段の確保

(2)【フェーズ1】での対応

- 1) <鉄道> 東京都は、鉄道事業者、広域避難の検討状況等を共有するとともに、災害対策基本法第61条の8に基づく輸送力増強の要請の可能性を共有する。鉄道事業者は、同要請の可能性の共有を受け、対応の準備を行う。

政府機関（国土交通省関東運輸局）又は東京都は、鉄道事業者、計画運休の検討状況を確認し、その検討状況を広域避難自治体に共有する。

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、住民に対し、鉄道等の公共交通機関の運行状況に関する情報収集を促すとともに、計画運休の実施前までに早めの避難を行うよう呼びかける。

- 3) <自家用車> 政府機関、東京都及び広域避難自治体は、「広域避難を促す情報」の発信以降は、原則として自家用車の利用を控えるよう周知することから、住民に対し、自家用車を利用して避難する場合は、早めの避難を行うよう呼びかける。

- 4) <路線バス> 東京都は、バス事業者、広域避難自治体による住民避難の検討状況を共有するとともに、災害対策基本法第61条の8に基づく輸送力増強の要請の可能性を共有する。バス事業者は、同要請の可能性の共有を受け、対応の準備を行う。

- 5) <タクシー> 東京都は、タクシー事業者、広域避難自治体による住民避難の検討状況を共有するとともに、災害対策基本法第61条の8に基づく輸送力増強の要請の可能性を共有する。タクシー事業者は、同要請の可能性の共有を受け、対応の準備を行う。

4.2.2 車両（貸切バス、自家用車、路線バス、タクシー）利用者に対する避難誘導

(1)【フェーズ1】・【フェーズ2】での対応

東京都と広域避難自治体は、道路の渋滞緩和を図るため警視庁等の関係機関の協力を得て、渋滞情報を入手するとともに、住民への提供に向けた準備を進める。

<実施概要>

本報告書で想定する規模の大型台風が東京地方に接近する場合においては、広域避難の重要な避難手段である鉄道の計画運休の実施が想定される。自主避難や広域避難を住民に呼びかけた際に、鉄道の計画運休の実施が間近であるなど、十分な避難時間を確保できない状況にならないよう、計画運休を見越した避難の実施につなげるため、適切なスケジュール管理が必要である。

このため、各鉄道事業者、広域避難自治体との広域避難に係る検討状況等を共有するとともに、各鉄道事業者から計画運休に係る検討状況等の共有を受け、「今次台風の想定タイムライン」に反映する。

また、協力要請を想定するバス事業者（又はバス事業者に属する各バス会社）、タクシー事業者、警視庁、東京商工会議所等に、広域避難自治体との広域避難に係る検討状況等を共有する。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	鉄道の計画運休の検討状況に関する情報共有（概ね5日前）	手誘2-1
2	警視庁等への情報共有（概ね5日前）	手誘2-2
3	鉄道の計画運休の検討状況に関する情報共有（概ね4日前）	手誘2-3
4	バスの計画運休の検討状況に関する情報共有（概ね4日前）	手誘2-4
5	タクシー事業者への情報共有（概ね4日前）	手誘2-5
6	警視庁等への情報共有（概ね4日前）	手誘2-6
7	東京商工会議所への情報共有（概ね4日前）	手誘2-7

■手誘 2-1 鉄道の計画運休の検討状況に関する情報共有（概ね 5 日前）

<概要>

各鉄道事業者に、広域避難自治体が鉄道の計画運休の日時を想定して広域避難に係る検討を開始したこと等を共有するとともに、各鉄道事業者から計画運休に係る検討状況等の共有を受ける。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、各鉄道事業者にメールで、東京都と広域避難自治体が台風の勢力や進路等から「各鉄道事業者による鉄道の計画運休の実施に係る住民への事前周知日時」と「計画運休の実施日時」を想定して、広域避難の実施について検討を開始したことを周知するため、「情報 3-1 ④」において広域避難自治体に共有した「今次台風の想定タイムライン」を共有する。
- ② 東京都は、前項①の情報共有後に、各鉄道事業者からメールで、鉄道の計画運休の実施の可能性や実施日時等について共有を受ける。共有を受ける事項は以下のとおり。必要に応じて、防災行政無線電話で詳細を確認する。
 - ✓計画運休の実施の可能性
 - ー計画運休の実施に向けた検討を継続する場合ー
 - ✓想定する計画運休の実施日時の住民への周知日時（可能性）計画運休実施の概ね 2 日前
 - ✓想定する計画運休の実施日時の住民への周知日時（確定）計画運休実施の概ね 1 日前
 - ✓想定する計画運休の実施日時
- ③ 東京都は、各鉄道事業者からの鉄道の計画運休の実施の可能性や実施日時等の共有を受け、必要に応じて「今次台風の想定タイムライン」を更新する。

■手誘 2-2 警視庁等への情報共有（概ね 5 日前）

<概要>

警視庁に、広域避難自治体による広域避難に係る検討状況と、各鉄道事業者による計画運休に係る検討状況等を共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、警視庁にメールで、東京都と広域避難自治体が台風の勢力や進路等から「各鉄道事業者による鉄道の計画運休の実施に係る住民への事前周知日時」と「計画運休の実施日時」を想定して、広域避難の実施について検討を開始したことを周知するため、「情報 3-1 ④」において広域避難自治体に共有した「今次台風の想定タイムライン」を共有する。

■手誘 2-3 鉄道の計画運休の検討状況に関する情報共有（概ね 4 日前）

<概要>

各鉄道事業者に、広域避難自治体との広域避難に係る検討状況等を共有するとともに、各鉄道事業者から計画運休に係る検討状況等の共有を受け、広域避難自治体に共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、「国土交通省（運輸局）」から、鉄道の計画運休に関する情報の共有があった場合は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、同情報を共有する。
- ② 東京都は、各鉄道事業者にメールで、東京都と広域避難自治体が台風の勢力や進路等から「各鉄道事業者による鉄道の計画運休の実施に係る住民への事前周知日時」と「計画運休の実施日時」を想定して、広域避難の実施について検討を継続していることを各鉄道事業者に周知するため、「情報 3-3 ④」において広域避難自治体に共有した「今次台風の想定タイムライン」を共有する。
- ③ 東京都は、前項②の情報共有後に、各鉄道事業者からメールで、鉄道の計画運休の実施の可能性や実施日時等について共有を受ける。共有を受ける事項は以下のとおり。必要に応じて、防災行政無線電話で詳細を確認する。
 - ✓計画運休の実施の可能性
 - ー計画運休の実施に向けた検討を継続する場合ー
 - ✓想定する計画運休の実施日時の住民への周知日時（可能性）計画運休実施の概ね 2 日前
 - ✓想定する計画運休の実施日時の住民への周知日時（確定）計画運休実施の概ね 1 日前
 - ✓想定する計画運休の実施日時
- ④ 東京都は、各鉄道事業者からの鉄道の計画運休の実施の可能性や実施日時等の共有を受け、必要に応じて「今次台風の想定タイムライン」を更新する。

■手誘 2-4 バスの計画運休の検討状況に関する情報共有（概ね 4 日前）

<概要>

バス事業者に、広域避難に係る検討を開始したこと等を共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、バス事業者（又はバス事業者に属する各バス会社）にメールで、東京都と広域避難自治体が台風の勢力や進路等から「各鉄道事業者による鉄道の計画運休の実施に係る住民への事前周知日時」と「計画運休の実施日時」を想定して、広域避難の実施について検討を継続していることを周知するため、「情報 3-3 ④」において広域避難自治体に共有した「今次台風の想定タイムライン」を共有する。
- ② 東京都は、前項①の情報共有後に、バス事業者（又はバス事業者に属する各バス会社）からメールで、バスの計画運休の実施の可能性や実施日時等について共有を受ける。共有を受ける事項は以下のとおり。必要に応じて、防災行政無線電話で詳細を確認する。

✓計画運休の実施の可能性

ー計画運休の実施に向けた検討を継続する場合ー

✓想定する計画運休の実施日時の住民への周知日時（可能性）計画運休実施の概ね 2 日前

✓想定する計画運休の実施日時の住民への周知日時（確定）計画運休実施の概ね 1 日前

✓想定する計画運休の実施日時

■手誘 2-5 タクシー事業者への情報共有（概ね 4 日前）

<概要>

タクシー事業者に、広域避難に係る検討を開始したこと等を共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、各タクシー事業者にメールで、東京都と広域避難自治体が台風の勢力や進路等から「各鉄道事業者による鉄道の計画運休の実施に係る住民への事前周知日時」と「計画運休の実施日時」を想定して、広域避難の実施について検討を継続していることを周知するため、「情報 3-3 ④」において広域避難自治体に共有した「今次台風の想定タイムライン」を共有する。

■手誘 2-6 警視庁への情報共有（概ね 4 日前）

<概要>

警視庁に、広域避難自治体による広域避難に係る検討状況と各鉄道事業者による計画運休に係る検討状況等を共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、警視庁にメールで、東京都と広域避難自治体が台風の勢力や進路等から「各鉄道事業者による鉄道の計画運休の実施に係る住民への事前周知日時」と「計画運休の実施日時」を想定して、広域避難の実施について検討を継続していることを周知するため、「情報 3-3 ④」において広域避難自治体に共有した「今次台風の想定タイムライン」を共有する。

■手誘 2-7 東京商工会議所への情報共有（概ね 4 日前）

＜概要＞

東京商工会議所に、広域避難に係る検討を開始したこと等を共有する。

＜発災時の対応＞

- ① 東京都は、東京商工会議所に、メールで、東京都と広域避難自治体が台風の勢力や進路等から「各鉄道事業者による鉄道の計画運休の実施に係る住民への事前周知日時」と「計画運休の実施日時」を想定して、広域避難の実施について検討を継続していることを周知するため、「情報 3-3 ④」において広域避難自治体に共有した「今次台風の想定タイムライン」を共有する。

3.2.3 【120h～72h 前】「輸送力増強」の要請に向けた情報共有等

■第1部の概要（抜粋）

4.1.3 時間フェーズ毎の移動手段の確保

(2)【フェーズ1】での対応

- 1) <鉄道> 東京都は、鉄道事業者は、広域避難の検討状況等を共有するとともに、災害対策基本法第61条の8に基づく輸送力増強の要請の可能性を共有する。鉄道事業者は、同要請の可能性の共有を受け、対応の準備を行う。

政府機関（国土交通省関東運輸局）又は東京都は、鉄道事業者は、計画運休の検討状況を確認し、その検討状況を広域避難自治体に共有する。

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、住民に対し、鉄道等の公共交通機関の運行状況に関する情報収集を促すとともに、計画運休の実施前までに早めの避難を行うよう呼びかける。

- 3) <自家用車> 政府機関、東京都及び広域避難自治体は、「広域避難を促す情報」の発信以降は、原則として自家用車の利用を控えるよう周知することから、住民に対し、自家用車を利用して避難する場合は、早めの避難を行うよう呼びかける。

- 4) <路線バス> 東京都は、バス事業者は、広域避難自治体による住民避難の検討状況を共有するとともに、災害対策基本法第61条の8に基づく輸送力増強の要請の可能性を共有する。バス事業者は、同要請の可能性の共有を受け、対応の準備を行う。

- 5) <タクシー> 東京都は、タクシー事業者は、広域避難自治体による住民避難の検討状況を共有するとともに、災害対策基本法第61条の8に基づく輸送力増強の要請の可能性を共有する。タクシー事業者は、同要請の可能性の共有を受け、対応の準備を行う。

4.2.2 車両（貸切バス、自家用車、路線バス、タクシー）利用者に対する避難誘導

(1)【フェーズ1】・【フェーズ2】での対応

東京都と広域避難自治体は、道路の渋滞緩和を図るため警視庁等の関係機関の協力を得て、渋滞情報を入手するとともに、住民への提供に向けた準備を進める。

<実施概要>

広域避難の実施において鉄道等の輸送力を可能な限り確保するため、関係する運送事業者の指定公共機関及び指定地方公共機関に対して、災害対策基本法第61条の8に基づく「輸送力増強の要請」の可能性を周知する。

－参考：災害対策基本法抜粋（居住者等の運送）－

第六十一条の八 都道府県知事は、都道府県の地域に係る災害が発生するおそれがある場合であつて、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、居住者等の運送を要請することができる。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を書面で示さなければならない。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	指定公共機関等への輸送力増強要請の可能性の情報共有(概ね4日前)	手誘3-1

■手誘 3-1 指定公共機関等への輸送力増強要請の可能性の情報共有（概ね 4 日前）

＜概要＞

広域避難の実施において鉄道等の公共機関における輸送力を可能な限り確保するため、災害対策基本法第 61 条の 8 に基づき、関係する運送事業者（鉄道、バス、タクシー）の指定公共機関及び指定地方公共機関に、輸送力増強の協力の要請の「可能性」について情報を共有する。

＜発災時の対応＞

- ① 東京都は、前項「手誘 2-3」、「手誘 2-4」、「手誘 2-5」の情報共有に合わせ、指定公共機関及び指定地方公共機関に指定されている鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者に、メールで災害対策基本法第 61 条の 8 に基づく輸送力増強の要請の可能性を周知する。
- ② 東京都は、前項「手誘 2-3」の情報共有に合わせ、指定公共機関又は指定地方公共機関に指定されていない鉄道事業者に、メールで輸送力増強の要請の可能性を周知する。
- ③ 東京都は、平時の調整を踏まえた各指定地方公共機関等への輸送力増強の協力要請の準備を開始する。

3.2.4 【72h～48h 前】 各機関との情報共有等

■第1部の概要（抜粋）

4.1.3 時間フェーズ毎の移動手段の確保

(3) 【フェーズ2】での対応

- 1) <鉄道> 鉄道事業者は、計画運休の実施の可能性について公表する。
東京都は、鉄道事業者に対し、災害対策基本法第61条の8に基づき、輸送力増強を要請する。鉄道事業者は、可能な範囲で同要請に対応する。
政府機関（国土交通省関東運輸局）、東京都及び広域避難自治体は、住民に対し、計画運休の実施の可能性を周知するとともに、早めの自主的な避難を呼びかける。
- 2) <貸切バス> 東京都は、バス事業者に対し、必要に応じて災害対策基本法第61条の8に基づき、輸送力増強を要請する。バス事業者は、可能な範囲で同要請に対応する。
- 3) <自家用車> 政府機関、東京都及び広域避難自治体は、住民に対し、自家用車を利用して避難する場合は、早めの避難を行うよう呼びかける。
東京都は警視庁等に、広域避難自治体は警察署等の関係機関に、渋滞が予想される主要な交差点や橋周辺における避難誘導に係る協力要請の可能性を共有する。
- 4) <路線バス> 東京都は、バス事業者に対し、災害対策基本法第61条の8に基づき、輸送力増強を要請する。バス事業者は、可能な範囲で同要請に対応する。
- 5) <タクシー> 東京都は、タクシー事業者に対し、災害対策基本法第61条の8に基づき、輸送力増強を要請する。タクシー事業者は、可能な範囲で同要請に対応する。

4.2.1 鉄道利用者に対する避難誘導

(2) 【フェーズ2】→【フェーズ4】での対応 ※下線部：該当するフェーズ

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、混雑箇所への集中を回避し、鉄道利用の平準化を図るため、関係機関・団体等に対し、出勤抑制等の実施、休校等を要請するとともに、避難者以外の不要不急の移動の抑制を呼びかける。

4.2.2 車両（貸切バス、自家用車、路線バス、タクシー）利用者に対する避難誘導

(1) 【フェーズ1】・【フェーズ2】での対応 ※下線部：該当するフェーズ

東京都と広域避難自治体は、道路の渋滞緩和を図るため警視庁等の関係機関の協力を得て、渋滞情報を入手するとともに、住民への提供に向けた準備を進める。

<実施概要>

鉄道事業者とバス事業者（又はバス事業者に属する各バス会社）から計画運休の検討状況について共有を受けるとともに、鉄道の計画運休の検討状況を想定タイムラインに反映する。

タクシー事業者、警視庁、東京商工会議所に、広域避難の検討状況等を共有する。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	鉄道の計画運休の検討状況に関する情報共有（概ね3日前）	手誘4-1
2	バスの計画運休の検討状況に関する情報共有（概ね3日前）	手誘4-2
3	タクシー事業者への情報共有（概ね3日前）	手誘4-3
4	警視庁への情報共有（概ね3日前）	手誘4-4
5	東京商工会議所への情報共有（概ね3日前）	手誘4-5

■手誘 4-1 鉄道の計画運休の検討状況に関する情報共有（概ね 3 日前）

<概要>

各鉄道事業者、広域避難自治体との広域避難に係る検討状況等を共有するとともに、各鉄道事業者から計画運休に係る検討状況等の共有を受け、広域避難自治体に共有する。

各鉄道事業者から「計画運休の可能性」の報道発表の実施について共有を受ける。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、「国土交通省（運輸局）」から、鉄道の計画運休に関する情報の共有があった場合は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、同情報を共有する。
- ② 東京都は、各鉄道事業者、東京都と広域避難自治体が台風の勢力や進路等から「各鉄道事業者による鉄道の計画運休の実施に係る住民への事前周知日時」と「計画運休の実施日時」を想定して、広域避難の実施について検討を継続していることを各鉄道事業者、東京都に周知するため、「情報 5-2 ④」において広域避難自治体に共有した「今次台風の想定タイムライン」を共有する。
- ③ 東京都は、前項②の情報共有後に、各鉄道事業者からメールで、鉄道の計画運休の実施の可能性や実施日時等について共有を受ける。共有を受ける事項は以下のとおり。必要に応じて、防災行政無線電話で詳細を確認する。
 - ✓計画運休の実施の可能性
 - ー計画運休の実施に向けた検討を継続する場合ー
 - ✓想定する計画運休の実施日時の住民への周知日時(可能性)計画運休実施の概ね 2 日前
 - ✓想定する計画運休の実施日時の住民への周知日時(確定)計画運休実施の概ね 1 日前
 - ✓想定する計画運休の実施日時
- ④ 東京都は、各鉄道事業者からの鉄道の計画運休の実施の可能性や実施日時等の共有を受け、必要に応じて「今次台風の想定タイムライン」を更新する。
- ⑤ 東京都は、各鉄道事業者からメールで、「計画運休の可能性」を報道発表したことについて、共有を受ける。
- ⑥ 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、各鉄道事業者が「計画運休の可能性」について報道発表したことを共有する。

■手誘 4-2 バスの計画運休の検討状況に関する情報共有（概ね 3 日前）

<概要>

バス事業者に、広域避難自治体との広域避難に係る検討状況等を共有するとともに、バス事業者から計画運休に係る検討状況等の共有を受け、広域避難自治体に共有する。

バス事業者から「計画運休の可能性」の報道発表の実施について共有を受ける。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、バス事業者（又はバス事業者に属する各バス会社）にメールで、東京都と広域避難自治体が台風の勢力や進路等から「各鉄道事業者による鉄道の計画運休の実施に係る住民への事前周知日時」と「計画運休の実施日時」を想定して、広域避難の実施について検討を継続していることをバス事業者（又はバス事業者に属する各バス会社）に周知するため、「情報 5-2 ④」において広域避難自治体に共有した「今次台風の想定タイムライン」を共有する。
- ② 東京都は、前項①の情報共有後に、バス事業者（又はバス事業者に属する各バス会社）からメールで、路線バスの計画運休の実施の可能性や実施日時等について共有を受ける。共有を受ける事項は以下のとおり。必要に応じて、防災行政無線電話で詳細を確認する。
 - ✓計画運休の実施の可能性
 - ー計画運休の実施に向けた検討を継続する場合ー
 - ✓想定する計画運休の実施日時の住民への周知日時（可能性）計画運休実施の概ね 2 日前
 - ✓想定する計画運休の実施日時の住民への周知日時（確定）計画運休実施の概ね 1 日前
 - ✓想定する計画運休の実施日時
- ③ 東京都は、バス事業者（又はバス事業者に属する各バス会社）から、メールで「計画運休の可能性」を報道発表したことについて、共有を受ける。
- ④ 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難関係機関間情報共有）」で、バス事業者（又はバス事業者に属する各バス会社）が「計画運休の可能性」について報道発表したことを共有する。

■手誘 4-3 タクシー事業者への情報共有（概ね 3 日前）

<概要>

タクシー事業者に、広域避難に係る検討が継続していること等を共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、各タクシー事業者にメールで、東京都と広域避難自治体が台風の勢力や進路等から「各鉄道事業者による鉄道の計画運休の実施に係る住民への事前周知日時」と「計画運休の実施日時」を想定して、広域避難の実施について検討を継続していることを周知するため、「情報 5-2 ④」において広域避難自治体に共有した「今次台風の想定タイムライン」を共有する。

■手誘 4-4 警視庁への情報共有（概ね 3 日前）

<概要>

警視庁に、広域避難に係る検討が継続していること等を共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、警視庁にメールで、東京都と広域避難自治体が台風の勢力や進路等から「各鉄道事業者による鉄道の計画運休の実施に係る住民への事前周知日時」と「計画運休の実施日時」を想定して、広域避難の実施について検討を継続していることを周知するため、「情報 5-2 ④」において広域避難自治体に共有した「今次台風の想定タイムライン」を共有する。

■手誘 4-5 東京商工会議所への情報共有（概ね 3 日前）

<概要>

東京商工会議所に、広域避難に係る検討を継続していること等を共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、東京商工会議所にメールで、東京都と広域避難自治体が台風の勢力や進路等から「各鉄道事業者による鉄道の計画運休の実施に係る住民への事前周知日時」と「計画運休の実施日時」を想定して、広域避難の実施について検討を継続していることを周知するため、「情報 5-2 ④」において広域避難自治体に共有した「今次台風の想定タイムライン」を共有する。

3.2.5 【72h～48h 前】「輸送力増強」の要請等

■第1部の概要（抜粋）

4.1.3 時間フェーズ毎の移動手段の確保

(3) 【フェーズ2】での対応

- 1) <鉄道> 鉄道事業者は、計画運休の実施の可能性について公表する。
東京都は、鉄道事業者に対し、災害対策基本法第61条の8に基づき、輸送力増強を要請する。鉄道事業者は、可能な範囲で同要請に対応する。
政府機関（国土交通省関東運輸局）、東京都及び広域避難自治体は、住民に対し、計画運休の実施の可能性を周知するとともに、早めの自主的な避難を呼びかける。
- 2) <貸切バス> 東京都は、バス事業者に対し、必要に応じて災害対策基本法第61条の8に基づき、輸送力増強を要請する。バス事業者は、可能な範囲で同要請に対応する。
- 3) <自家用車> 政府機関、東京都及び広域避難自治体は、住民に対し、自家用車を利用して避難する場合は、早めの避難を行うよう呼びかける。
東京都は警視庁等に、広域避難自治体は警察署等の関係機関に、渋滞が予想される主要な交差点や橋周辺における避難誘導に係る協力要請の可能性を共有する。
- 4) <路線バス> 東京都は、バス事業者に対し、災害対策基本法第61条の8に基づき、輸送力増強を要請する。バス事業者は、可能な範囲で同要請に対応する。
- 5) <タクシー> 東京都は、タクシー事業者に対し、災害対策基本法第61条の8に基づき、輸送力増強を要請する。タクシー事業者は、可能な範囲で同要請に対応する。

4.2.1 鉄道利用者に対する避難誘導

(2) 【フェーズ2】→【フェーズ4】での対応 ※下線部：該当するフェーズ

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、混雑箇所への集中を回避し、鉄道利用の平準化を図るため、関係機関・団体等に対し、出勤抑制等の実施、休校等を要請するとともに、避難者以外の不要不急の移動の抑制を呼びかける。

4.2.2 車両（貸切バス、自家用車、路線バス、タクシー）利用者に対する避難誘導

(1) 【フェーズ1】・【フェーズ2】での対応 ※下線部：該当するフェーズ

東京都と広域避難自治体は、道路の渋滞緩和を図るため警視庁等の関係機関の協力を得て、渋滞情報を入手するとともに、住民への提供に向けた準備を進める。

<実施概要>

広域避難の実施において鉄道等の輸送力を可能な限り確保するため、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して、災害対策基本法第61条の8に基づき、輸送力増強を要請する。

また、警視庁への避難誘導の要請の可能性の共有と、東京商工会議所への出勤抑制等の要請の可能性を共有する。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	指定公共機関等への輸送力増強の要請	手誘 5-1
2	警視庁への避難誘導の要請の可能性の情報共有	手誘 5-2
3	東京商工会議所への出勤抑制等の要請の可能性の情報共有	手誘 5-3

■手誘 5-1 指定公共機関等への輸送力増強の要請

<概要>

東京都は、広域避難の実施において鉄道等の公共機関における輸送力を可能な限り確保するため、災害対策基本法第61条の8に基づき、関係する運送事業者（鉄道、バス、タクシー）の指定公共機関及び指定地方公共機関に輸送力増強の協力を要請する。

＜発災時の対応＞

- ① 東京都は、前項「手誘 4-1」、「手誘 4-2」、「手誘 4-3」の情報共有に合わせ、指定公共機関及び指定地方公共機関に指定されている鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者に、要請文を発出し、DIS 又はメールで災害対策基本法第 61 条の 8 に基づく輸送力増強を要請する。バス事業者については、路線バスを対象として要請する。なお、貸切バスについては、広域避難自治体が各バス会社と個別に協定を締結することから、この協定とは別のオペレーションが具体になるなど、広域避難自治体からの要請等に応じて協力を要請する。
- ② 東京都は、前項「手誘 4-1」の情報共有に合わせ、指定公共機関又は指定地方公共機関に指定されていない鉄道事業者に、要請文を発出し、DIS 又はメールで輸送力増強を要請する。
- ③ 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難関係機関間情報共有）」で、各指定公共機関及び各指定地方公共機関等に輸送力増強の要請をしたことを共有する。
- ④ 東京都は、各指定公共機関及び各指定地方公共機関等から、DIS 又はメールで輸送力増強の要請に対する実施の可否について、回答を受ける。
- ⑤ 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難関係機関間情報共有）」で、各指定公共機関及び各指定地方公共機関等に輸送力増強の要請の回答を共有する。

■手誘 5-2 警視庁への避難誘導の要請の可能性の情報共有

＜概要＞

警視庁に、混雑が予想される主要な駅や交差点での避難誘導の協力の要請の「可能性」について情報を共有する。

＜発災時の対応＞

- ① 東京都は、前項「手誘 4-4」の情報共有に合わせ、警視庁にメールで、混雑が予想される主要な駅や交差点での避難誘導の協力要請の実施の可能性を周知する。
- ② 東京都は、平時の調整を踏まえた警視庁への協力要請の準備を開始する。

■手誘 5-3 東京商工会議所への出勤抑制等の要請の可能性の情報共有

＜概要＞

東京商工会議所に、出勤抑制やテレワークの実施の協力要請の「可能性」について情報を共有する。

＜発災時の対応＞

- ① 東京都は、前項「手誘 4-5」の情報共有に合わせ、東京商工会議所にメールで、出勤抑制やテレワークの実施の要請の可能性を周知する。
- ② 東京都は、平時の調整を踏まえた東京商工会議所への協力要請の準備を開始する。

3.2.6 【48h～24h 前】各機関との情報共有等

■第1部の概要（抜粋）

4.1.3 時間フェーズ毎の移動手段の確保

(4)【フェーズ3】での対応

- 1) <鉄道> 鉄道事業者は、計画運休の実施の見通し（確定）について公表する。

鉄道事業者は、東京都からの災害対策基本法第61条の8に基づく輸送力増強の要請に可能な範囲で対応する。

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、住民に対し、広域避難の呼びかけに合わせ、計画運休の実施の見通し（確定）を周知するとともに、計画運休の実施前までに避難先へ到着できるよう、早めの避難を呼びかける。特に、計画運休の開始間際に避難が集中した場合、ホームや駅舎内が著しく混雑し、運行に支障が生じる可能性があるほか、乗車できない避難者が発生することも想定されるため、鉄道が通常に運行している段階での早めの避難を呼びかける。

東京都は警視庁等に、広域避難自治体は警察署等の関係機関に対し、混雑が予想される主要駅周辺における避難誘導の協力を要請する。

東京商工会議所は、政府機関又は自治体から広域避難への対応に係る要請があった場合、会員企業等に対し、広域避難、出勤抑制等の実施について周知案内を行う。

- 2) <貸切バス> 広域避難自治体は警察署等の関係機関に対し、避難誘導の協力を要請する。

- 3) <自家用車> 政府機関、東京都及び広域避難自治体は、警視庁等から、主要避難経路の状況、渋滞状況、通行止め等の規制情報などを入手する。

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、住民に対し、広域避難の呼びかけに合わせ、交通渋滞等を避けるため、原則として自家用車による避難を控えるよう呼びかける。

- 4) <路線バス> バス事業者は、東京都からの災害対策基本法第61条の8に基づく輸送力増強の要請に可能な範囲で対応する。

- 5) <タクシー> タクシー事業者は、東京都からの災害対策基本法第61条の8に基づく輸送力増強の要請に可能な範囲で対応する。

4.2.1 鉄道利用者に対する避難誘導

- (2)【フェーズ2】・【フェーズ3】・【フェーズ4】での対応 ※下線部：該当するフェーズ

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、混雑箇所への集中を回避し、鉄道利用の平準化を図るため、関係機関・団体等に対し、出勤抑制等の実施、休校等を要請するとともに、避難者以外の不要不急の移動の抑制を呼びかける。

- (3)【フェーズ3】・【フェーズ4】での対応 ※下線部：該当するフェーズ

東京都と広域避難自治体は、駅周辺の混雑状況に関する情報を住民に提供し、安全かつ円滑な避難を促す。

4.2.2 車両（貸切バス、自家用車、路線バス、タクシー）利用者に対する避難誘導

- (2)【フェーズ3】での対応

東京都は警視庁等と、広域避難自治体は警察署等の関係機関と連携し、避難誘導を行う。

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、渋滞箇所への集中を回避し、車両利用の平準化を図るため、関係機関・団体等に対し、出勤抑制等の実施、休校等を要請するとともに、避難者以外の不要不急の移動の抑制を呼びかける。

- (3)【フェーズ3】・【フェーズ4】での対応 ※下線部：該当するフェーズ

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、警視庁等の関係機関と主要避難経路の状況、渋滞状況、通行止め等の規制情報その他必要な情報について共有を図る。

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、道路渋滞が発生し、渋滞箇所の通過に多大な時間を要するだけでなく、緊急車両の通行に支障を及ぼす可能性があるため、住民に対し、原則として自家用車による避難を控えるよう呼びかける。

<実施概要>

鉄道事業者とバス事業者（又はバス事業者に属する各バス会社）から計画運休の検討状況について共有を受けるとともに、鉄道の計画運休の検討状況を想定タイムラインに反映する。

タクシー事業者、警視庁、東京商工会議所に、広域避難の検討状況等を共有する。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	鉄道の計画運休の検討状況に関する情報共有（概ね 2 日前）	手誘 6-1
2	バスの計画運休の検討状況に関する情報共有（概ね 2 日前）	手誘 6-2
3	タクシー事業者への情報共有（概ね 2 日前）	手誘 6-3
4	警視庁等への情報共有（概ね 2 日前）	手誘 6-4
5	東京商工会議所への情報共有（概ね 2 日前）	手誘 6-5

■手誘 6-1 鉄道の計画運休の検討状況に関する情報共有（概ね 2 日前）

<概要>

各鉄道事業者に、広域避難自治体との広域避難に係る検討状況等を共有するとともに、各鉄道事業者から計画運休に係る検討状況等の共有を受け、広域避難自治体に共有する。

各鉄道事業者から「計画運休（確定）」の報道発表の実施について共有を受ける。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、「国土交通省（運輸局）」から、鉄道の計画運休に関する情報の共有があった場合は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、同情報を共有する。
- ② 東京都は、各鉄道事業者にメールで、東京都と広域避難自治体が台風の勢力や進路等から「各鉄道事業者による鉄道の計画運休の実施に係る住民への事前周知日時」と「計画運休の実施日時」を想定して、広域避難の実施について検討を継続していることを各鉄道事業者に周知するため、「情報 7-2 ④」において広域避難自治体に共有した「今次台風の想定タイムライン」を共有する。
- ③ 東京都は、前項②の情報共有後に、各鉄道事業者からメールで、鉄道の計画運休の実施の可能性や実施日時等について共有を受ける。共有を受ける事項は以下のとおり。必要に応じて、防災行政無線電話で詳細を確認する。
 - ✓計画運休の実施の可能性
 - ー計画運休の実施に向けた検討を継続する場合ー
 - ✓想定する計画運休の実施日時の住民への周知日時（確定）計画運休実施の概ね 1 日前
 - ✓想定する計画運休の実施日時
 - ✓車両の混雑状況
 - ✓駅の混雑状況
- ④ 東京都は、各鉄道事業者からの鉄道の計画運休の実施の可能性や実施日時等の共有を受け、必要に応じて「今次台風の想定タイムライン」を更新する。
- ⑤ 東京都は、各鉄道事業者からメールで、「計画運休（確定）」を報道発表したことについて、共有を受ける。

- ⑥ 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難関係機関間情報共有）」で、各鉄道事業者が「計画運休（確定）」について報道発表したことを共有する。

■手誘 6-2 バスの計画運休の検討状況に関する情報共有（概ね 2 日前）

＜概要＞

バス事業者は、広域避難自治体との広域避難に係る検討状況等を共有するとともに、バス事業者から計画運休に係る検討状況等の共有を受け、広域避難自治体に共有する。

バス事業者から「計画運休（確定）」の報道発表の実施について共有を受ける。

＜発災時の対応＞

- ① 東京都は、バス事業者（又はバス事業者に属する各バス会社）にメールで、東京都と広域避難自治体が台風の勢力や進路等から「各鉄道事業者による鉄道の計画運休の実施に係る住民への事前周知日時」と「計画運休の実施日時」を想定して、広域避難の実施について検討を継続していることをバス事業者（又はバス事業者に属する各バス会社）に周知するため、「情報 7-2 ④」において広域避難自治体に共有した「今次台風の想定タイムライン」を共有する。
- ② 東京都は、前項①の情報共有後に、バス事業者（又はバス事業者に属する各バス会社）からメールで、路線バスの計画運休の実施の可能性や実施日時等について共有を受ける。共有を受ける事項は以下のとおり。必要に応じて、防災行政無線電話で詳細を確認する。
- ✓計画運休の実施の可能性
 - ー計画運休の実施に向けた検討を継続する場合ー
 - ✓想定する計画運休の実施日時の住民への周知日時（確定）※計画運休実施の概ね 1 日前
 - ✓想定する計画運休の実施日時
- ③ 東京都は、バス事業者（又はバス事業者に属する各バス会社）からメールで、「計画運休（確定）」を報道発表したことについて、共有を受ける。
- ④ 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難関係機関間情報共有）」で、バス事業者（又はバス事業者に属する各バス会社）が「計画運休（確定）」について報道発表したことを共有する。

■手誘 6-3 タクシー事業者への情報共有（概ね 2 日前）

<概要>

タクシー事業者に、広域避難に係る検討が継続していること等を共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、各タクシー事業者にメールで、東京都と広域避難自治体が台風の勢力や進路等から「各鉄道事業者による鉄道の計画運休の実施に係る住民への事前周知日時」と「計画運休の実施日時」を想定して、広域避難の実施について検討を継続していることをタクシー事業者に周知するため、「情報 7-2 ④」において広域避難自治体に共有した「今次台風の想定タイムライン」を共有する。

■手誘 6-4 警視庁への情報共有（概ね 2 日前）

<概要>

警視庁に、広域避難に係る検討が継続していること等を共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、警視庁にメールで、東京都と広域避難自治体が台風の勢力や進路等から「各鉄道事業者による鉄道の計画運休の実施に係る住民への事前周知日時」と「計画運休の実施日時」を想定して、広域避難の実施について検討を継続していることを周知するため、「情報 7-2 ④」において広域避難自治体に共有した「今次台風の想定タイムライン」を共有する。

■手誘 6-5 東京商工会議所への情報共有（概ね 2 日前）

<概要>

東京商工会議所に、広域避難に係る検討を継続していること等を共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、東京商工会議所にメールで、東京都と広域避難自治体が台風の勢力や進路等から「各鉄道事業者による鉄道の計画運休の実施に係る住民への事前周知日時」と「計画運休の実施日時」を想定して、広域避難の実施について検討を継続していることを周知するため、「情報 7-2 ④」において広域避難自治体に共有した「今次台風の想定タイムライン」を共有する。

3.2.7 【48h～24h 前】「輸送力増強」の要請等

■第1部の概要（抜粋）

4.1.3 時間フェーズ毎の移動手段の確保

(4) 【フェーズ3】での対応

- 1) <鉄道> 鉄道事業者は、計画運休の実施の見通し（確定）について公表する。

鉄道事業者は、東京都からの災害対策基本法第61条の8に基づく輸送力増強の要請に可能な範囲で対応する。

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、住民に対し、広域避難の呼びかけに合わせ、計画運休の実施の見通し（確定）を周知するとともに、計画運休の実施前までに避難先へ到着できるよう、早めの避難を呼びかける。特に、計画運休の開始間際に避難が集中した場合、ホームや駅舎内が著しく混雑し、運行に支障が生じる可能性があるほか、乗車できない避難者が発生することも想定されるため、鉄道が通常に運行している段階での早めの避難を呼びかける。

東京都は警視庁等に、広域避難自治体は警察署等の関係機関に対し、混雑が予想される主要駅周辺における避難誘導の協力を要請する。

東京商工会議所は、政府機関又は自治体から広域避難への対応に係る要請があった場合、会員企業等に対し、広域避難、出勤抑制等の実施について周知案内を行う。

- 2) <貸切バス> 広域避難自治体は警察署等の関係機関に対し、避難誘導の協力を要請する。

- 3) <自家用車> 政府機関、東京都及び広域避難自治体は、警視庁等から、主要避難経路の状況、渋滞状況、通行止め等の規制情報などを入手する。

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、住民に対し、広域避難の呼びかけに合わせ、交通渋滞等を避けるため、原則として自家用車による避難を控えるよう呼びかける。

- 4) <路線バス> バス事業者は、東京都からの災害対策基本法第61条の8に基づく輸送力増強の要請に可能な範囲で対応する。

- 5) <タクシー> タクシー事業者は、東京都からの災害対策基本法第61条の8に基づく輸送力増強の要請に可能な範囲で対応する。

4.2.1 鉄道利用者に対する避難誘導

- (2) 【フェーズ2】・【フェーズ3】・【フェーズ4】での対応 ※下線部：該当するフェーズ

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、混雑箇所への集中を回避し、鉄道利用の平準化を図るため、関係機関・団体等に対し、出勤抑制等の実施、休校等を要請するとともに、避難者以外の不要不急の移動の抑制を呼びかける。

- (3) 【フェーズ3】・【フェーズ4】での対応 ※下線部：該当するフェーズ

東京都と広域避難自治体は、駅周辺の混雑状況に関する情報を住民に提供し、安全かつ円滑な避難を促す。

4.2.2 車両（貸切バス、自家用車、路線バス、タクシー）利用者に対する避難誘導

- (2) 【フェーズ3】での対応

東京都は警視庁等と、広域避難自治体は警察署等の関係機関と連携し、避難誘導を行う。

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、渋滞箇所への集中を回避し、車両利用の平準化を図るため、関係機関・団体等に対し、出勤抑制等の実施、休校等を要請するとともに、避難者以外の不要不急の移動の抑制を呼びかける。

- (3) 【フェーズ3】・【フェーズ4】での対応 ※下線部：該当するフェーズ

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、警視庁等の関係機関と主要避難経路の状況、渋滞状況、通行止め等の規制情報その他必要な情報について共有を図る。

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、道路渋滞が発生し、渋滞箇所の通過に多大な時間を要するだけでなく、緊急車両の通行に支障を及ぼす可能性があるため、住民に対し、原則として自家用車による避難を控えるよう呼びかける。

<実施概要>

避難者の移動による混雑対応のため、警視庁に避難誘導を要請する。

また、混雑緩和につなげるため、東京商工会議所への出勤抑制やテレワークの要請等や、関係機関への休校等を依頼する。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	警視庁への避難誘導の要請	手誘 7-1
2	東京商工会議所への出勤抑制等の要請	手誘 7-2
3	都関係部局等への出勤抑制等の要請依頼	手誘 7-3
4	都関係部局等への休校等の要請依頼	手誘 7-4

■手誘 7-1 警視庁への避難誘導の要請

<概要>

広域避難時の駅や道路の混雑緩和のため、警視庁に混雑が予想される主要な駅や交差点での避難誘導の協力を要請する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、前項「手誘 6-4」の情報共有に合わせ、警視庁に要請文を発出し、DIS 又はメールで混雑が予想される主要な駅や交差点での避難誘導を要請する。

■手誘 7-2 東京商工会議所への出勤抑制等の要請

<概要>

広域避難時の駅や道路の混雑緩和のため、東京商工会議所に出勤抑制やテレワークの実施の協力を要請する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、前項「手誘 6-5」の情報共有に合わせ、東京商工会議所に要請文を発出し、DIS 又はメールで出勤抑制やテレワークの実施の協力を要請する。

■手誘 7-3 都関係部局等への出勤抑制等の要請依頼

<概要>

広域避難時の駅や道路の混雑緩和のため、都の関係部局等に、各企業者に対して出勤抑制やテレワークの実施の協力要請を依頼する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、前項「手誘 7-2」の東京商工会議所への出勤抑制等の要請と合わせ、都の関係部局等に要請文を発出し、DIS 又はメールで東京東部低地帯を中心とする各企業者に対して出勤抑制やテレワークの実施の協力要請を依頼する。

■手誘 7-4 都関係部局等への休校等の要請依頼

<概要>

広域避難時の駅や道路の混雑緩和のため、都の関係部局や広域避難自治体等に、学校関係者に対して休校等の協力要請を依頼する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、前項「手誘 7-2」の東京商工会議所への出勤抑制等の要請と合わせ、都の関係部局や広域避難自治体等に要請文を発出し、DIS 又はメールで東京東部低地帯を中心とする学校関係者に対して休校等の協力要請を依頼する。

3.2.8 【24h～9h 前】各機関との情報共有等

■第1部の概要（抜粋）

4.1.3 時間フェーズ毎の移動手段の確保

(5)【フェーズ4】での対応

- 1) <鉄道>鉄道事業者は、各社の検討に基づき、計画運休等を開始し、浸水想定区域外への車両退避を進めるとともに、駅施設を順次閉鎖する。なお、計画運休を実施しない鉄道事業者についても、必要に応じて運転見合わせの見込み等を関係機関と共有し、対応準備を進める。
- 2) <貸切バス>広域避難自治体とバス会社は、天候や道路渋滞の状況に応じ、浸水想定区域からの退避時間を十分に確保した上で、貸切バスによる避難者輸送を実施し、必要な輸送を完了する。
- 3) <自家用車>政府機関、東京都及び広域避難自治体は、住民に対し広域避難の呼びかけに合わせ、交通渋滞等を避けるため、原則として自家用車による避難を控えるよう、継続して呼びかける。
- 4) <路線バス>バス事業者は、天候や道路渋滞の状況に応じ、浸水想定区域からの退避の時間を十分に確保した上で、東京都からの災害対策基本法第61条の8に基づく輸送力増強の要請を踏まえた可能な範囲での対応を継続し、必要な対応を完了する。
- 5) <タクシー>タクシー事業者は、天候や道路渋滞状況に応じ、浸水想定区域からの退避時間を十分に確保した上で、東京都からの災害対策基本法第61条の8に基づく輸送力増強の要請を踏まえた可能な範囲での対応を継続し、必要な対応を完了する。

4.2.1 鉄道利用者に対する避難誘導

(3)【フェーズ3】・【フェーズ4】での対応 ※下線部：該当するフェーズ

東京都と広域避難自治体は、駅周辺の混雑状況に関する情報を住民に提供し、安全かつ円滑な避難を促す。

4.2.2 車両（貸切バス、自家用車、路線バス、タクシー）利用者に対する避難誘導

(3)【フェーズ3】・【フェーズ4】での対応 ※下線部：該当するフェーズ

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、警視庁等の関係機関と主要避難経路の状況、渋滞状況、通行止め等の規制情報その他必要な情報について共有を図る。

政府機関、東京都及び広域避難自治体は、道路渋滞が発生し、渋滞箇所の通過に多大な時間を要するだけでなく、緊急車両の通行に支障を及ぼす可能性があるため、住民に対し、原則として自家用車による避難を控えるよう呼びかける。

<実施概要>

鉄道事業者とバス事業者（又はバス事業者に属する各バス会社）から計画運休の実施状況について共有を受けるとともに、鉄道の計画運休の実施状況を想定タイムラインに反映する。

タクシー事業者、警視庁、東京商工会議所に、広域避難の検討状況等を共有する。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	鉄道の計画運休の検討状況に関する情報共有（概ね1日前）	手誘 8-1
2	バスの計画運休の検討状況に関する情報共有（概ね1日前）	手誘 8-2
3	タクシー事業者への情報共有（概ね1日前）	手誘 8-3
4	警視庁等への情報共有（概ね1日前）	手誘 8-4
5	東京商工会議所への情報共有（概ね1日前）	手誘 8-5
6	道路管理者との情報共有（概ね1日前）	手誘 8-6

■手誘 8-1 鉄道の計画運休の検討状況に関する情報共有（概ね 1 日前）

<概要>

各鉄道事業者に、広域避難自治体との広域避難に係る検討状況等を共有するとともに、各鉄道事業者から計画運休に係る検討状況等の共有を受け、広域避難自治体に共有する。

各鉄道事業者から「計画運休」の実施について共有を受ける。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、「国土交通省（運輸局）」から、鉄道の計画運休に関する情報の共有があった場合は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、同情報を共有する。
- ② 東京都は、各鉄道事業者にもメールで、東京都と広域避難自治体が台風の勢力や進路等から避難の呼びかけを継続していることを各鉄道事業者にも周知するため、「情報 9-2 ④」において広域避難自治体に共有した「今次台風の想定タイムライン」を共有する。
- ③ 東京都は、前項②の情報共有後に、各鉄道事業者からメールで、鉄道の計画運休の実施日時等について共有を受ける。共有を受ける事項は以下のとおり。必要に応じて、防災行政無線電話で詳細を確認する。
 - ✓計画運休の実施の可能性
 - ー計画運休の実施に向けた検討を継続する場合ー
 - ✓想定する計画運休の実施日時
 - ✓車両の混雑状況
 - ✓駅の混雑状況
- ④ 東京都は、各鉄道事業者からの鉄道の計画運休の実施日時等の共有を受け、必要に応じて「今次台風の想定タイムライン」を更新する。
- ⑤ 東京都は、各鉄道事業者からの駅の混雑状況の情報共有を受け、各鉄道事業者による駅の混雑状況の広報の有無を各鉄道事業者の HP で確認するとともに、必要に応じて、東京都の HP 等で駅の混雑状況を住民に周知する。
- ⑥ 東京都は、各鉄道事業者からメールで、「計画運休」を実施したことについて共有を受ける。
- ⑦ 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、各鉄道事業者が「計画運休」を実施したことを共有する。

■手誘 8-2 バスの計画運休の検討状況に関する情報共有（概ね 1 日前）

<概要>

バス事業者に、広域避難自治体との広域避難に係る検討状況等を共有するとともに、バス事業者から計画運休に係る検討状況等の共有を受け、広域避難自治体に共有する。

バス事業者から「計画運休」の実施について共有を受ける。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、バス事業者（又はバス事業者に属する各バス会社）にメールで、東京都と広域避難自治体が台風の勢力や進路等から避難の呼びかけを継続していることをバス事業者に周知するため、「情報 9-2 ④」において広域避難自治体に共有した「今次台風の想定タイムライン」を共有する。
- ② 東京都は、前項①の情報共有後に、バス事業者（又はバス事業者に属する各バス会社）からメールで、路線バスの計画運休の実施日時等について共有を受ける。共有を受ける事項は以下のとおり。必要に応じて、防災行政無線電話で詳細を確認する。
 - ✓計画運休の実施の可能性
 - ー計画運休の実施に向けた検討を継続する場合ー
 - ✓想定する計画運休の実施日時
- ③ 東京都は、バス事業者（又はバス事業者に属する各バス会社）からメールで、「計画運休」を実施したことについて共有を受ける。
- ④ 東京都は、広域避難自治体（又は複数の広域避難自治体の代表区）に「メール（広域避難関係機関間情報共有）」で、バス事業者（又はバス事業者に属する各バス会社）が「計画運休」を実施したことを共有する。

■手誘 8-3 タクシー事業者への情報共有（概ね 1 日前）

<概要>

タクシー事業者に、広域避難に係る検討が継続していること等を共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、各タクシー事業者に、メールで、東京都と広域避難自治体が台風の勢力や進路等から避難の呼びかけを継続していることを各タクシー事業者に周知するため、「情報 9-2 ④」において広域避難自治体に共有した「今次台風の想定タイムライン」を共有する。

■手誘 8-4 警視庁への情報共有（概ね 1 日前）

<概要>

警視庁に、広域避難に係る検討が継続していること等を共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、警視庁にメールで、東京都と広域避難自治体が台風の勢力や進路等から避難の呼びかけを継続していることを警視庁に周知するため、「情報 9-2 ④」において広域避難自治体に共有した「今次台風の想定タイムライン」を共有する。

■手誘 8-5 東京商工会議所への情報共有（概ね 1 日前）

<概要>

東京商工会議所に、広域避難に係る検討を継続していること等を共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、東京商工会議所にメールで、東京都と広域避難自治体が台風の勢力や進路等から避難の呼びかけを継続していることを東京商工会議所に周知するため、「情報 9-2 ④」において広域避難自治体に共有した「今次台風の想定タイムライン」を共有する。

■手誘 8-6 道路管理者との情報共有（概ね 1 日前）

<概要>

主要道路の渋滞状況や通行止め状況を把握し、災害対策本部内で共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、各道路管理者から、主要避難経路の状況や渋滞状況、通行止め等の規制情報について情報共有があった場合は、必要に応じて災害対策本部資料等に反映する。
- ② 東京都は、公益財団法人日本道路交通情報センター（JARTIC）などの HP から渋滞情報を確認し、必要に応じて災害対策本部資料に反映する。

3.2.9 【9h～発災】各機関との情報共有等

■第1部の概要（抜粋）

4.1.3 時間フェーズ毎の移動手段の確保

(6) 【フェーズ5】での対応

1) <徒歩> 政府機関、東京都及び広域避難自治体は、天候の悪化等により、鉄道、バス、自家用車等による避難が困難となっていることから、逃げ遅れた住民に対し、安全を確認しながら、近隣の安全な場所への避難又は垂直避難を呼びかける。

災害が既に発生し、又は発生が切迫している状況となった場合において、政府機関、東京都及び広域避難自治体は、逃げ遅れた住民に対し、少しでも浸水しにくい高い場所への緊急的な移動や、近隣の相対的に高く堅牢な建物等への緊急的な移動など、命を守る行動をとるよう緊急安全確保を呼びかける。（※緊急安全確保は、広域避難自治体が発令する警戒レベル5の避難情報であるが、必ずしも発令されるものではない）

<実施概要>

輸送力の増強や交通誘導の協力について要請を行った各関係機関に、発災のおそれがさらに高まっていること周知し、浸水想定区域外等への退避を促す。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	各関係機関への情報共有（発災前）	手誘 9-1

■手誘 9-1 各関係機関への情報共有（発災前）

<概要>

輸送力の増強や避難誘導の協力について要請を行った各関係機関（鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者、警視庁、東京商工会議所）に、発災のおそれがさらに高まっていることを周知し、浸水想定区域外等への退避を促す。

<発生時の対応>

- ① 東京都は、「情報 10-1 ①」の広域避難自治体による「垂直避難を促す情報」のプレスリリース後、輸送力の増強や避難誘導の協力について要請を行った各関係機関（鉄道事業者、バス事業者（又はバス事業者に属する各バス会社）、タクシー事業者、警視庁、東京商工会議所）にメールで、浸水想定区域外等への避難を促すため、発災のおそれがさらに高まっていることを共有する。

3.3 広域避難先施設の開設・運営等

3.3.1 【平時】広域避難先施設の確保・運営の事前調整等

■第1部の概要（抜粋）

5.1 広域避難先施設の開設運営計画の作成【平時】

広域避難自治体は、中小規模広域避難先施設管理者と協力して、中小規模広域避難先施設の具体的な開設運営方法を検討し、開設運営計画として取りまとめる。

複数の広域避難自治体が運営し、東京都が運営支援する大規模広域避難先施設については、東京都が、大規模広域避難先施設管理者と協力して、開設運営計画を取りまとめる。

5.2 広域避難先施設との協定締結【平時】

広域避難先施設の確保は、国、東京都、広域避難自治体等の各行政機関が連携して進める。

東京都と広域避難自治体は、広域避難先施設管理者（国、企業など）と、施設の利用手順や費用負担等について調整し、その結果を反映した協定を締結する。

<実施概要>

広域避難の呼びかけにあたっては、住民自らが、安全な親戚・知人宅等の避難先を確保する「自主的な避難」を推奨するが、自ら避難先を確保できない住民の避難先として、東京都及び広域避難自治体が広域避難先施設を確保し、運営する。広域避難先施設の確保を進めるとともに、施設の運営について、広域避難先施設管理者と調整する。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	広域避難先施設の確保	施設 1-1
2	広域避難先施設の広域避難自治体への割り当て	施設 1-2
3	大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者との調整	施設 1-3
4	大規模広域避難先施設の開設・運営計画の作成	施設 1-4
5	中小規模広域避難先施設の開設・運営計画の作成支援	施設 1-5
6	広域避難先施設の開設状況の発信に係る調整	施設 1-6
7	広域避難先施設の開設・運営訓練の実施	施設 1-7
8	広域避難先施設の運営補助要員確保に係る調整	施設 1-8

■施設 1-1 広域避難先施設の確保

<概要>

自ら避難先を確保できない住民の避難先として、広域避難先施設を確保する。

<平時の取組>

- ① 東京都は、自ら避難先を確保できない住民の避難先として、東京都内の浸水想定区域外に立地する多くの収容人数が見込める施設等（※目安：500人以上）の管理者と、大規模水害時の広域避難先施設としての施設提供の可否について、調整・協議を行う。
- ② 東京都は、上記①の調整・協議が整った場合、「首都圏大規模水害広域避難計画モデル（令和7年3月 首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会）」を参考に、当該施設管理者と大規模水害時における広域避難先施設としての施設提供に関する包括協定を締結する。
- ③ 東京都は、上記②の協定締結に合わせ、当該施設管理者と広域避難自治体が結ぶ細目協定締結の支援を行う。
- ④ 東京都は、協定締結に至った広域避難先施設のうち、概ね1万人以上の避難者の収容が見込まれる施設や宿泊施設を併設する施設など、その施設の規模や性質上、複数の広域避難自治体で利用することが適切であると考える施設を、東京都が当該施設の開設を調整し、広域避難自治体の運営を支援する「大規模広域避難先施設」に区分するとともに、大規模広域避難先施設以外の広域避難先施設を、1つの広域避難自治体を利用する「中小規模広域避難先施設」に区分する。

■施設 1-2 広域避難先施設の広域避難自治体への割り当て

<概要>

大規模広域避難先施設と中小規模広域避難先施設を広域避難自治体に割り当てる。

<平時の取組>

- ① 東京都は、包括協定及び細目協定を締結した大規模広域避難先施設と中小規模広域避難先施設を、広域避難自治体の想定広域避難者数や中小規模広域避難先施設の位置などを踏まえ、広域避難自治体に割り当てる。

■施設 1-3 大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者との調整

<概要>

大規模広域避難先施設の開設・運営を円滑に実施するため、避難者の誘導や当該施設内の巡回などの業務を行う協力事業者と協定を締結し、当該施設の開設・運営体制を強化する。

<平時の取組>

- ① 東京都は、警備業法で定める「1号業務（施設警備）」と「2号業務（雑踏・交通誘導警備）」を実施することができる民間事業者と、大規模広域避難先施設の開設・運営に関する協力の可否について、調整・協議を行う。
- ② 東京都は、上記①の調整・協議が整った場合、当該民間事業者と、大規模広域避難先施設の開設・運営における協力（最寄り駅からの避難者誘導、受付補助、施設内巡回等）について協定を締結する。（※以下、協定締結に至った民間業者を「大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者」という。）
- ③ 東京都は、上記②の大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者と、協力要請に係る手続き等について、調整を行う。

■施設 1-4 大規模広域避難先施設の開設・運営計画の作成

<概要>

大規模広域避難先施設管理者等と連携し、当該施設の開設・運営計画を作成する。

<平時の取組>

- ① 東京都は、「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」が作成した「広域避難先施設・開設運営マニュアル（ひな型）」を参考に、大規模広域避難先施設管理者、大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者、広域避難自治体と連携し、大規模広域避難先施設の開設・運営計画を作成する。
- ② 東京都は、必要に応じて、大規模広域避難先施設の開設・運営計画を修正する。

■施設 1-5 中小規模広域避難先施設の開設・運営計画の作成支援

<概要>

必要に応じて、中小規模広域避難先施設の開設・運営計画の作成を支援する。

<平時の取組>

- ① 東京都は、広域避難自治体から、中小規模広域避難先施設の開設・運営計画の作成について支援を求められた場合は、助言や資料の提供など、積極的に支援する。

■施設 1-6 広域避難先施設の開設状況の発信に係る調整

<概要>

広域避難先施設の準備・開設状況等を速やかに収集・公表できるよう調整を図る。

<平時の取組>

- ① 東京都は、広域避難自治体が発信する「広域避難を促す情報」に合わせて広域避難先施設の開設状況を HP 等で公表するため、中小規模広域避難先施設の開設に向けた準備や開設状況等を正確に把握できるよう、「広域避難先施設開設状況報告書（様式）」を作成する。
- ② 東京都は、広域避難先施設の状況等を速やかに HP で公表できるよう、「広域避難先施設の開設状況（様式）」を作成する。

■施設 1-7 広域避難先施設の開設・運営訓練の実施

<概要>

大規模広域避難先施設の開設・運営に係る訓練を企画し、実施する。また、中小規模広域避難先施設の開設・運営に係る訓練に参加する。

<平時の取組>

- ① 東京都は、必要に応じて、大規模広域避難先施設管理者、大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者、及び広域避難自治体等と連携し、大規模広域避難先施設の開設・運営に係る訓練（実働訓練・図上訓練等）を企画し、実施する。
- ② 東京都は、広域避難自治体が必要に応じて企画する中小規模広域避難先施設の開設・運営に係る訓練（実働訓練・図上訓練等）に参加する。

■施設 1-8 広域避難先施設の運営補助要員確保に係る調整

<概要>

広域避難先施設の開設・運営を補助する要員確保の要請に向けた調整を図る。

<平時の取組>

- ① 東京都は、各局と大規模水害のおそれがある段階において、広域避難先施設の開設・運営を補助する要員の確保を要請することについて、調整を行う。

3.3.2 【120h～72h 前】大規模広域避難先施設の開設・運営に向けた情報共有等

■第1部の概要（抜粋）

5.3.1 大規模広域避難先施設の開設に向けた調整【フェーズ1】

東京都は、大規模広域避難先施設管理者に施設提供の要請の可能性を共有する。

東京都は、大規模広域避難先施設の開設運営及び警備等に関する協定を締結している協力事業者、開設運営に必要となる誘導員等の確保の要請の可能性を共有する。

東京都は、大規模広域避難先施設の開設運営及び警備等に関する協定を締結している協力事業者に対し、要員の確保を要請する。

5.4.1 中小規模広域避難先施設の開設に向けた調整【フェーズ1】

広域避難自治体は、中小規模広域避難先施設管理者に施設提供の要請の可能性を共有する。

<実施概要>

広域避難の実施に向けた検討等と平行して、大規模広域避難先施設の開設準備を進める。

大規模広域避難先施設管理者と大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者、施設利用や運営体制の協力の可否を打診する。施設の利用可否や希望内容を関係機関と共有し、開設に向けた準備を段階的に進める。

大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者、要員確保の要請を行う。

都各局に、広域避難自治体による大規模広域避難先施設の運営の補助要員の確保を要請する。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	大規模広域避難先施設管理者への情報共有（概ね5日前）	施設 2-1
2	大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者への情報共有（概ね5日前）	施設 2-2
3	大規模広域避難先施設の立地自治体への情報共有（概ね5日前）	施設 2-3
4	大規模広域避難先施設管理者への施設提供要請の可能性の情報共有（概ね4日前）	施設 2-4
5	大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者への要員確保要請の可能性の情報共有（概ね4日前）	施設 2-5
6	大規模広域避難先施設の立地自治体への施設開設の可能性の情報共有（概ね4日前）	施設 2-6
7	大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者への要員確保要請	施設 2-7
8	大規模広域避難先施設の運営補助に係る要員確保要請	施設 2-8

■施設 2-1 大規模広域避難先施設管理者への情報共有（概ね 5 日前）

<概要>

広域避難の検討状況について、大規模広域避難先施設管理者に共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、前項「情報 3-1 ④」に合わせて、大規模広域避難先施設管理者にメールで、東京都と広域避難自治体が広域避難の実施に向けた検討を開始したことを共有する。

■施設 2-2 大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者への情報共有（概ね 5 日前）

<概要>

広域避難の検討状況について、大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者に共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、前項「情報 3-1 ④」の情報共有に合わせ、大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者にメールで、東京都と広域避難自治体が広域避難の実施に向けた検討を開始したことを共有する。

■施設 2-3 大規模広域避難先施設の立地自治体への情報共有（概ね 5 日前）

<概要>

広域避難の検討状況について、大規模広域避難先施設の立地自治体に共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、前項「情報 3-1 ④」の情報共有に合わせ、大規模広域避難先施設の立地自治体にメールで、東京都と広域避難自治体が広域避難の実施に向けた検討を開始したことを共有する。

■施設 2-4 大規模広域避難先施設管理者への施設提供要請の可能性の情報共有（概ね 4 日前）

<概要>

広域避難の検討状況に合わせ、大規模広域避難先施設管理者に、円滑な大規模広域避難先施設の開設につなげるため、施設提供に係る「要請の可能性」について情報を共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、前項「情報 3-3 ④」の情報共有に合わせ、大規模広域避難先施設管理者にメールで、施設の提供に係る要請の可能性を共有する。共有する事項は以下のとおり。
 - ✓要請日時（想定）
 - ✓施設利用開始日時（想定）
 - ✓施設利用期間（想定）
 - ✓施設利用可能スペース（想定）
- ② 東京都は、大規模広域避難先施設管理者から、メールで、「施設提供の可否（見込み）」について回答を受ける。
- ③ 東京都は、広域避難自治体に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、大規模広域避難先施設管理者から共有された「施設提供の可否（見込み）」について共有する。
- ④ 東京都は、広域避難自治体から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、大規模広域避難先施設の「利用の要否（見込み）」について共有を受ける。
- ⑤ 東京都は、平時の調整を踏まえた大規模広域避難先施設管理者への施設提供に係る要請の準備を開始する。

■施設 2-5 大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者への要員確保要請の可能性の情報共有（概ね 4 日前）

<概要>

広域避難の検討状況に合わせ、大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者に、円滑な大規模広域避難先施設の開設・運営につなげるため、要員確保に係る「要請の可能性」について情報を共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、前項「情報 3-3 ④」の情報共有に合わせ、大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者にメールで、施設の開設・運営に必要な要員の確保に係る「要請の可能性」を共有する。共有する事項は以下のとおり。
 - ✓要請日時（想定）
 - ✓協力要請開始日時（想定）
 - ✓協力要請期間（想定）
 - ✓協力要請要員数（想定）

※ 次項「施設 2-7」の要員確保要請の日時（「今次台風の想定タイムライン」において「広域避難を促す情報」の発信の 48 時間前）よりも、本項が遅い場合は、「施設 2-7」を実施する。

- ② 東京都は、大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者からメールで、「要員確保の可否（見込み）」について回答を受ける。
- ③ 東京都は、平時の調整を踏まえた大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者への要員確保に係る要請の準備を開始する。

■施設 2-6 大規模広域避難先施設の立地自治体への施設開設の可能性の情報共有（概ね 4 日前）

<概要>

広域避難の検討状況に合わせ、大規模広域避難先施設の立地自治体に、円滑な大規模広域避難先施設の開設・運営につなげるため、大規模広域避難先施設の「開設の可能性」について情報を共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、前項「情報 3-3 ④」の情報共有に合わせ、大規模広域避難先施設の立地自治体にメールで、大規模広域避難先施設の「開設の可能性」を共有する。共有する事項は以下のとおり。
 - ✓連絡日時（想定）
 - ✓施設利用の可否
- ② 東京都は、大規模広域避難先施設の立地自治体からメールで、「施設利用の可否（見込み）」について回答を受ける。
- ③ 東京都は、平時の調整を踏まえた大規模広域避難先施設の立地自治体への施設利用の連絡の準備を開始する。

■施設 2-7 大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者への要員確保要請

<概要>

大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者と連携し、要員確保について要請する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者に、要員の確保を希望する日（広域避難自治体が「広域避難を促す情報」を発信する日時）の原則 48 時間前までに、日時、場所、業務内容及び要員数等を記した要請書を発出し、メールで要請する（△84h 想定）。ただし、これにより難しいときは、口頭及びメール等で要請し、その後、速やかに要請書を発出する。なお、出勤期間については別途協議する。
- ② 東京都は、大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者からメールで、要員確保の要請の受託可否について回答を受ける。
- ③ 東京都は、大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者が要員確保の要請に応じる場合は、別途、大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者と、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）上、必要となる書面等を取り交わす。

■施設 2-8 大規模広域避難先施設の運営補助に係る要員確保要請

<概要>

大規模広域避難先施設の開設・運営を補助する要員確保の要請を行う。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、前項「施設 2-7 ①」の開設・運営協力事業者への要員確保要請に合わせ、広域避難自治体による大規模広域避難先施設の運営を補助するため、都各局にメール又はその他の方法で、要員確保を要請する。要請する総要員数は、大規模広域避難先施設を利用する広域避難自治体1自治体あたり5名程度とし、要請期間は、大規模広域避難先施設の開設準備の開始から閉鎖までとする。
- ② 東京都は、本要請により確保できた要員（以下、「運営補助要員」という）を速やかに配置できるよう、あらかじめ配置について決定する。

3.3.3 【120h～72h 前】広域避難先施設の開設状況等の発信に向けた情報共有等

■第1部の概要（抜粋）

5.4.7 東京都への報告・要請【フェーズ1】・【フェーズ2】・【フェーズ3】・【フェーズ4】・【フェーズ5】※下線部：該当するフェーズ

広域避難自治体は、東京都に自らが運営する中小規模広域避難先施設の次の情報を報告する。

※重複記載あり

【報告事項】

- ・ 広域避難先施設の開設要請状況
- ・ 広域避難先施設の開設状況
- ・ 広域避難者の受入状況
- ・ 広域避難先施設の閉鎖

東京都は、広域避難者に開設した全ての中小規模広域避難先施設の開設運営状況を都の HP 等で公表する。

広域避難自治体は、次の状況が発生した場合は、東京都に対し、調整を要請する。

【調整事項】

- ・ 中小規模広域避難先施設の開設にあたり、十分な広域避難者の受入れを確保できない場合
- ・ 中小規模広域避難先施設の閉鎖にあたり、広域避難者の移送が必要になった場合

<実施概要>

広域避難の実施に向けた検討と平行し、広域避難先施設の開設準備・開設状況・避難者受入状況等の適時な住民への発信に向け、中小規模広域避難先施設の開設準備状況等について、広域避難自治体と共有を図る。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	中小規模広域避難先施設の開設に向けた情報共有（概ね 5 日前）	施設 3-1
2	中小規模広域避難先施設の開設に向けた情報共有（概ね 4 日前）	施設 3-2

■施設 3-1 中小規模広域避難先施設の開設に向けた情報共有（概ね 5 日前）

<概要>

中小規模広域避難先施設の開設に向けた調整状況について情報共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、前項「情報 3-1 ④」の情報共有に合わせ、広域避難自治体に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「広域避難先施設開設状況報告書（様式）」を送付し、中小規模広域避難先施設の開設に向けた調整状況の共有を求める。
- ② 東京都は、広域避難自治体から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「広域避難先施設開設状況報告書（様式）」の送付により、中小規模広域避難先施設の開設に向けた調整状況について共有を受ける。
- ③ 東京都は、広域避難自治体の中小規模広域避難先施設の開設に係る調整に遅れがある場合は、災害救助法第 2 条第 2 項の趣旨を踏まえ、速やかに中小規模広域避難先施設の開設に向けた調整を進めるよう、助言し、総合調整を行う。

■施設 3-2 中小規模広域避難先施設の開設に向けた情報共有（概ね 4 日前）

<概要>

中小規模広域避難先施設の開設に向けた調整状況について情報共有する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、前項「情報 3-3 ④」の情報共有に合わせ、広域避難自治体に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「広域避難先施設開設状況報告書（様式）」を送付し、中小規模広域避難先施設の開設に向けた調整状況の共有を求める。
- ② 東京都は、広域避難自治体から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「広域避難先施設開設状況報告書（様式）」の送付により、中小規模広域避難先施設の開設に向けた調整状況について共有を受ける。
- ③ 東京都は、広域避難自治体の中小規模広域避難先施設の開設に係る調整に遅れがある場合は、災害救助法第 2 条第 2 項の趣旨を踏まえ、速やかに中小規模広域避難先施設の開設に向けた調整を進めるよう、助言し、総合調整を行う。
- ④ 東京都は、前項「施設 2-7 ①」の開設・運営協力事業者への要員確保要請に合わせ、広域避難自治体による中小規模広域避難先施設の開設・運営を補助するため、都各局にメール又はその他の方法で、要員確保を要請する。要請する総要員数は、中小規模広域避難先施設あたり 5 名程度とし、要請期間は、中小規模広域避難先施設の開設準備の開始から閉鎖までとする。
- ⑤ 東京都は、本要請により確保できた要員（以下、「運営補助要員」という）を速やかに配置できるよう、あらかじめ配置について決定する。

3.3.4 【72h～48h 前】大規模広域避難先施設の開設準備

■第1部の概要（抜粋）

5.3.2 開設要請【フェーズ2】

東京都は、大規模広域避難先施設の立地自治体に対し、広域避難先施設としての利用可否を確認する。

東京都は、大規模広域避難先施設管理者に対し、広域避難先施設としての利用の協力要請を行い、大規模広域避難先施設管理者から提供可能なスペース等の報告を受けるとともに、その内容を広域避難自治体に共有する。

広域避難自治体は、東京都から大規模広域避難先施設管理者からの報告内容等を受け、広域避難先施設としての開設を決定する。

5.4.2 開設要請【フェーズ2】

広域避難自治体は、東京都に広域避難先として開設する施設の名称・利用可能スペース・開設時期等について報告する。

東京都は、他県に立地する施設を広域避難先施設として利用する必要がある場合、当該県と協議し、国に報告する（災害対策基本法第61条の5）。国は、東京都より求めがあった場合、他県への広域避難について助言を行う（災害対策基本法第61条の7）。

東京都は、必要に応じて、国に対し、国が所有する施設の広域避難先施設としての利用について、協力を要請する。

<実施概要>

大規模広域避難先施設管理者及び広域避難自治体と連携・調整し、大規模広域避難先施設管理者に施設提供の要請を行う。必要に応じ、災害対策基本法に基づく避難者の受入れについて、他自治体と協議する。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	大規模広域避難先施設管理者への施設提供要請	施設 4-1
2	災害対策基本法に基づく広域避難先施設の確保に係る調整等	施設 4-2

■施設 4-1 大規模広域避難先施設管理者への施設提供要請

<概要>

大規模広域避難先施設の立地自治体、大規模広域避難先施設管理者及び広域避難自治体と連携・調整し、大規模広域避難先施設管理者に、当該施設の施設提供について要請する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、大規模広域避難先施設管理者への施設提供要請に先立ち、前項「情報 4-1 ③」の「広域避難の検討開始」の情報発信の準備の継続（※区長による「広域避難の検討開始」の情報発信の決定）に合わせ、大規模広域避難先施設の立地自治体にメールで、当該施設を広域避難先施設として利用することを連絡し、施設利用の可否について回答を求める。大規模広域避難先施設管理者と大規模広域避難先立地自治体が、当該施設の提供等の他協定を締結している場合は、使用スペースの重複の有無を確認し、重複がある場合は、広域避難先施設としての利用を優先することについて可否を求める。
- ② 東京都は、大規模広域避難先施設の立地自治体からメールで、当該施設の広域避難先施設としての利用可否の回答を受ける。
- ③ 東京都は、上記②の回答において、当該施設の利用について当該施設立地自治体と調整が整った後に、大規模広域避難先施設管理者への施設提供要請に先立ち、大規模広域避難先施設管理者にメールで、施設提供の可否について回答を求める。
- ④ 東京都は、大規模広域避難先施設管理者からメールで、当該施設の広域避難先施設としての利用の可否の回答を受ける。
- ⑤ 東京都は、上記③の回答において、当該施設の利用について大規模広域避難先施設管理者との調整が整った後に、広域避難先自治体に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、大規模広域避難先施設管理者からの回答を共有するとともに、大規模広域避難先施設の利用の要否について回答を求める。
- ⑥ 東京都は、広域避難自治体から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、大規模広域避難先施設の利用の要否について回答を受ける。
- ⑦ 東京都は、広域避難自治体からの大規模広域避難先施設の利用の要否の回答を踏まえ、要請文を发出し、大規模広域避難先施設管理者にメールで、当該施設の広域避難先施設として施設提供を要請する。
- ⑧ 東京都は、大規模広域避難先施設管理者からメールで、上記⑦の要請に対する回答を受ける。
- ⑨ 東京都は、広域避難自治体に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、大規模広域避難先施設の利用が可能となったことを共有する。
- ⑩ 東京都は、大規模広域避難先施設の開設・運営に必要な東京都職員（以下、「東京都要員」という。）の配置準備を進める。東京都要員は、業務要員（又はそれに類する要員）を想定し、後項「施設 6-1」に示す業務を担うことを前提とした人選とする。
- ⑪ 東京都は、大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者の配置準備を進める。

-
-
- ⑫ 東京都は、大規模広域避難先施設での広域避難自治体による運営を補助する運営補助要員の配置準備を進める。

■施設 4-2 災害対策基本法に基づく広域避難先施設の確保に係る調整等

＜概要＞

広域避難自治体から、災害対策基本法第 61 条の 4 又は同法第 61 条の 5 に基づく他自治体への避難者の受入れ要請等があった場合は、国や他県と調整・協議を行う。

＜災害時の対応＞

- ① 東京都は、広域避難自治体から、必要に応じた災害対策基本法第 61 条の 4 に基づく広域避難自治体からの東京都内の他自治体への避難者の受入れの協議等について、報告を受ける。（災害対策基本法第 61 条の 4 第 2 項・第 6 項・第 7 項）
- ② 東京都は、広域避難自治体から、災害対策基本法第 61 条の 5 に基づく他県と避難者の受入れについて協議を求められた場合は、避難者の受入れについて、他県と協議する（災害対策基本法第 61 条の 5 第 2 項）とともに、協議する旨を国に報告する（同法第 61 条の 5 第 3 項）。
- ③ 東京都は、上記②の避難者の受入れに係る協議先である他県から、同協議に係る通知を受け、同通知を受けたことを広域避難自治体に通知するとともに、国に報告する。（同法第 61 条の 5 第 9 項）。

3.3.5 【72h～48h 前】広域避難先施設の開設・混雑状況の発信準備

■第1部の概要（抜粋）

5.4.7 東京都への報告・要請【フェーズ1】・【フェーズ2】・【フェーズ3】・【フェーズ4】・【フェーズ5】※下線部：該当するフェーズ

広域避難自治体は、東京都に自らが運営する中小規模広域避難先施設の次の情報を報告する。

※重複記載あり

【報告事項】

- ・広域避難先施設の開設要請状況
- ・広域避難先施設の開設状況
- ・広域避難者の受入状況
- ・広域避難先施設の閉鎖

東京都は、広域避難者に開設した全ての中小規模広域避難先施設の開設運営状況を都のHP等で公表する。

広域避難自治体は、次の状況が発生した場合は、東京都に対し、調整を要請する。

【調整事項】

- ・中小規模広域避難先施設の開設にあたり、十分な広域避難者の受入れを確保できない場合
- ・中小規模広域避難先施設の閉鎖にあたり、広域避難者の移送が必要になった場合

<実施概要>

中小規模広域避難先施設の開設準備状況を広域避難自治体と共有するなど、住民への周知の準備を進める。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	中小規模広域避難先施設の開設準備状況の共有	施設 5-1
2	広域避難先施設の開設状況の発信に向けた準備	施設 5-2

■施設 5-1 中小規模広域避難先施設の開設準備状況の共有

<概要>

広域避難先施設（大規模・中小規模）の開設状況を住民に周知するため、広域避難自治体と連携し、広域避難先施設の開設準備状況等を共有・集約する。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、前項「情報 5-2 ④」の情報共有に合わせ、広域避難自治体に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「広域避難先施設開設状況報告書（様式）」を送付し、中小規模広域避難先施設の開設に向けた調整状況の共有を求める。

-
-
- ② 東京都は、広域避難自治体から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「広域避難先施設開設状況報告書（様式）」の送付により、中小規模広域避難先施設の開設に向けた調整状況について、共有を受ける。

■施設 5-2 広域避難先施設の開設状況の発信に向けた準備

<概要>

広域避難先施設の開設状況の周知に向けた準備を進める。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、「広域避難を促す情報」の発信に合わせ、大規模広域避難先施設及び中小規模広域避難先施設の開設状況を住民に広く周知するため、「広域避難先施設の開設状況（様式）」を活用して、HP 等での住民への周知の準備を開始する。

3.3.6 【48h～24h 前】 大規模広域避難先施設の開設・避難者受入れ（開始）

■第1部の概要（抜粋）

5.3.3 開設【フェーズ3】

東京都と広域避難自治体は、運営要員を大規模広域避難先施設に配置する。あわせて運営要員のローテーション（勤務シフト）を整理する。

運営要員は、「広域避難を促す情報」の発信に合わせて大規模広域避難先施設を開設するとともに、東京都と広域避難自治体に、同施設を開設し、広域避難者の受入を開始したことを報告する。

5.3.4 広域避難者の受入れ【フェーズ3】・【フェーズ4】・【フェーズ5】※下線部：該当するフェーズ

運営要員は、広域避難者の誘導、受付を行う。

運営要員は、受付にて把握した情報をもとに避難者数等を確認し、東京都と広域避難自治体に報告する。

開設する大規模広域避難先施設がペット受入可能な場合、運営要員は、ペット同行者に受入条件を説明し、承諾を得て専用スペースに案内する。

5.3.5 運営【フェーズ3】・【フェーズ4】・【フェーズ5】※下線部：該当するフェーズ

運営要員は、広域避難者の入退室管理、安全管理、健康管理、衛生管理を行う。

5.4.3 開設【フェーズ3】

広域避難自治体は、東京都に、中小規模広域避難先施設を開設したことを報告する。

5.4.4 広域避難者の受入れ【フェーズ3】・【フェーズ4】・【フェーズ5】※下線部：該当するフェーズ

運営要員は、受付にて把握した情報をもとに避難者数等を確認し、広域避難自治体に報告する。広域避難自治体は、東京都に避難者数等を報告する。

5.4.5 運営【フェーズ3】・【フェーズ4】・【フェーズ5】※下線部：該当するフェーズ

運営要員は、広域避難者の入退室管理、安全管理、健康管理、衛生管理を行う。

<実施概要>

東京都は、関係機関と連携し、大規模広域避難先施設の開設と避難者の受入れを積極的に支援する。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	大規模広域避難先施設の開設に係る支援	施設 6-1
2	大規模広域避難先施設の避難者受入れに係る支援	施設 6-2

■施設 6-1 大規模広域避難先施設の開設に係る支援

<概要>

施設提供要請を受諾した大規模広域避難先施設に、必要な要員（東京都職員）を配置し、広域避難自治体や大規模広域避難先施設管理者、大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者等と連携し、大規模広域避難先施設の開設を積極的に支援する。

<災害時の対応>

- ① 東京都は、当該の大規模広域避難先施設の開設・運営計画において定めた役割に基づき、開設・運営に必要な東京都要員を当該施設に配置する。
- ② 東京都は、当該の大規模広域避難先施設の開設・運営計画に基づき、開設・運営協力事業者を当該施設に配置する。
- ③ 東京都は、当該の大規模広域避難先施設での広域避難自治体による開設・運営を補助する東京都運営補助要員を当該施設に配置する。
- ④ 東京都要員は、大規模広域避難先施設を広域避難先として利用する広域避難自治体と連携し、大規模広域避難先施設を関係機関で共同運営するために必要な調整・意思決定の場である広域避難先運営本部（※東京都及び当該施設を利用する広域避難自治体で構成）の設置を支援する。
- ⑤ 東京都要員は、当該施設を利用する広域避難自治体と連携し、広域避難先運営本部内の役割分担を決める。東京都要員の役割は以下のとおり。
 - －東京都要員の役割（開設・運営の支援）－
 - ✓広域避難先運営本部の設置
 - ✓東京都災害対策本部との連絡調整
 - ✓開設・運営・閉鎖業務の支援
 - ✓開設・運営協力事業者への指示監督
- ⑥ 東京都要員は、大規模広域避難先施設の運営に必要な情報共有を行うために随時開催される広域避難先運営本部会議に参加する。会議には、広域避難先運営本部の構成機関及び施設管理者が参加する。
- ⑦ 東京都要員は、運営本部の一員として、当該施設の開設準備を行う。
 - ✓使用可能なスペース、設備、備品の確認
 - ✓広域避難自治体の使用スペース区分
 - ✓利用可能な設備・共有スペースの利用ルール及び周知方法
 - ✓立入禁止区域の確認及び立入防止柵
 - ✓避難者の誘導動線
 - ✓自家用車等での避難者への対応
 - ✓イベント等の開催者への対応
- ⑧ 東京都要員は、運営本部の一員として、当該施設の開設方法を確認する。
 - ✓施設の開設錠
 - ✓鍵の貸与状況整理

-
-
- ⑨ 東京都要員は、運営本部の一員として、人員配置、広域避難先施設の運営体制を決定する。
 - ✓各スペースの人員配置の決定
 - ✓広域避難先施設の運営ローテーションの決定
 - ⑩ 東京都要員は、運営本部の一員として、当該施設への物品を搬入する。
 - ✓広域避難先の運営に必要な物品の確認
 - ✓物品の管理場所の確認・決定
 - ⑪ 東京都要員は、運営本部の一員として、当該施設の開設準備の完了を報告する。
 - ✓施設管理者への完了報告
 - ✓東京都災害対策本部への完了報告
 - ⑫ 東京都は、大規模広域避難先施設の最寄り駅の鉄道事業者にもメールで、当該施設の開設準備が整い、避難者の受入れを開始することを周知する。鉄道事業者から大規模広域避難先施設の運営等の状況に係る情報共有の依頼があった場合は、可能な範囲で対応する。

■施設 6-2 大規模広域避難先施設の避難者受入れに係る支援

<概要>

広域避難自治体や大規模広域避難先施設管理者、大規模広域避難先施設の開設・運営協力事業者等と連携し、大規模広域避難先施設での避難者の受入れを積極的に支援する。

<災害時の対応>

- ① 東京都要員は、運営本部の一員として、鉄道を利用した避難者の誘導を行う。
 - ✓避難者の誘導・案内の実施
 - ✓誘導の中止指示
- ② 東京都要員は、運営本部の一員として、貸切バスを利用した避難者の誘導を行う。
 - ✓避難者の誘導・案内の実施
 - ✓誘導の中止指示
- ③ 東京都要員は、運営本部の一員として、自家用車等を利用した避難者の誘導を行う。
 - ✓避難者の誘導・案内の実施
 - ✓誘導の中止指示
- ④ 東京都要員は、運営本部の一員として、物品等を補充する。
 - ✓不足物品の連絡
 - ✓緊急的な物品の使用・配布、記録
- ⑤ 東京都要員は、運営本部の一員として、避難者の受入状況を適宜、東京都災害対策本部（又はそれに準じる態勢本部）に報告する。
 - ✓避難者情報の報告
 - ✓必要に応じた運営職員の追加派遣の要請

3.3.7 【48h～24h 前】広域避難先施設の開設状況の発信（開始）

■第1部の概要（抜粋）

5.4.7 東京都への報告・要請【フェーズ1】・【フェーズ2】・【フェーズ3】・【フェーズ4】・【フェーズ5】※下線部：該当するフェーズ

広域避難自治体は、東京都に自らが運営する中小規模広域避難先施設の次の情報を報告する。

※重複記載あり

【報告事項】

- ・ 広域避難先施設の開設要請状況
- ・ 広域避難先施設の開設状況
- ・ 広域避難者の受入状況
- ・ 広域避難先施設の閉鎖

東京都は、広域避難者に開設した全ての中小規模広域避難先施設の開設運営状況を都のHP等で公表する。

広域避難自治体は、次の状況が発生した場合は、東京都に対し、調整を要請する。

【調整事項】

- ・ 中小規模広域避難先施設の開設にあたり、十分な広域避難者の受入れを確保できない場合
- ・ 中小規模広域避難先施設の閉鎖にあたり、広域避難者の移送が必要になった場合

<実施概要>

「広域避難を促す情報」の発信に合わせて、避難先施設の開設状況を住民に公表する。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	中小規模広域避難先施設の開設状況の共有	施設 7-1
2	広域避難先施設の開設状況の DIS の入力	施設 7-2
3	広域避難先施設の開設状況の公表	施設 7-3

■施設 7-1 中小規模広域避難先施設の開設状況の共有

<概要>

広域避難自治体から中小規模広域避難先施設の開設状況について共有を受ける。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、当該の中小規模広域避難先施設での広域避難自治体による開設・運営を補助する東京都運営補助要員を、当該施設に配置する。
- ② 東京都は、前項「情報 7-2 ④」の情報共有に合わせ、広域避難自治体に「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「広域避難先施設開設状況報告書（様式）」を送付し、中小規模広域避難先施設の開設状況の共有を求める。

- ③ 東京都は、広域避難自治体から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「広域避難先施設開設状況報告書（様式）」の送付により、中小規模広域避難先施設の開設状況について、共有を受ける。
- ④ 東京都は、最初の中小規模広域避難先施設の開設状況について共有を受けた後に、3 時間おきに、広域避難自治体から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「広域避難先施設開設状況報告書（様式）」の送付により、中小規模広域避難先施設の避難者受入れ状況について、共有を受ける。

■施設 7-2 広域避難先施設の開設状況の DIS の入力

<概要>

広域避難先施設の開設と当該施設への避難者情報を DIS に入力する。

<災害時の対応>

- ① 東京都要員は、大規模広域避難先施設の開設と当該施設の避難者情報（人数等）を DIS に入力する。遠隔地のため DIS が使用できない場合は、東京都災害対策本部に、入力に必要な情報を共有し、東京都が DIS に入力する。
- ② 東京都は、広域避難自治体が開設した中小規模広域避難先施設について、DIS に避難者受入れ状況等が入力されていることを確認する。未入力の広域避難自治体には、「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、情報の入力を求める。

■施設 7-3 広域避難先施設の開設状況の公表

<概要>

広域避難自治体による「広域避難を促す情報」の発信に合わせ、広域避難先施設（大規模・中小規模）の開設状況を HP 等で住民に周知する。

<災害時の対応>

- ① 東京都は、広域避難自治体による「広域避難を促す情報」の発信に合わせ、大規模広域避難先施設及び中小規模広域避難先施設の開設状況を「広域避難先施設の開設状況（様式）」を活用して、HP 等で住民に周知する。

3.3.8 【24h～9h 前】 大規模広域避難先施設における避難者の受入れ（継続）

■第1部の概要（抜粋）

5.3.4 広域避難者の受入れ【フェーズ3】・【フェーズ4】・【フェーズ5】※下線部：該当するフェーズ

運営要員は、広域避難者の誘導、受付を行う。

運営要員は、受付にて把握した情報をもとに避難者数等を確認し、東京都と広域避難自治体に報告する。

開設する大規模広域避難先施設がペット受入可能な場合、運営要員は、ペット同行者に受入条件を説明し、承諾を得て専用スペースに案内する。

5.3.5 運営【フェーズ3】・【フェーズ4】・【フェーズ5】※下線部：該当するフェーズ

運営要員は、広域避難者の入退室管理、安全管理、健康管理、衛生管理を行う。

5.4.4 広域避難者の受入れ【フェーズ3】・【フェーズ4】・【フェーズ5】※下線部：該当するフェーズ

運営要員は、受付にて把握した情報をもとに避難者数等を確認し、広域避難自治体に報告する。広域避難自治体は、東京都に避難者数等を報告する。

5.4.5 運営【フェーズ3】・【フェーズ4】・【フェーズ5】※下線部：該当するフェーズ

運営要員は、広域避難者の入退室管理、安全管理、健康管理、衛生管理を行う。

<実施概要>

大規模広域避難先施設での避難者の受入れ支援等を継続する。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	大規模広域避難先施設の運営支援及び避難者受入れ支援（継続）	施設 8-1

■施設 8-1 大規模広域避難先施設の運営支援及び避難者受入れ支援（継続）

<概要>

大規模広域避難先施設の運営支援及び避難者受入れ支援を継続する。

<発災時の対応>

- ① 東京都要員は、前項「施設 6-1」「施設 6-2」に続き、運営本部の一員として、大規模広域避難先施設の運営支援と、避難者受入れ等の支援を継続する。

3.3.9 【24h～9h 前】 広域避難先施設の開設状況等の発信（継続）

■第1部の概要（抜粋）

5.4.7 東京都への報告・要請【フェーズ1】・【フェーズ2】・【フェーズ3】・【フェーズ4】・【フェーズ5】※下線部：該当するフェーズ

広域避難自治体は、東京都に自らが運営する中小規模広域避難先施設の次の情報を報告する。

※重複記載あり

【報告事項】

- ・ 広域避難先施設の開設要請状況
- ・ 広域避難先施設の開設状況
- ・ 広域避難者の受入状況
- ・ 広域避難先施設の閉鎖

東京都は、広域避難者に開設した全ての中小規模広域避難先施設の開設運営状況を都の HP 等で公表する。

広域避難自治体は、次の状況が発生した場合は、東京都に対し、調整を要請する。

【調整事項】

- ・ 中小規模広域避難先施設の開設にあたり、十分な広域避難者の受入れを確保できない場合
- ・ 中小規模広域避難先施設の閉鎖にあたり、広域避難者の移送が必要になった場合

<実施概要>

広域避難先施設（大規模・中小規模）の開設状況や避難者状況を HP 等で発信（更新）する。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	中小規模広域避難先施設の開設状況の共有（継続）	施設 9-1
2	広域避難先施設の開設状況の DIS の入力（更新）	施設 9-2
3	広域避難先施設の開設状況の発信（更新）	施設 9-3
4	広域避難先施設の開設状況等の情報共有	施設 9-4

■施設 9-1 中小規模広域避難先施設の開設状況の共有（継続）

<概要>

広域避難自治体から中小規模広域避難先施設の開設状況について共有を受ける。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、最初の中小規模広域避難先施設の開設状況について共有を受けた後に、3 時間おきに、広域避難自治体から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「広域避難先施設開設状況報告書（様式）」の送付により、中小規模広域避難先施設の避難者受入状況について、共有を受ける。

■施設 9-2 広域避難先施設の開設状況の DIS の入力（更新）

<概要>

広域避難先施設の開設と当該施設への避難者情報を DIS に入力する。

<災害時の対応>

- ① 東京都要員は、大規模広域避難先施設の開設と当該施設の避難者情報（人数等）を DIS に入力（更新）する。遠隔地のため DIS が使用できない場合は、東京都災害対策本部に、入力に必要な情報を共有し、東京都が DIS に入力（更新）する。
- ② 東京都は、広域避難自治体が開設した中小規模広域避難先施設について、DIS に避難者受入れ状況等が入力（更新）されていることを確認する。未入力の広域避難自治体には、「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、情報の更新を求める。

■施設 9-3 広域避難先施設の開設状況の発信（更新）

<概要>

HP 等で公表した広域避難先施設（大規模・中小規模）の開設状況を、適宜更新する。

<災害時の対応>

- ① 東京都は、広域避難先施設（大規模・中小規模）の避難者情報を適宜更新し、HP 等で住民に周知する。

■施設 9-4 広域避難先施設の開設状況等の情報共有

<概要>

必要に応じて、広域避難先施設の開設状況等を国（内閣府）に共有する。

<災害時の対応>

- ① 東京都は、国（内閣府）から、広域避難先施設への避難者数等の照会があった場合は、メールで、広域避難先施設の開設状況及び避難者数等について、情報を共有する。

3.3.10 【9h 前～発災】大規模広域避難先施設での避難者受入れ（継続）

■第1部の概要（抜粋）

5.3.4 広域避難者の受入れ【フェーズ3】・【フェーズ4】・【フェーズ5】※下線部：該当するフェーズ

運営要員は、広域避難者の誘導、受付を行う。

運営要員は、受付にて把握した情報をもとに避難者数等を確認し、東京都と広域避難自治体に報告する。

開設する大規模広域避難先施設がペット受入可能な場合、運営要員は、ペット同行者に受入条件を説明し、承諾を得て専用スペースに案内する。

5.3.5 運営【フェーズ3】・【フェーズ4】・【フェーズ5】※下線部：該当するフェーズ

運営要員は、広域避難者の入退室管理、安全管理、健康管理、衛生管理を行う。

5.4.4 広域避難者の受入れ【フェーズ3】・【フェーズ4】・【フェーズ5】※下線部：該当するフェーズ

運営要員は、受付にて把握した情報をもとに避難者数等を確認し、広域避難自治体に報告する。広域避難自治体は、東京都に避難者数等を報告する。

5.4.5 運営【フェーズ3】・【フェーズ4】・【フェーズ5】※下線部：該当するフェーズ

運営要員は、広域避難者の入退室管理、安全管理、健康管理、衛生管理を行う。

<実施概要>

大規模広域避難先施設での避難者の受入支援等を継続する。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	大規模広域避難先施設の運営支援及び避難者受入支援（継続）	施設 10-1

■施設 10-1 大規模広域避難先施設の運営支援及び避難者受入支援（継続）

<概要>

大規模広域避難先施設の運営支援及び避難者受入支援を継続する。

<発災時の対応>

- ① 東京都要員は、前項「施設 8-1」に続き、運営本部の一員として、大規模広域避難先施設の運営支援と、避難者受入れ等の支援を継続する。

3.3.11 【9h 前～発災】広域避難先施設の混雑状況等の発信（継続）

■第1部の概要（抜粋）

5.4.7 東京都への報告・要請【フェーズ1】・【フェーズ2】・【フェーズ3】・【フェーズ4】・【フェーズ5】※下線部：該当するフェーズ

広域避難自治体は、東京都に自らが運営する中小規模広域避難先施設の次の情報を報告する。

※重複記載あり

【報告事項】

- ・ 広域避難先施設の開設要請状況
- ・ 広域避難先施設の開設状況
- ・ 広域避難者の受入状況
- ・ 広域避難先施設の閉鎖

東京都は、広域避難者に開設した全ての中小規模広域避難先施設の開設運営状況を都の HP 等で公表する。

広域避難自治体は、次の状況が発生した場合は、東京都に対し、調整を要請する。

【調整事項】

- ・ 中小規模広域避難先施設の開設にあたり、十分な広域避難者の受入れを確保できない場合
- ・ 中小規模広域避難先施設の閉鎖にあたり、広域避難者の移送が必要になった場合

<実施概要>

広域避難先施設（大規模・中小規模）の開設状況や避難者状況を HP 等で発信（更新）する。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	中小規模広域避難先施設の開設状況の共有（継続）	施設 11-1
2	広域避難先施設の開設状況の DIS の入力（更新）	施設 11-2
3	広域避難先施設の開設状況の発信（更新）	施設 11-3

■施設 11-1 中小規模広域避難先施設の開設状況の共有（継続）

<概要>

広域避難自治体から中小規模広域避難先施設の開設状況について共有を受ける。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、最初の中小規模広域避難先施設の開設状況について共有を受けた後に、3 時間おきに、広域避難自治体から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、「広域避難先施設開設状況報告書（様式）」の送付により、中小規模広域避難先施設の避難者受入状況について、共有を受ける。

■施設 11-2 広域避難先施設の開設状況の DIS の入力（更新）

<概要>

広域避難先施設の開設と当該施設への避難者情報を DIS に入力する。

<災害時の対応>

- ① 東京都要員は、大規模広域避難先施設の開設と当該施設の避難者情報（人数等）を DIS に入力（更新）する。遠隔地のため DIS が使用できない場合は、東京都災害対策本部に、入力に必要な情報を共有し、東京都が DIS に入力（更新）する。
- ② 東京都は、広域避難自治体が開設した中小規模広域避難先施設について、DIS に避難者受入れ状況等が入力（更新）されていることを確認する。未入力の広域避難自治体には、「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、情報の更新を求める。

■施設 11-3 広域避難先施設の開設状況の発信（更新）

<概要>

HP 等で公表した広域避難先施設（大規模・中小規模）の開設状況を、適宜更新する。

<災害時の対応>

- ① 東京都は、広域避難先施設（大規模・中小規模）の避難者情報を更新し、HP 等で住民に周知する。

3.3.12 【発災～】大規模広域避難先施設の閉鎖

■第1部の概要（抜粋）

5.3.6 閉鎖【台風通過後・荒川水位低下後】

広域避難自治体は、自区内の被害状況を確認し、大規模広域避難先施設の利用終了や二次避難（※ここでは、数日の滞在を想定する広域避難先施設から別の避難場所又は避難所等に移動すること）の要否について検討する。二次避難が必要な場合は、二次避難先の確保と避難者の移送について「東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定」等に基づく対応を行うとともに、二次避難先の不足が見込まれる場合は東京都と調整する。

東京都と広域避難自治体は、避難指示が解除されるなど、水害の発生の見込みがなくなった段階で、被害状況や公共交通機関の運行状況等を踏まえ、大規模広域避難先施設の閉鎖を決定する。

運営要員は、大規模広域避難先施設管理者と協力して、避難者に対し、帰宅又は二次避難先への移動を呼びかける。

運営要員は、大規模広域避難先施設の原状回復を行い、同施設を閉鎖するとともに、東京都と広域避難自治体に、大規模広域避難先施設の閉鎖について報告する。

5.4.6 閉鎖【台風通過後・荒川水位低下後】

広域避難自治体は、自区内の被害状況を確認し、中小規模広域避難先施設の利用終了や二次避難（※ここでは、数日の滞在を想定する広域避難先施設から別の避難場所又は避難所等に移動すること）の要否について検討する。二次避難が必要な場合は、二次避難先の確保と避難者の移送について「東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定」等に基づく対応を行うとともに、二次避難先の不足が見込まれる場合は東京都と調整する。

広域避難自治体は、避難指示が解除されるなど、水害の発生の見込みがなくなった段階で、被害状況や公共交通機関の運行状況等を踏まえ、中小規模広域避難先施設の閉鎖を決定する。

運営要員は、中小規模広域避難先施設管理者と協力して、避難者に帰宅又は二次避難先への移動を呼びかける。

運営要員は、中小規模広域避難先施設の原状回復を行い、同施設を閉鎖するとともに、広域避難自治体に、中小規模広域避難先施設の閉鎖について報告する。

広域避難自治体は、東京都に中小規模広域避難先施設の閉鎖を報告する。

<実施概要>

大規模広域避難先施設に避難した住民の自宅などの他場所への移動を適切に実施し、大規模広域避難先施設を速やかに閉鎖する。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	大規模広域避難先施設の閉鎖に係る準備	施設 12-1
2	大規模広域避難先施設の閉鎖	施設 12-2
3	中小規模広域避難先施設の閉鎖に係る情報共有	施設 12-3
4	広域避難先施設の閉鎖状況の DIS 入力	施設 12-4

■施設 12-1 広域避難先施設の閉鎖に係る準備

<概要>

広域避難先施設に避難した住民の移動先について情報共有や調整を図るなど、広域避難先施設の閉鎖の準備を進める。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、広域避難自治体から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、自区内の被害状況と、それを踏まえた二次避難（継続した避難が必要な住民の広域避難先施設からの他場所への移動）の可否について、共有を受ける。
- ② 東京都は、大規模広域避難先施設の運営本部（東京都要員）にメールで、広域避難自治体の被災状況及び二次避難の可否を共有する。
- ③ 東京都は、二次避難が必要と判断した広域避難自治体から、二次避難先の調整を要請された場合は、都内自治体又は都外自治体等と調整する。

■施設 12-2 大規模広域避難先施設の閉鎖

<概要>

被災状況や公共交通機関の運行状況等を踏まえ、大規模広域避難先施設の閉鎖を判断し、避難者の移動や施設の原状回復を行い、速やかに施設を閉鎖する。

<発災時の対応>

- ① 東京都要員は、運営本部の一員として、大規模広域避難先施設の閉鎖を判断する。
 - ✓大規模広域避難先施設の継続利用に関する協議
 - ✓大規模広域避難先施設の閉鎖・継続利用に関する災害対策本部との協議
 - ✓大規模広域避難先施設の閉鎖・継続利用の対応
- ② 東京都要員は、運営本部の一員として、大規模広域避難先施設を閉鎖する。
 - ✓大規模広域避難先施設の閉鎖の周知
- ③ 東京都要員は、運営本部の一員として、鉄道を利用して、避難が不要となり自宅等に移動する住民や、場所を変えて継続した避難が必要な住民（二次避難者）を最寄駅へ誘導する。
 - ✓住民・二次避難者の誘導・案内の実施

- ④ 東京都要員は、運営本部の一員として、自家用車等を利用して、避難が不要となり自宅等に移動する住民や、他場所へ移動して継続した避難が必要な住民（二次避難者）を駐車場に誘導する。

✓住民・二次避難者の誘導・案内の実施

- ⑤ 東京都要員は、運営本部の一員として、物品の搬出及び当該施設の原状回復作業を実施する。

✓物品の回収・搬出及び施設の原状回復作業

■施設 12-3 中小規模広域避難先施設の閉鎖に係る情報共有

<概要>

広域避難自治体から中小規模広域避難先施設の閉鎖状況について共有を受ける。

<発災時の対応>

- ① 東京都は、広域避難自治体から「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、各広域避難自治体が開設した中小規模広域避難先施設の閉鎖状況等について共有を受ける。共有を受ける事項は以下のとおり。

✓閉鎖した施設

✓閉鎖した日時

✓閉鎖時の受入人数

■施設 12-4 広域避難先施設の閉鎖状況の DIS 入力

<概要>

広域避難先施設の閉鎖について DIS に入力する。

<災害時の対応>

- ① 東京都要員は、大規模広域避難先施設の閉鎖を DIS に入力する。遠隔地のため DIS が使用できない場合は、東京都災害対策本部に、入力に必要な情報を共有し、東京都が DIS に入力する。
- ② 東京都は、広域避難自治体が開設した中小規模広域避難先施設について、DIS に閉鎖状況が入力されていることを確認する。未入力の広域避難自治体には、「メール（広域避難_関係機関間情報共有）」で、情報の入力を求める。

3.4 大規模水害時の適切な避難行動の普及・啓発等

3.4.1 【平時】大規模水害時の適切な避難行動の普及・啓発等

■第1部の概要

7. 平時の普及啓発

国、東京都及び広域避難自治体は、広域避難に係る関係機関と連携し、対象地域の住民に対し、大規模水害時の広域避難に関する普及啓発を行う。

<実施概要>

国や広域避難自治体等と連携し、住民等に、大規模水害の発災のおそれがある際の適切な避難行動について、普及・啓発する。

表 対応事項

No	対応事項	手順
1	大規模水害時の適切な避難行動等の普及・啓発	普及 1-1

■普及 1-1 大規模水害時の適切な避難行動等の普及・啓発

<概要>

国や広域避難自治体等と連携し、広域避難自治体の行政区域内の住民等を対象に、大規模水害の発生のおそれがある際の適切な避難行動等について、普及・啓発する。

<平時の取組>

- ① 東京都は、国や広域避難自治体等の関係機関と連携し、広域避難自治体の行政区域内の住民や企業、学校等を対象に、大型台風の接近による大規模水害の発生のおそれが生じた際の適切な避難行動等について、様々な手法を用いて普及・啓発する。主な普及・啓発先、普及・啓発内容、周知方法は、以下のとおり。

ー主な普及・啓発先ー

- ✓ 広域避難自治体の行政区域内に居住する住民
- ✓ 広域避難自治体の行政区域内に所在する宿泊施設及びその利用者
- ✓ 広域避難自治体の行政区域内に所在する企業及びその従業員
- ✓ 広域避難自治体の行政区域内に所在する学校及びその児童・生徒
- ✓ 広域避難自治体の行政区域内に運行路線を持つ鉄道事業者及びその利用者
- ✓ 広域避難自治体の行政区域内に運行路線を持つ路線バス事業者及びその利用者

ー主な普及・啓発内容ー

- ✓ 水害リスク（浸水深、浸水継続時間など）
- ✓ 避難促進に関する周知（大規模水害の特徴、広域避難の必要性など）
- ✓ 避難行動計画の作成促進（マイ・タイムラインの作成など）
- ✓ 事前準備の周知（避難先や避難ルートの確認、備蓄など）
- ✓ 情報入手方法の周知（HP、SNS、防災アプリなど）
- ✓ 避難手段・混乱防止対策の周知（混雑発生箇所の確認方法など）

ー主な周知方法ー

- ✓我が家の水害リスク診断書
- ✓東京マイ・タイムライン
- ✓マイ・タイムラインリーダーの育成
- ✓防災セミナー、防災シンポジウム
- ✓防災訓練、出前講座、講習会
- ✓広報誌、ホームページ、SNS、防災アプリ
- ✓デジタルサイネージ

巻末資料

- ・巻末資料①：報道発表スライド（案）
- ・巻末資料②：想定タイムライン（案）

巻末資料①:報道発表スライド(案)

「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」

報道発表スライド(案)

本スライドの位置づけ	
○各区の「広域避難情報」を、都が報道発表等で更に周知することで発信強化 ○「必要なことが伝わりやすい」よう、あらかじめ本スライドを作成	
想定される報道発表の方法	
✓本部会議での発表 ✓職員の記者会見	✓知事コメント ✓ぶら下がり知事コメント ✓担当者記者レク ✓知事記者会見
フェーズごとの発信方法（案）	
○フェーズ1（広域避難の検討開始）：本部会議＋知事コメント＋担当者記者レク ○フェーズ2（自主的な避難を促す情報）： 本部会議＋知事コメント＋担当者記者レク、又は本部会議＋ぶら下がり ○フェーズ3（広域避難を促す情報）：知事又は職員の記者会見 ○フェーズ4（垂直避難を促す情報）：知事又は職員の記者会見 ○フェーズ5（緊急安全確保※必ず発令されるとは限らない）： 担当者記者レク又は知事コメント	

フェーズ1 広域避難の検討開始

令和8（2026）年〇月〇日（〇）

東京東部低地帯の避難に関する情報

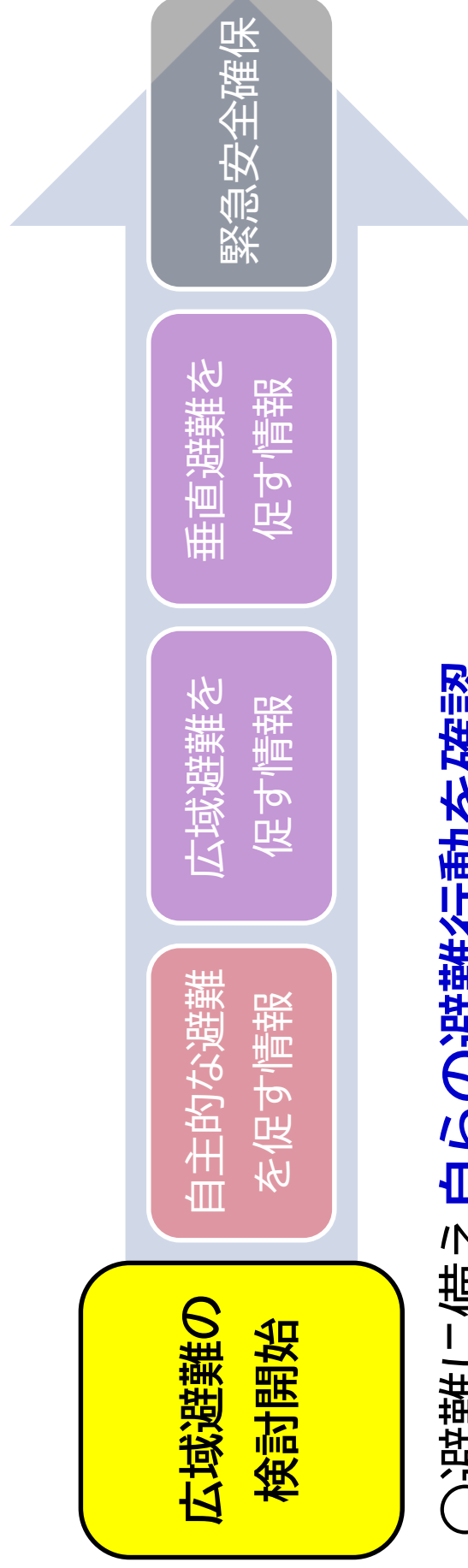
広域避難の検討開始

〇〇区・〇〇区・〇〇区・〇〇区・〇〇区

- 経験したことのない超大型で猛烈な台風が接近中
- 東京湾の高潮や荒川等の氾濫により、東京東部低地帯では大規模な浸水被害の発生が予想される
- 上記の区で、『広域避難の検討』を開始

令和8（2026）年〇月〇日（〇）

東京東部低地帯の避難に関する情報



○避難に備え自らの避難行動を確認

○高齢者等、避難に時間がかかる方と避難支援者は、避難行動や支援体制を確認

令和8（2026）年〇月〇日（〇）

東京東部低地帯の避難に関する情報

○ハザードマップなどで
風水害リスクを確認



【重ねるハザードマップ（国土交通省）】

○ご自宅が浸水想定区域内にある場合、**避難が必要**

＜避難の種類＞

- ①**立退き避難** : **安全な場所に移動すること**
- ②**屋内安全確保** : 上階への移動や高層階に留まること等により、**計画的に身の安全を確保すること**

令和8（2026）年〇月〇日（〇）

東京東部低地帯の避難に関する情報

○屋内安全確保(自ら確認・判断)

- ①洪水により家が倒れたり、崩れたりしてしまうおそれがある区域
(家屋倒壊等氾濫想定区域)に入っていない
- ②浸水する深さよりも高いところに居室がある
- ③水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分にある



十分な量の
備蓄あり

家屋倒壊等氾濫想定
区域に入っていない

浸水する深さ
よりも高い

令和8 (2026) 年〇月〇日 (〇)

東京東部低地帯の避難に関する情報

○立退き避難

✓ 安全な親戚・知人宅、宿泊施設等を自ら確保

自主避難先の例

親戚・知人宅



ホテル等の宿泊施設



令和8（2026）年〇月〇日（〇）

東京東部低地帯の避難に関する情報

- ✓ 鉄道などの公共交通機関を利用
- ✓ 計画運休の可能性があるため、運行状況等を情報収集
- ✓ 自家用車を利用する場合、**渋滞する前に早めに避難**



令和8（2026）年〇月〇日（〇）

フェーズ2 自主的な避難を促す情報

令和8（2026）年〇月〇日（〇）

東京東部低地帯の避難に関する情報

自主的な避難を促す情報

〇〇区・〇〇区・〇〇区・〇〇区・〇〇区

- 経験したことのない超大型で猛烈な台風が接近中
- 東部低地帯で大規模な浸水被害が発生するおそれ
- 上記の区で、警戒レベル3の高齢者等避難を発令
- 『自主的な避難を促す情報』を発信

令和8（2026）年〇月〇日（〇）

東京東部低地帯の避難に関する情報



- 高齢者等の避難に時間がかかる方は、危険な場所から**避難**
- 早めの避難が望ましい場所に住居の方は、**自主的に避難**
- 個別避難計画・避難確保計画等に基づく**避難を開始**

令和8（2026）年〇月〇日（〇）

東京東部低地帯の避難に関する情報

○ハザードマップなどで

風水害リスクを確認



【重ねるハザードマップ（国土交通省）】

○ご自宅が浸水想定区域内にある場合、**避難が必要**

＜避難の種類＞

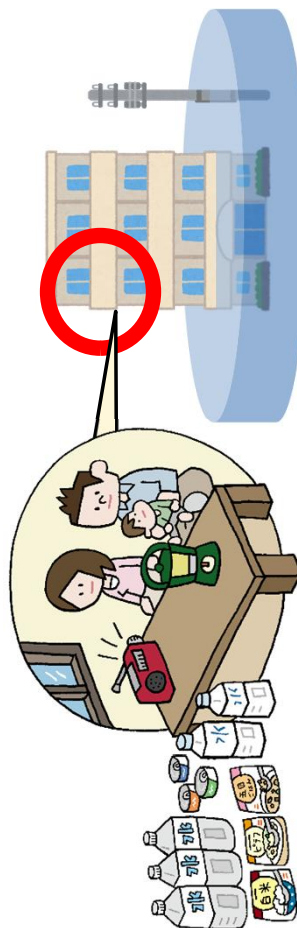
- ①**立退き避難** : **安全な場所に移動**すること
- ②**屋内安全確保** : 上階への移動や高層階に留まること等により、**計画的に身の安全を確保**すること

令和8（2026）年〇月〇日（〇）

東京東部低地帯の避難に関する情報

○屋内安全確保(自ら確認・判断)

- ①洪水により家が倒れたり、崩れたりしてしまうおそれがある区域
(家屋倒壊等氾濫想定区域)に入っていない
- ②浸水する深さよりも高いところに居室がある
- ③水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分にある



十分な量の
備蓄あり

家屋倒壊等氾濫想定
区域に入っていない

浸水する深さ
よりも高い

令和8 (2026) 年〇月〇日 (〇)

東京東部低地帯の避難に関する情報

- 立退き避難(高齢者等の避難に時間を要する方など)
- ✓安全な親戚・知人宅、宿泊施設等を自ら確保し、避難

自主避難先の例

親戚・知人宅



ホテル等の宿泊施設



東京東部低地帯の避難に関する情報

- ✓ 鉄道などの公共交通機関を利用
- ✓ 計画運休の可能性があるため、運行状況等を情報収集
- ✓ 計画運休間際では乗り切れないおそれ(通常運行の間に避難)
- ✓ 自家用車を利用する場合、渋滞する前に早めに避難

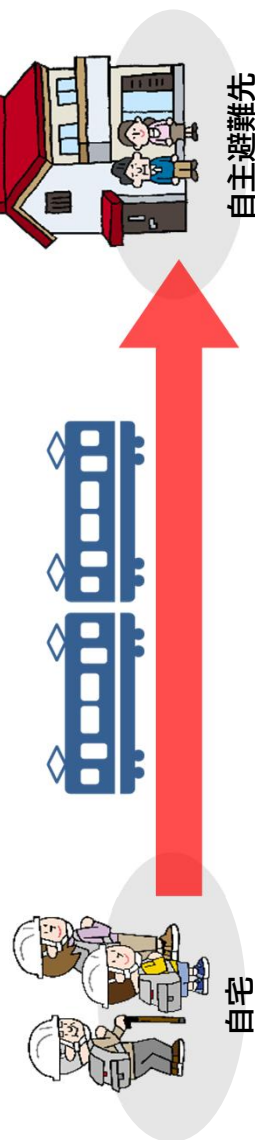


令和8 (2026) 年〇月〇日 (〇)

東京東部低地帯の避難に関する情報

- 避難先を確保することが困難な方のため、**広域避難先を準備中**
- 広域避難先の開設状況をホームページ等でお知らせ予定
- 受け入れ人数に限りあり(十分な数の避難先確保が困難)**
- 生活用品など**必要物品は持参**
- できる限り**自主避難**

【できる限り】



令和8 (2026) 年〇月〇日 (〇)

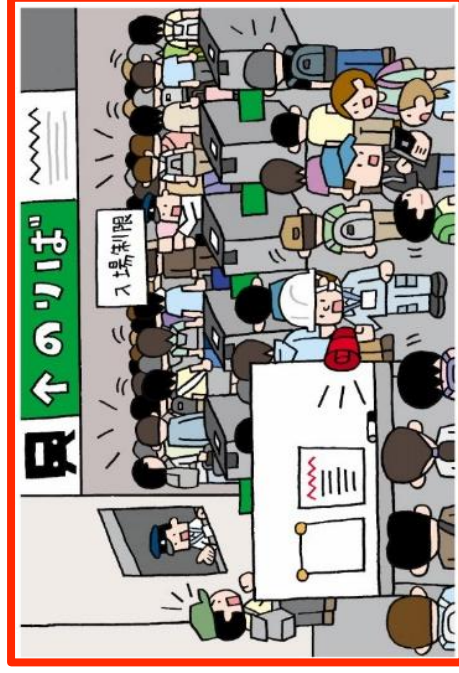
東京東部低地帯の避難に関する情報

○避難の必要がない方は、**不要不急の外出を控える**

○企業等は、従業員の安全確保と混雑防止のため**出勤抑制を検討**

【出勤抑制の検討】

- ✓ 業務の一時中止の判断
- ✓ 従業員の早期帰宅
- ✓ テレワークの活用
- ✓ 関係先との相互理解・協力 など



令和8（2026）年〇月〇日（〇）

フェーズ3 広域避難を促す情報

令和8（2026）年〇月〇日（〇）

東京東部低地帯の避難に関する情報

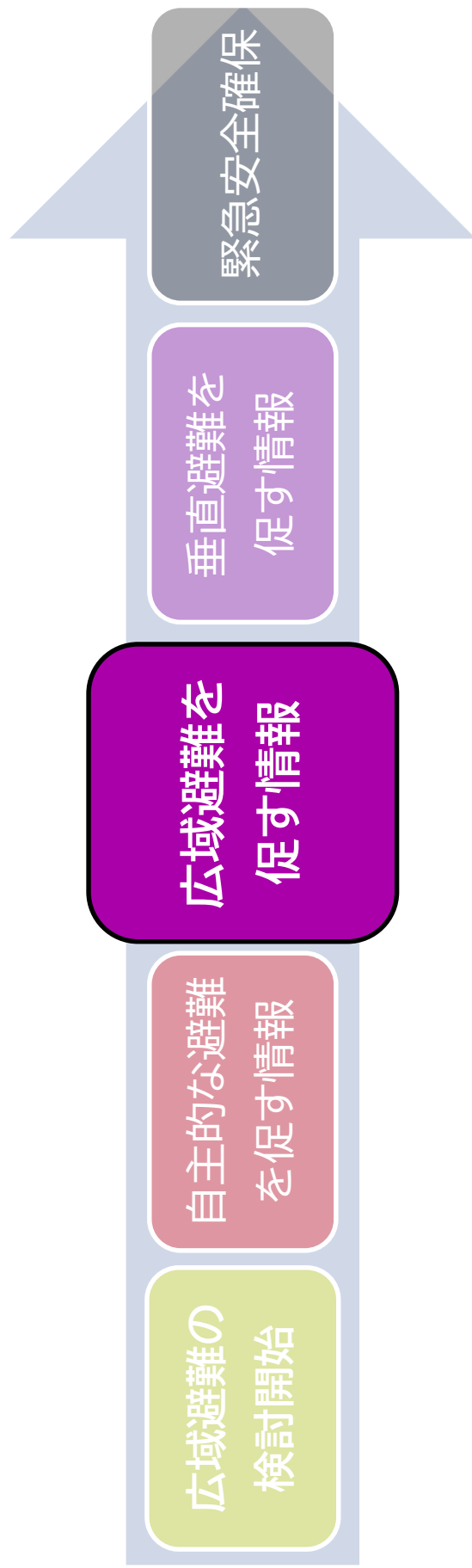
広域避難を促す情報

〇〇区・〇〇区・〇〇区・〇〇区・〇〇区・〇〇区

- 経験したことのない超大型で猛烈な台風が接近中
- 東部低地帯では大規模な浸水被害が発生するおそれが高い
- 上記の区で、警戒レベル4の避難指示を発令
- 『広域避難を促す情報』を発信

令和8（2026）年〇月〇日（〇）

東京東部低地帯の避難に関する情報



- 移動手段があるうちに、危険な場所から**全員避難**
- 個別避難計画・避難確保計画**に基づく**避難**

令和8（2026）年〇月〇日（〇）

東京東部低地帯の避難に関する情報

○ハザードマップなどで

風水害リスクを確認



【重ねるハザードマップ（国土交通省）】

○ご自宅が浸水想定区域内にある場合、**避難が必要**

＜避難の種類＞

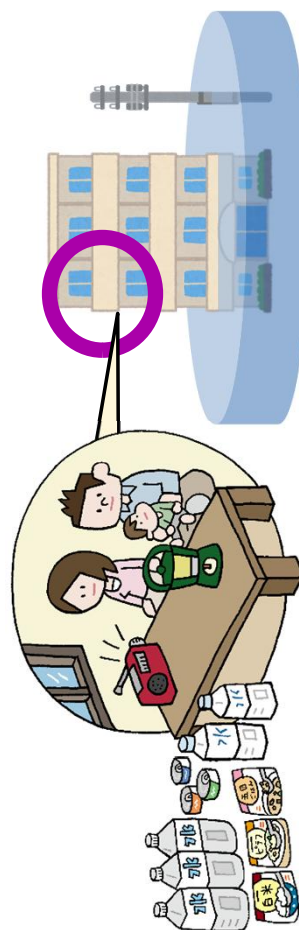
- ①**立退き避難** : **安全な場所に移動すること**
- ②**屋内安全確保** : 上階への移動や高層階に留まること等により、**計画的に身の安全を確保すること**

令和8（2026）年〇月〇日（〇）

東京東部低地帯の避難に関する情報

○屋内安全確保(自ら確認・判断)

- ①洪水により家が倒れたり、崩れたりしてしまうおそれがある区域
(家屋倒壊等氾濫想定区域)に入っていない
- ②浸水する深さよりも高いところに居室がある
- ③水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分にある



十分な量の
備蓄あり

家屋倒壊等氾濫想定
区域に入っていない

浸水する深さ
よりも高い

令和8 (2026) 年〇月〇日 (〇)

東京東部低地帯の避難に関する情報

- 立退き避難(避難が必要な「全員」)
- ✓ 安全な親戚・知人宅、宿泊施設等を自ら確保し、避難

自主避難先の例

親戚・知人宅



ホテル等の宿泊施設



令和8 (2026) 年〇月〇日 (〇)

東京東部低地帯の避難に関する情報

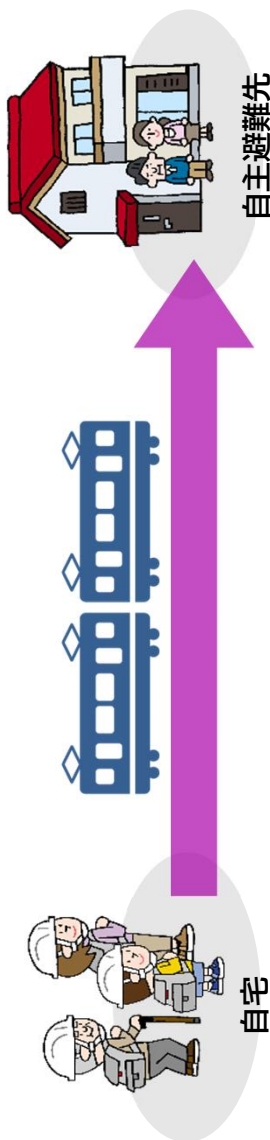
- ✓ 鉄道などの公共交通機関を利用
- ✓ 各鉄道会社が計画運休を予定 ✓ 運行状況等を情報収集
- ✓ 計画運休間際では乗り切れないおそれ(通常運行の間に避難)
- ✓ 【原則】自家用車での避難は控える



令和8 (2026) 年〇月〇日 (〇)

東京東部低地帯の避難に関する情報

- 避難先を確保することが困難な方のため、**広域避難先**を開設
- 広域避難先の開設状況をホームページ等で公表
- 受け入れ人数に限りあり(十分な数の避難先確保が困難)**
- 生活用品など**必要物品は持参**
- できる限り自主避難** 【できる限り】



令和8 (2026) 年〇月〇日 (〇)

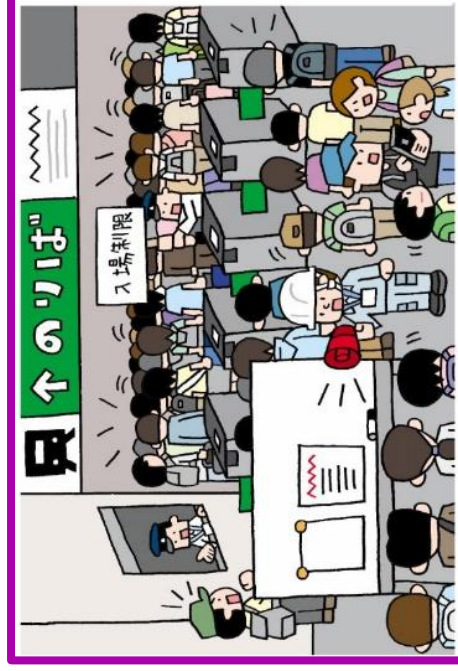
東京東部低地帯の避難に関する情報

○避難の必要がない方は、**不要不急の外出を控える**

○企業等は、従業員の安全確保と混雑防止のため**出勤抑制を検討**

【出勤抑制の検討】

- ✓ 業務の一時中止の判断
- ✓ 従業員の早期帰宅
- ✓ テレワークの活用
- ✓ 関係先との相互理解・協力 など



令和8（2026）年〇月〇日（〇）

フェーズ4 垂直避難を促す情報

令和8（2026）年〇月〇日（〇）

東京東部低地帯の避難に関する情報

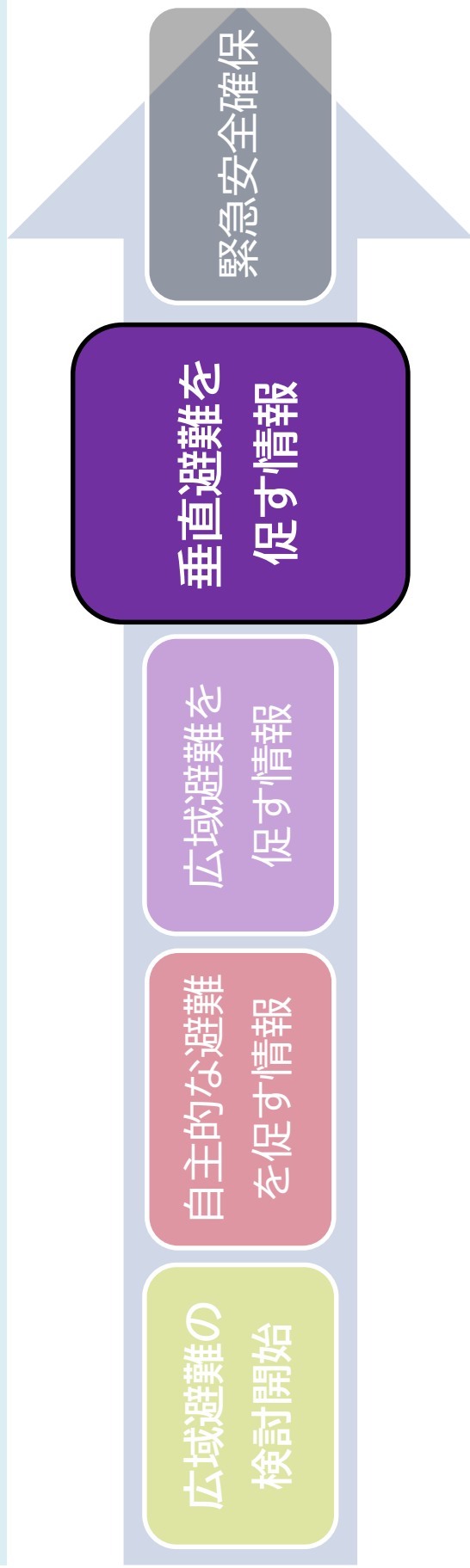
垂直避難を促す情報

〇〇区・〇〇区・〇〇区・〇〇区・〇〇区

- 経験したことのない超大型で猛烈な台風が最接近の見込み
- 東部低地帯で大規模な浸水被害の発生のおそれがさらに高い
- 上記の区で、警戒レベル4の避難指示を発令を継続
- 『垂直避難を促す情報』を発信

令和8（2026）年〇月〇日（〇）

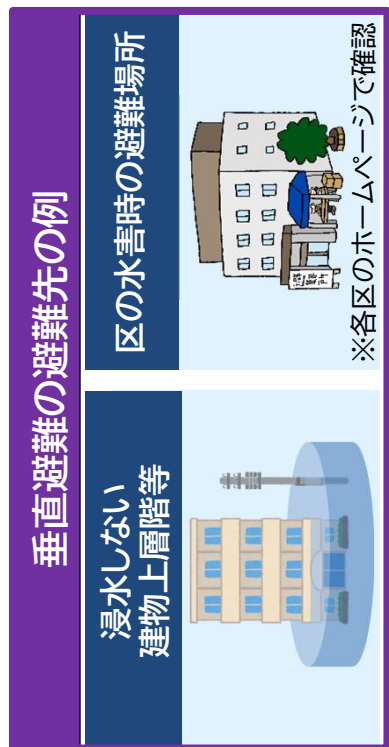
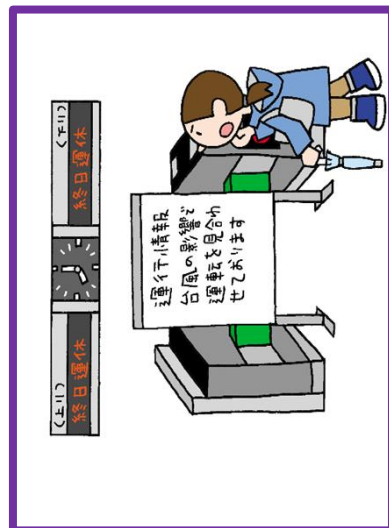
東京東部低地帯の避難に関する情報



○命を守るため、浸水深よりも上層階等に垂直避難

東京東部低地帯の避難に関する情報

- 多くの路線が運休、広域避難は難しい状況
- 徒歩圏内の浸水リスクが低い親戚・知人宅や宿泊施設等へ避難
- 浸水しない建物の上層階に垂直避難
- 区が開設する水害時の避難場所に避難
- 外に出るのが危険な場合は、状況に応じて安全を確保



令和8 (2026) 年〇月〇日 (〇)

フェーズ5 緊急安全確保

令和8（2026）年〇月〇日（〇）

東京東部低地帯の避難に関する情報

緊急安全確保

〇〇区・〇〇区・〇〇区・〇〇区・〇〇区

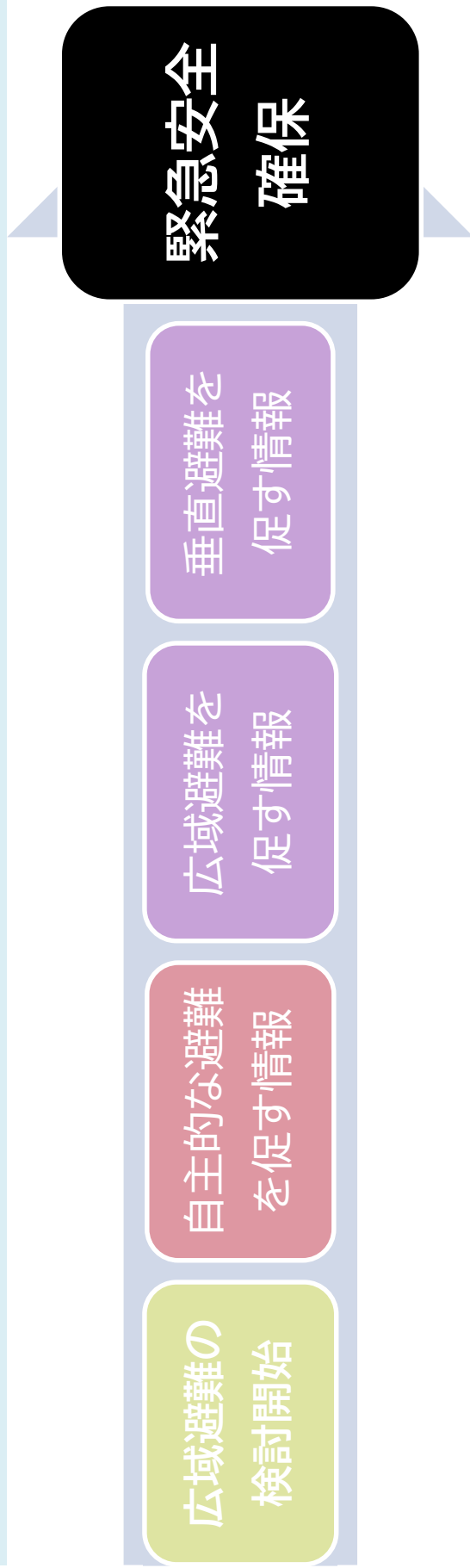
○大規模な浸水被害が**発生又は切迫**

○**レベル5高潮特別警報**が発表

○上記の区で、**警戒レベル5の緊急安全確保を発令**

令和8（2026）年〇月〇日（〇）

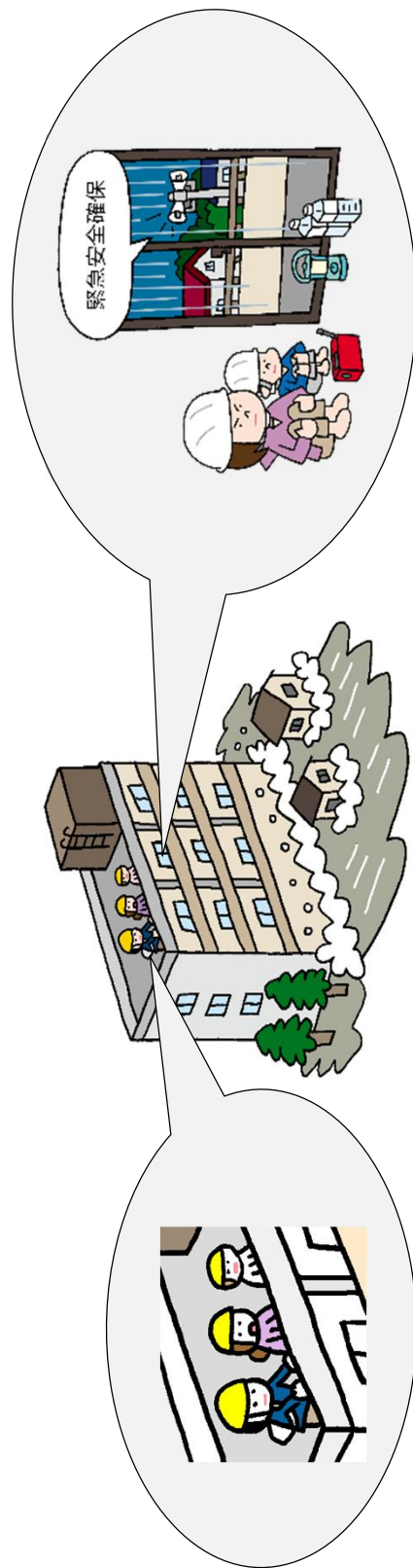
東京東部低地帯の避難に関する情報



○命の危険が迫っており、直ちに安全確保！

東京東部低地帯の避難に関する情報

- 自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動
- 近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動
- 堅牢な建物の管理者は、周囲の人を建物内の高い場所に受入**



令和8（2026）年〇月〇日（〇）

巻末資料②: 想定タイムライン(案)

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
 想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/15 22:00

今次台風対応				
			広域避難自治体	東京都
			鉄道事業者	
	－ 130 h	2026/10/10 12:00		
	－ 129 h	2026/10/10 13:00		
	－ 128 h	2026/10/10 14:00		
	－ 127 h	2026/10/10 15:00		
	－ 126 h	2026/10/10 16:00		
	－ 125 h	2026/10/10 17:00		
	－ 124 h	2026/10/10 18:00		
	－ 123 h	2026/10/10 19:00		
	－ 122 h	2026/10/10 20:00		
	－ 121 h	2026/10/10 21:00		
広域避難の検討開始前の事前協議(5日前)	－ 120 h	2026/10/10 22:00		
	－ 119 h	2026/10/10 23:00		
	－ 118 h	2026/10/11 0:00		
	－ 117 h	2026/10/11 1:00		
	－ 116 h	2026/10/11 2:00		
	－ 115 h	2026/10/11 3:00		
	－ 114 h	2026/10/11 4:00		
	－ 113 h	2026/10/11 5:00		
	－ 112 h	2026/10/11 6:00		
	－ 111 h	2026/10/11 7:00		
	－ 110 h	2026/10/11 8:00		
	－ 109 h	2026/10/11 9:00		
	－ 108 h	2026/10/11 10:00		
	－ 107 h	2026/10/11 11:00		
	－ 106 h	2026/10/11 12:00		
	－ 105 h	2026/10/11 13:00		
	－ 104 h	2026/10/11 14:00		
	－ 103 h	2026/10/11 15:00		
	－ 102 h	2026/10/11 16:00		
	－ 101 h	2026/10/11 17:00		
	－ 100 h	2026/10/11 18:00		
	－ 99 h	2026/10/11 19:00		
	－ 98 h	2026/10/11 20:00		
	－ 97 h	2026/10/11 21:00		

＜作成手順＞
 ①広域避難自治体の代表区から氾濫発生想定日時(高潮及び洪水)の共有を受ける。
 ※高潮氾濫発生0hは、台風の最接近の直前の満潮時刻 ②「想定ゼロアワー入力欄」に高潮氾濫発生が想定される日時(0h)を入力する。
 →「N列」に発災想定日時を0hとして起算した想定時刻が自動入力される。

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
 想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/15 22:00

今次台風対応					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
広域避難の検討開始前の事前協議(4日前)	－ 96 h	2026/10/11 22:00			
	－ 95 h	2026/10/11 23:00			
	－ 94 h	2026/10/12 0:00			
	－ 93 h	2026/10/12 1:00			
	－ 92 h	2026/10/12 2:00			
	－ 91 h	2026/10/12 3:00			
	－ 90 h	2026/10/12 4:00			
	－ 89 h	2026/10/12 5:00			
	－ 88 h	2026/10/12 6:00			
	－ 87 h	2026/10/12 7:00			
	－ 86 h	2026/10/12 8:00			
	－ 85 h	2026/10/12 9:00			
	－ 84 h	2026/10/12 10:00			
	－ 83 h	2026/10/12 11:00			
	－ 82 h	2026/10/12 12:00			
	－ 81 h	2026/10/12 13:00			
	－ 80 h	2026/10/12 14:00			
	－ 79 h	2026/10/12 15:00			
	－ 78 h	2026/10/12 16:00			
	－ 77 h	2026/10/12 17:00			
	－ 76 h	2026/10/12 18:00			
	－ 75 h	2026/10/12 19:00			
	－ 74 h	2026/10/12 20:00			
	－ 73 h	2026/10/12 21:00			

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
 想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/15 22:00

今次台風対応					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
広域避難の検討開始	－ 72 h	2026/10/12 22:00			
	－ 71 h	2026/10/12 23:00			
	－ 70 h	2026/10/13 0:00			
	－ 69 h	2026/10/13 1:00			
	－ 68 h	2026/10/13 2:00			
	－ 67 h	2026/10/13 3:00			
	－ 66 h	2026/10/13 4:00			
	－ 65 h	2026/10/13 5:00			
	－ 64 h	2026/10/13 6:00			
	－ 63 h	2026/10/13 7:00			
	－ 62 h	2026/10/13 8:00			
	－ 61 h	2026/10/13 9:00			
	－ 60 h	2026/10/13 10:00			
	－ 59 h	2026/10/13 11:00			
	－ 58 h	2026/10/13 12:00			
	－ 57 h	2026/10/13 13:00			
	－ 56 h	2026/10/13 14:00			
	－ 55 h	2026/10/13 15:00			
	－ 54 h	2026/10/13 16:00			
	－ 53 h	2026/10/13 17:00			
	－ 52 h	2026/10/13 18:00			
	－ 51 h	2026/10/13 19:00			
	－ 50 h	2026/10/13 20:00			
	－ 49 h	2026/10/13 21:00			

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
 想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/15 22:00

今次台風対応					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
「自主的な避難を促す情報」の発信	－ 48 h	2026/10/13 22:00			
	－ 47 h	2026/10/13 23:00			
	－ 46 h	2026/10/14 0:00			
	－ 45 h	2026/10/14 1:00			
	－ 44 h	2026/10/14 2:00			
	－ 43 h	2026/10/14 3:00			
	－ 42 h	2026/10/14 4:00			
	－ 41 h	2026/10/14 5:00			
	－ 40 h	2026/10/14 6:00			
	－ 39 h	2026/10/14 7:00			
	－ 38 h	2026/10/14 8:00			
	－ 37 h	2026/10/14 9:00			
	－ 36 h	2026/10/14 10:00			
	－ 35 h	2026/10/14 11:00			
	－ 34 h	2026/10/14 12:00			
	－ 33 h	2026/10/14 13:00			
	－ 32 h	2026/10/14 14:00			
	－ 31 h	2026/10/14 15:00			
	－ 30 h	2026/10/14 16:00			
	－ 29 h	2026/10/14 17:00			
	－ 28 h	2026/10/14 18:00			
	－ 27 h	2026/10/14 19:00			
	－ 26 h	2026/10/14 20:00			
	－ 25 h	2026/10/14 21:00			

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
 想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/15 22:00

今次台風対応					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
「広域避難を促す情報」の発信	－ 24 h	2026/10/14 22:00			
	－ 23 h	2026/10/14 23:00			
	－ 22 h	2026/10/15 0:00			
	－ 21 h	2026/10/15 1:00			
	－ 20 h	2026/10/15 2:00			
	－ 19 h	2026/10/15 3:00			
	－ 18 h	2026/10/15 4:00			
	－ 17 h	2026/10/15 5:00			
	－ 16 h	2026/10/15 6:00			
	－ 15 h	2026/10/15 7:00			
	－ 14 h	2026/10/15 8:00			
	－ 13 h	2026/10/15 9:00			
	－ 12 h	2026/10/15 10:00			
	－ 11 h	2026/10/15 11:00			
	－ 10 h	2026/10/15 12:00			
「垂直避難を促す情報」の発信	－ 9 h	2026/10/15 13:00			
	－ 8 h	2026/10/15 14:00			
	－ 7 h	2026/10/15 15:00			
	－ 6 h	2026/10/15 16:00			
	－ 5 h	2026/10/15 17:00			
	－ 4 h	2026/10/15 18:00			
	－ 3 h	2026/10/15 19:00			
	－ 2 h	2026/10/15 20:00			
	－ 1 h	2026/10/15 21:00			
発災	－ 0 h	2026/10/15 22:00			

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
 想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/12 22:00

基本パターン(発災22時)				
		広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
	- 130 h	2026/10/7 12:00		
	- 129 h	2026/10/7 13:00		
	- 128 h	2026/10/7 14:00		
	- 127 h	2026/10/7 15:00		
	- 126 h	2026/10/7 16:00		
	- 125 h	2026/10/7 17:00		
	- 124 h	2026/10/7 18:00		
	- 123 h	2026/10/7 19:00		
	- 122 h	2026/10/7 20:00		
	- 121 h	2026/10/7 21:00		
広域避難の検討開始前の事前協議(5日前)	- 120 h	2026/10/7 22:00	区長から広域避難の検討の下命	
	- 119 h	2026/10/7 23:00		
	- 118 h	2026/10/8 0:00		
	- 117 h	2026/10/8 1:00		
	- 116 h	2026/10/8 2:00		
	- 115 h	2026/10/8 3:00		
	- 114 h	2026/10/8 4:00		
	- 113 h	2026/10/8 5:00		
	- 112 h	2026/10/8 6:00		
	- 111 h	2026/10/8 7:00		
	- 110 h	2026/10/8 8:00		
	- 109 h	2026/10/8 9:00		
	- 108 h	2026/10/8 10:00		
	- 107 h	2026/10/8 11:00		
	- 106 h	2026/10/8 12:00		
	- 105 h	2026/10/8 13:00		
	- 104 h	2026/10/8 14:00		
	- 103 h	2026/10/8 15:00		
	- 102 h	2026/10/8 16:00		
	- 101 h	2026/10/8 17:00		
	- 100 h	2026/10/8 18:00		
	- 99 h	2026/10/8 19:00	「広域避難の検討開始」の要否(庁内会議①)	
	- 98 h	2026/10/8 20:00	情報共有	
	- 97 h	2026/10/8 21:00		

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/12 22:00

基本パターン(発災22時)					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
広域避難の検討開始前の事前協議(4日前)	- 96 h	2026/10/8 22:00		災害救助法のおそれ段階における適用【1】	
	- 95 h	2026/10/8 23:00			
	- 94 h	2026/10/9 0:00			
	- 93 h	2026/10/9 1:00			
	- 92 h	2026/10/9 2:00			
	- 91 h	2026/10/9 3:00			
	- 90 h	2026/10/9 4:00			
	- 89 h	2026/10/9 5:00			
	- 88 h	2026/10/9 6:00			
	- 87 h	2026/10/9 7:00			
	- 86 h	2026/10/9 8:00			
	- 85 h	2026/10/9 9:00			
	- 84 h	2026/10/9 10:00		協力事業者への協力要請【2】※情報共有を受けて実施	
	- 83 h	2026/10/9 11:00			
	- 82 h	2026/10/9 12:00			
	- 81 h	2026/10/9 13:00			
	- 80 h	2026/10/9 14:00			
	- 79 h	2026/10/9 15:00	「広域避難の検討開始」の発信の判断(庁内会議2)		
	- 78 h	2026/10/9 16:00	情報共有		
	- 77 h	2026/10/9 17:00			
	- 76 h	2026/10/9 18:00	「広域避難の検討開始」の発信の判断(区長説明)	○共同検討開始の発表が深夜1時であったため、前倒して発表すると想定 ※広域避難自治体については、夜は21時までが発表に適する時間帯と仮定	
	- 75 h	2026/10/9 19:00	情報共有		
	- 74 h	2026/10/9 20:00			
	- 73 h	2026/10/9 21:00	「広域避難の検討開始」の発信【4】※元は-69h	施設管理者への協力要請【3】	

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
 想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/12 22:00

基本パターン(発災22時)					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
広域避難の検討開始	- 72 h	2026/10/9 22:00		「広域避難の検討開始」の発信【5】	
	- 71 h	2026/10/9 23:00			
	- 70 h	2026/10/10 0:00			
	- 69 h	2026/10/10 1:00			
	- 68 h	2026/10/10 2:00			
	- 67 h	2026/10/10 3:00			
	- 66 h	2026/10/10 4:00	「自主的な避難を促す情報」の発信の判断(庁内会議)		
	- 65 h	2026/10/10 5:00	情報共有		
	- 64 h	2026/10/10 6:00			
	- 63 h	2026/10/10 7:00	「自主的な避難を促す情報」の発信の判断(区長説明)		
	- 62 h	2026/10/10 8:00	情報共有		
	- 61 h	2026/10/10 9:00		輸送力増強要請【7】	計画運休実施予告【6】
	- 60 h	2026/10/10 10:00	「自主的な避難を促す情報」の発信【8】		計画運休実施予告【6】
	- 59 h	2026/10/10 11:00		「自主的な避難を促す情報」の発信【9】	計画運休実施予告【6】
	- 58 h	2026/10/10 12:00	○計画運休実施の可能性公表(計画運休実施予告)は、計画運休開始の前々日の朝から夕方(夕方)に公表される想定(夕方のニュースで報道される想定)		計画運休実施予告【6】
	- 57 h	2026/10/10 13:00			計画運休実施予告【6】
	- 56 h	2026/10/10 14:00			計画運休実施予告【6】
	- 55 h	2026/10/10 15:00			計画運休実施予告【6】
	- 54 h	2026/10/10 16:00			
	- 53 h	2026/10/10 17:00			
	- 52 h	2026/10/10 18:00			
	- 51 h	2026/10/10 19:00			
	- 50 h	2026/10/10 20:00			
	- 49 h	2026/10/10 21:00			

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/12 22:00

基本パターン(発災22時)					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
「自主的な避難を促す情報」の発信	－ 48 h	2026/10/10 22:00			
	－ 47 h	2026/10/10 23:00			
	－ 46 h	2026/10/11 0:00			
	－ 45 h	2026/10/11 1:00			
	－ 44 h	2026/10/11 2:00			
	－ 43 h	2026/10/11 3:00			
	－ 42 h	2026/10/11 4:00	「広域避難を促す情報」の発信の判断(庁内会議)		
	－ 41 h	2026/10/11 5:00	情報共有		
	－ 40 h	2026/10/11 6:00			
	－ 39 h	2026/10/11 7:00	「広域避難を促す情報」の発信の判断(区長説明)		
	－ 38 h	2026/10/11 8:00	情報共有		
	－ 37 h	2026/10/11 9:00		避難誘導要請・出勤抑止絵要請・休校要請【11】	計画運休実施の確定【10】
	－ 36 h	2026/10/11 10:00	広域避難先施設の受入れ準備完了【12】 開設状況の公表【13】 「広域避難を促す情報」の発信【14】	広域避難先施設の受入れ準備完了【12】 開設状況の公表【13】	計画運休実施の確定【10】
	－ 35 h	2026/10/11 11:00		「広域避難を促す情報」の発信【15】	計画運休実施の確定【10】
	－ 34 h	2026/10/11 12:00	○計画運休実施の確定公表は、計画運休開始の前日の朝から昼に公表される想定(お昼のニュースで報道される想定)		計画運休実施の確定【10】
	－ 33 h	2026/10/11 13:00			
	－ 32 h	2026/10/11 14:00			
	－ 31 h	2026/10/11 15:00			
	－ 30 h	2026/10/11 16:00			
	－ 29 h	2026/10/11 17:00			
	－ 28 h	2026/10/11 18:00			
	－ 27 h	2026/10/11 19:00			
	－ 26 h	2026/10/11 20:00			
	－ 25 h	2026/10/11 21:00			

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/12 22:00

基本パターン(発災22時)				
		広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
「広域避難を促す情報」の発信	- 24 h	2026/10/11 22:00	○-9hの車両退避完了まで15時間かかる想定で-24hに計画運休開始と想定 ○実際には、終電で運行が終了となり、翌日始発から計画運休開始となる可能性がある	計画運休開始【16】
	- 23 h	2026/10/11 23:00		車両退避/乗務員避難
	- 22 h	2026/10/12 0:00		車両退避/乗務員避難
	- 21 h	2026/10/12 1:00		車両退避/乗務員避難
	- 20 h	2026/10/12 2:00		車両退避/乗務員避難
	- 19 h	2026/10/12 3:00		車両退避/乗務員避難
	- 18 h	2026/10/12 4:00		車両退避/乗務員避難
	- 17 h	2026/10/12 5:00		車両退避/乗務員避難
	- 16 h	2026/10/12 6:00		車両退避/乗務員避難
	- 15 h	2026/10/12 7:00	「垂直避難を促す情報」の発信の判断(庁内会議)	車両退避/乗務員避難
	- 14 h	2026/10/12 8:00	情報共有	車両退避/乗務員避難
	- 13 h	2026/10/12 9:00		車両退避/乗務員避難
	- 12 h	2026/10/12 10:00	「垂直避難を促す情報」の発信の判断(区長説明)	車両退避/乗務員避難
	- 11 h	2026/10/12 11:00	情報共有	車両退避/乗務員避難
	- 10 h	2026/10/12 12:00		車両退避/乗務員避難
「垂直避難を促す情報」の発信	- 9 h	2026/10/12 13:00	「垂直避難を促す情報」の発信【18】	風速20m/s以上 車両退避完了【17】
	- 8 h	2026/10/12 14:00		「垂直避難を促す情報」の発信【19】
	- 7 h	2026/10/12 15:00		
	- 6 h	2026/10/12 16:00		
	- 5 h	2026/10/12 17:00		
	- 4 h	2026/10/12 18:00		
	- 3 h	2026/10/12 19:00		
	- 2 h	2026/10/12 20:00		
	- 1 h	2026/10/12 21:00		
発災	- 0 h	2026/10/12 22:00	緊急安全確保の発令【20】 高潮による氾濫発生【22】	「緊急安全確保」の発表【21】

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
 想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/12 0:00

ケース1(発災0時)					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
	－ 130 h	2026/10/6 14:00			
	－ 129 h	2026/10/6 15:00			
	－ 128 h	2026/10/6 16:00			
	－ 127 h	2026/10/6 17:00			
	－ 126 h	2026/10/6 18:00			
	－ 125 h	2026/10/6 19:00			
	－ 124 h	2026/10/6 20:00			
	－ 123 h	2026/10/6 21:00			
	－ 122 h	2026/10/6 22:00			
	－ 121 h	2026/10/6 23:00			
広域避難の検討開始前の事前協議 (5日前)	－ 120 h	2026/10/7 0:00	区長から広域避難の検討の下命		
	－ 119 h	2026/10/7 1:00			
	－ 118 h	2026/10/7 2:00			
	－ 117 h	2026/10/7 3:00			
	－ 116 h	2026/10/7 4:00			
	－ 115 h	2026/10/7 5:00			
	－ 114 h	2026/10/7 6:00			
	－ 113 h	2026/10/7 7:00			
	－ 112 h	2026/10/7 8:00			
	－ 111 h	2026/10/7 9:00			
	－ 110 h	2026/10/7 10:00			
	－ 109 h	2026/10/7 11:00			
	－ 108 h	2026/10/7 12:00			
	－ 107 h	2026/10/7 13:00			
	－ 106 h	2026/10/7 14:00			
	－ 105 h	2026/10/7 15:00			
	－ 104 h	2026/10/7 16:00			
	－ 103 h	2026/10/7 17:00			
	－ 102 h	2026/10/7 18:00			
	－ 101 h	2026/10/7 19:00			
	－ 100 h	2026/10/7 20:00			
	－ 99 h	2026/10/7 21:00	「広域避難の検討開始」の要否(庁内会議①)		
	－ 98 h	2026/10/7 22:00	情報共有		
	－ 97 h	2026/10/7 23:00			

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/12 0:00

ケース1(発災0時)					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
広域避難の検討開始前の事前協議 (4日前)	- 96 h	2026/10/8 0:00		災害救助法のおそれ段階における適用【1】	
	- 95 h	2026/10/8 1:00			
	- 94 h	2026/10/8 2:00			
	- 93 h	2026/10/8 3:00			
	- 92 h	2026/10/8 4:00			
	- 91 h	2026/10/8 5:00			
	- 90 h	2026/10/8 6:00			
	- 89 h	2026/10/8 7:00			
	- 88 h	2026/10/8 8:00			
	- 87 h	2026/10/8 9:00			
	- 86 h	2026/10/8 10:00			
	- 85 h	2026/10/8 11:00			
	- 84 h	2026/10/8 12:00		協力事業者への協力要請【2】※情報共有を受けて実施	
	- 83 h	2026/10/8 13:00			
	- 82 h	2026/10/8 14:00			
	- 81 h	2026/10/8 15:00	「広域避難の検討開始」の発信の判断 (庁内会議②)		
	- 80 h	2026/10/8 16:00	情報共有		
	- 79 h	2026/10/8 17:00		○基本パターンを当てはめると、共同検討開始の発表が23時となるため、前倒しで発表すると想定 ※広域避難自治体については、夜は21時までが発表に適する時間帯と仮定	
	- 78 h	2026/10/8 18:00	「広域避難の検討開始」の発信の判断 (区長説明)		
	- 77 h	2026/10/8 19:00	情報共有		
	- 76 h	2026/10/8 20:00			
	- 75 h	2026/10/8 21:00	「広域避難の検討開始」の発信【4】	施設管理者への協力要請【3】	
	- 74 h	2026/10/8 22:00		「広域避難の検討開始」の発信【5】	
	- 73 h	2026/10/8 23:00			

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/12 0:00

ケース1(発災0時)					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
広域避難の検討開始	- 72 h	2026/10/9 0:00			
	- 71 h	2026/10/9 1:00			
	- 70 h	2026/10/9 2:00			
	- 69 h	2026/10/9 3:00			
	- 68 h	2026/10/9 4:00			
	- 67 h	2026/10/9 5:00			
	- 66 h	2026/10/9 6:00	「自主的な避難を促す情報」の発信の判断(庁内会議)		
	- 65 h	2026/10/9 7:00	情報共有		
	- 64 h	2026/10/9 8:00			
	- 63 h	2026/10/9 9:00	「自主的な避難を促す情報」の発信の判断(区長説明)	輸送力増強要請【7】	計画運休実施予告【6】
	- 62 h	2026/10/9 10:00	情報共有		計画運休実施予告【6】
	- 61 h	2026/10/9 11:00			計画運休実施予告【6】
	- 60 h	2026/10/9 12:00	「自主的な避難を促す情報」の発信【8】		計画運休実施予告【6】
	- 59 h	2026/10/9 13:00		「自主的な避難を促す情報」の発信【9】	計画運休実施予告【6】
	- 58 h	2026/10/9 14:00	○計画運休実施の可能性公表(計画運休実施予告)は、 計画運休開始の前々日の朝から夕方に関表される想定(夕方のニュースで報道される想定)		計画運休実施予告【6】
	- 57 h	2026/10/9 15:00			計画運休実施予告【6】
	- 56 h	2026/10/9 16:00			
	- 55 h	2026/10/9 17:00			
	- 54 h	2026/10/9 18:00			
	- 53 h	2026/10/9 19:00			
	- 52 h	2026/10/9 20:00			
	- 51 h	2026/10/9 21:00			
	- 50 h	2026/10/9 22:00			
	- 49 h	2026/10/9 23:00			

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/12 0:00

ケース1(発災0時)					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
「自主的な避難を促す情報」の発信	- 48 h	2026/10/10 0:00			
	- 47 h	2026/10/10 1:00			
	- 46 h	2026/10/10 2:00			
	- 45 h	2026/10/10 3:00			
	- 44 h	2026/10/10 4:00			
	- 43 h	2026/10/10 5:00			
	- 42 h	2026/10/10 6:00	「広域避難を促す情報」の発信の判断(庁内会議)	○計画運休実施の確定公表は、計画運休開始の前日の朝から昼に公表される想定(お昼のニュースで報道される想定)	
	- 41 h	2026/10/10 7:00	情報共有		
	- 40 h	2026/10/10 8:00			
	- 39 h	2026/10/10 9:00	「広域避難を促す情報」の発信の判断(区長説明)		避難誘導要請・出勤抑止給要請・休校要請【11】
	- 38 h	2026/10/10 10:00	情報共有		計画運休実施の確定【10】
	- 37 h	2026/10/10 11:00			計画運休実施の確定【10】
	- 36 h	2026/10/10 12:00	広域避難先施設の受入れ準備完了【12】 開設状況の公表【13】 「広域避難を促す情報」の発信【14】	広域避難先施設の受入れ準備完了【12】 開設状況の公表【13】	計画運休実施の確定【10】
	- 35 h	2026/10/10 13:00		「広域避難を促す情報」の発信【15】	
	- 34 h	2026/10/10 14:00			
	- 33 h	2026/10/10 15:00			
	- 32 h	2026/10/10 16:00			
	- 31 h	2026/10/10 17:00			
	- 30 h	2026/10/10 18:00			
	- 29 h	2026/10/10 19:00			
	- 28 h	2026/10/10 20:00			
	- 27 h	2026/10/10 21:00			
	- 26 h	2026/10/10 22:00			
	- 25 h	2026/10/10 23:00			

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/12 0:00

ケース1(発災0時)					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
「広域避難を促す情報」の発信	- 24 h	2026/10/11 0:00	○-9hの車両退避完了まで15時間かかる想定で-24hに計画運休開始と想定 ○実際には、終電で運行が終了となり、翌日始発から計画運休開始となる可能性がある		計画運休開始【16】
	- 23 h	2026/10/11 1:00			車両退避/乗務員避難
	- 22 h	2026/10/11 2:00			車両退避/乗務員避難
	- 21 h	2026/10/11 3:00			車両退避/乗務員避難
	- 20 h	2026/10/11 4:00			車両退避/乗務員避難
	- 19 h	2026/10/11 5:00			車両退避/乗務員避難
	- 18 h	2026/10/11 6:00			車両退避/乗務員避難
	- 17 h	2026/10/11 7:00			車両退避/乗務員避難
	- 16 h	2026/10/11 8:00			車両退避/乗務員避難
	- 15 h	2026/10/11 9:00	「垂直避難を促す情報」の発信の判断(庁内会議)		車両退避/乗務員避難
	- 14 h	2026/10/11 10:00	情報共有		車両退避/乗務員避難
	- 13 h	2026/10/11 11:00			車両退避/乗務員避難
	- 12 h	2026/10/11 12:00	「垂直避難を促す情報」の発信の判断(区長説明)		車両退避/乗務員避難
	- 11 h	2026/10/11 13:00	情報共有		車両退避/乗務員避難
	- 10 h	2026/10/11 14:00			車両退避/乗務員避難
「垂直避難を促す情報」の発信	- 9 h	2026/10/11 15:00	「垂直避難を促す情報」の発信【18】		風速20m/s以上 車両退避完了【17】
	- 8 h	2026/10/11 16:00		「垂直避難を促す情報」の発信【19】	
	- 7 h	2026/10/11 17:00			
	- 6 h	2026/10/11 18:00			
	- 5 h	2026/10/11 19:00			
	- 4 h	2026/10/11 20:00			
	- 3 h	2026/10/11 21:00			
	- 2 h	2026/10/11 22:00			
	- 1 h	2026/10/11 23:00			
発災	- 0 h	2026/10/12 0:00	緊急安全確保の発令【20】 高潮による氾濫発生【22】	「緊急安全確保」の発表【21】	

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
 想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/12 6:00

ケース2(発災6時)					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
	- 130 h	2026/10/6 20:00			
	- 129 h	2026/10/6 21:00			
	- 128 h	2026/10/6 22:00			
	- 127 h	2026/10/6 23:00			
	- 126 h	2026/10/7 0:00			
	- 125 h	2026/10/7 1:00			
	- 124 h	2026/10/7 2:00			
	- 123 h	2026/10/7 3:00			
	- 122 h	2026/10/7 4:00			
	- 121 h	2026/10/7 5:00			
広域避難の検討開始前の事前協議(5日前)	- 120 h	2026/10/7 6:00	区長から広域避難の検討の下命		
	- 119 h	2026/10/7 7:00			
	- 118 h	2026/10/7 8:00			
	- 117 h	2026/10/7 9:00			
	- 116 h	2026/10/7 10:00			
	- 115 h	2026/10/7 11:00			
	- 114 h	2026/10/7 12:00			
	- 113 h	2026/10/7 13:00			
	- 112 h	2026/10/7 14:00			
	- 111 h	2026/10/7 15:00			
	- 110 h	2026/10/7 16:00			
	- 109 h	2026/10/7 17:00			
	- 108 h	2026/10/7 18:00			
	- 107 h	2026/10/7 19:00			
	- 106 h	2026/10/7 20:00			
	- 105 h	2026/10/7 21:00			
	- 104 h	2026/10/7 22:00			
	- 103 h	2026/10/7 23:00			
	- 102 h	2026/10/8 0:00			
	- 101 h	2026/10/8 1:00			
	- 100 h	2026/10/8 2:00			
	- 99 h	2026/10/8 3:00	「広域避難の検討開始」の要否(庁内会議①)		
	- 98 h	2026/10/8 4:00	情報共有		
	- 97 h	2026/10/8 5:00			

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/12 6:00

ケース2(発災6時)					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
広域避難の検討開始前の事前協議(4日前)	- 96 h	2026/10/8 6:00		災害救助法のおそれ段階における適用【1】	
	- 95 h	2026/10/8 7:00			
	- 94 h	2026/10/8 8:00			
	- 93 h	2026/10/8 9:00			
	- 92 h	2026/10/8 10:00			
	- 91 h	2026/10/8 11:00			
	- 90 h	2026/10/8 12:00			
	- 89 h	2026/10/8 13:00			
	- 88 h	2026/10/8 14:00			
	- 87 h	2026/10/8 15:00			
	- 86 h	2026/10/8 16:00			
	- 85 h	2026/10/8 17:00			
	- 84 h	2026/10/8 18:00		協力事業者への協力要請【2】※情報共有を受けて実施	
	- 83 h	2026/10/8 19:00			
	- 82 h	2026/10/8 20:00			
	- 81 h	2026/10/8 21:00			
	- 80 h	2026/10/8 22:00			
	- 79 h	2026/10/8 23:00			
	- 78 h	2026/10/9 0:00	「広域避難の検討開始」の発信の判断(庁内会議②)		
	- 77 h	2026/10/9 1:00	情報共有		
	- 76 h	2026/10/9 2:00			
	- 75 h	2026/10/9 3:00	「広域避難の検討開始」の発信の判断(区長説明)		
	- 74 h	2026/10/9 4:00	情報共有		
	- 73 h	2026/10/9 5:00			

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/12 6:00

ケース2(発災6時)					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
広域避難の検討開始	- 72 h	2026/10/9 6:00	「広域避難の検討開始」の発信【4】	施設管理者への協力要請【3】	
	- 71 h	2026/10/9 7:00		「広域避難の検討開始」の発信【5】	
	- 70 h	2026/10/9 8:00			
	- 69 h	2026/10/9 9:00			
	- 68 h	2026/10/9 10:00			
	- 67 h	2026/10/9 11:00			
	- 66 h	2026/10/9 12:00	「自主的な避難を促す情報」の発信の判断(庁内会議)	輸送力増強要請【7】	計画運休実施予告【6】
	- 65 h	2026/10/9 13:00	情報共有	○計画運休実施の可能性公表(計画運休実施予告)は、計画運休開始の前々日の昼から夕方に公表される想定(夕方のニュースで報道される想定)	計画運休実施予告【6】
	- 64 h	2026/10/9 14:00			計画運休実施予告【6】
	- 63 h	2026/10/9 15:00	「自主的な避難を促す情報」の発信の判断(区長説明)		計画運休実施予告【6】
	- 62 h	2026/10/9 16:00	情報共有		計画運休実施予告【6】
	- 61 h	2026/10/9 17:00			
	- 60 h	2026/10/9 18:00	「自主的な避難を促す情報」の発信【8】		
	- 59 h	2026/10/9 19:00		「自主的な避難を促す情報」の発信【9】	
	- 58 h	2026/10/9 20:00			
	- 57 h	2026/10/9 21:00			
	- 56 h	2026/10/9 22:00			
	- 55 h	2026/10/9 23:00			
	- 54 h	2026/10/10 0:00			
	- 53 h	2026/10/10 1:00			
	- 52 h	2026/10/10 2:00			
	- 51 h	2026/10/10 3:00			
	- 50 h	2026/10/10 4:00			
	- 49 h	2026/10/10 5:00			

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/12 6:00

ケース2(発災6時)					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
「自主的な避難を促す情報」の発信	- 48 h	2026/10/10 6:00			
	- 47 h	2026/10/10 7:00	「広域避難を促す情報」の発信の判断(庁内会議)		
	- 46 h	2026/10/10 8:00	情報共有		
	- 45 h	2026/10/10 9:00		避難誘導要請・出勤抑止絵要請・休校要請【11】	計画運休実施の確定【10】
	- 44 h	2026/10/10 10:00	「広域避難を促す情報」の発信の判断(区長説明)		計画運休実施の確定【10】
	- 43 h	2026/10/10 11:00	情報共有		計画運休実施の確定【10】
	- 42 h	2026/10/10 12:00			計画運休実施の確定【10】
	- 41 h	2026/10/10 13:00	広域避難先施設の受入れ準備完了【12】 開設状況の公表【13】 「広域避難を促す情報」の発信【14】		 ○計画運休実施の確定公表は、計画運休開始の前日の朝から昼に公表される想定(お昼のニュースで報道される想定)
	- 40 h	2026/10/10 14:00		広域避難先施設の受入れ準備完了【12】 開設状況の公表【13】	
	- 39 h	2026/10/10 15:00		「広域避難を促す情報」の発信【15】	
	- 38 h	2026/10/10 16:00			
	- 37 h	2026/10/10 17:00			
	- 36 h	2026/10/10 18:00			
	- 35 h	2026/10/10 19:00			
	- 34 h	2026/10/10 20:00			
	- 33 h	2026/10/10 21:00			
	- 32 h	2026/10/10 22:00			
	- 31 h	2026/10/10 23:00			
	- 30 h	2026/10/11 0:00			鉄道は、0時から5時の間は運行しないものと想定 →広域避難を促す情報を5時間前倒し
	- 29 h	2026/10/11 1:00			
	- 28 h	2026/10/11 2:00			
	- 27 h	2026/10/11 3:00			
	- 26 h	2026/10/11 4:00			
	- 25 h	2026/10/11 5:00			

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/12 6:00

ケース2(発災6時)					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
「広域避難を促す情報」の発信	- 24 h	2026/10/11 6:00	○-9hの車両退避完了まで15時間かかる想定で-24hに計画運休開始と想定 ○実際には、始発から計画運休開始となる可能性がある		計画運休開始【16】
	- 23 h	2026/10/11 7:00			車両退避/乗務員避難
	- 22 h	2026/10/11 8:00			車両退避/乗務員避難
	- 21 h	2026/10/11 9:00			車両退避/乗務員避難
	- 20 h	2026/10/11 10:00			車両退避/乗務員避難
	- 19 h	2026/10/11 11:00			車両退避/乗務員避難
	- 18 h	2026/10/11 12:00			車両退避/乗務員避難
	- 17 h	2026/10/11 13:00			車両退避/乗務員避難
	- 16 h	2026/10/11 14:00			車両退避/乗務員避難
	- 15 h	2026/10/11 15:00	「垂直避難を促す情報」の発信の判断(庁内会議)		車両退避/乗務員避難
	- 14 h	2026/10/11 16:00	情報共有		車両退避/乗務員避難
	- 13 h	2026/10/11 17:00			車両退避/乗務員避難
	- 12 h	2026/10/11 18:00	「垂直避難を促す情報」の発信の判断(区長説明)		車両退避/乗務員避難
	- 11 h	2026/10/11 19:00	情報共有		車両退避/乗務員避難
	- 10 h	2026/10/11 20:00			車両退避/乗務員避難
「垂直避難を促す情報」の発信	- 9 h	2026/10/11 21:00	「垂直避難を促す情報」の発信【18】		風速20m/s以上 車両退避完了【17】
	- 8 h	2026/10/11 22:00		「垂直避難を促す情報」の発信【19】	
	- 7 h	2026/10/11 23:00			
	- 6 h	2026/10/12 0:00			
	- 5 h	2026/10/12 1:00			
	- 4 h	2026/10/12 2:00			
	- 3 h	2026/10/12 3:00			
	- 2 h	2026/10/12 4:00			
	- 1 h	2026/10/12 5:00			
発災	- 0 h	2026/10/12 6:00	緊急安全確保の発令【20】 高潮による氾濫発生【22】	「緊急安全確保」の発表【21】	

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
 想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/12 12:00

ケース3(発災12時)					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
	- 130 h	2026/10/7 2:00			
	- 129 h	2026/10/7 3:00			
	- 128 h	2026/10/7 4:00			
	- 127 h	2026/10/7 5:00			
	- 126 h	2026/10/7 6:00			
	- 125 h	2026/10/7 7:00			
	- 124 h	2026/10/7 8:00			
	- 123 h	2026/10/7 9:00			
	- 122 h	2026/10/7 10:00			
	- 121 h	2026/10/7 11:00			
広域避難の検討開始前の事前協議(5日前)	- 120 h	2026/10/7 12:00	区長から広域避難の検討の下命		
	- 119 h	2026/10/7 13:00			
	- 118 h	2026/10/7 14:00			
	- 117 h	2026/10/7 15:00			
	- 116 h	2026/10/7 16:00			
	- 115 h	2026/10/7 17:00			
	- 114 h	2026/10/7 18:00			
	- 113 h	2026/10/7 19:00			
	- 112 h	2026/10/7 20:00			
	- 111 h	2026/10/7 21:00			
	- 110 h	2026/10/7 22:00			
	- 109 h	2026/10/7 23:00			
	- 108 h	2026/10/8 0:00			
	- 107 h	2026/10/8 1:00			
	- 106 h	2026/10/8 2:00			
	- 105 h	2026/10/8 3:00			
	- 104 h	2026/10/8 4:00			
	- 103 h	2026/10/8 5:00			
	- 102 h	2026/10/8 6:00			
	- 101 h	2026/10/8 7:00			
	- 100 h	2026/10/8 8:00			
	- 99 h	2026/10/8 9:00	「広域避難の検討開始」の要否(庁内会議①)		
	- 98 h	2026/10/8 10:00	情報共有		
	- 97 h	2026/10/8 11:00			

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/12 12:00

ケース3(発災12時)					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
広域避難の検討開始前の事前協議 (4日前)	－ 96 h	2026/10/8 12:00		災害救助法のおそれ段階における適用【1】	
	－ 95 h	2026/10/8 13:00			
	－ 94 h	2026/10/8 14:00			
	－ 93 h	2026/10/8 15:00			
	－ 92 h	2026/10/8 16:00			
	－ 91 h	2026/10/8 17:00			
	－ 90 h	2026/10/8 18:00			
	－ 89 h	2026/10/8 19:00			
	－ 88 h	2026/10/8 20:00			
	－ 87 h	2026/10/8 21:00			
	－ 86 h	2026/10/8 22:00			
	－ 85 h	2026/10/8 23:00			
	－ 84 h	2026/10/9 0:00		協力事業者への協力要請【2】※情報共有を受けて実施	
	－ 83 h	2026/10/9 1:00			
	－ 82 h	2026/10/9 2:00			
	－ 81 h	2026/10/9 3:00			
	－ 80 h	2026/10/9 4:00			
	－ 79 h	2026/10/9 5:00			
	－ 78 h	2026/10/9 6:00	「広域避難の検討開始」の発信の判断 (庁内会議②)		
	－ 77 h	2026/10/9 7:00	情報共有		
	－ 76 h	2026/10/9 8:00			
	－ 75 h	2026/10/9 9:00	「広域避難の検討開始」の発信の判断 (区長説明)		
	－ 74 h	2026/10/9 10:00	情報共有		
	－ 73 h	2026/10/9 11:00			

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/12 12:00

ケース3(発災12時)					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
広域避難の検討開始	- 72 h	2026/10/9 12:00	「広域避難の検討開始」の発信【4】	施設管理者への協力要請【3】	
	- 71 h	2026/10/9 13:00		「広域避難の検討開始」の発信【5】	
	- 70 h	2026/10/9 14:00		輸送力増強要請【7】	計画運休実施予告【6】
	- 69 h	2026/10/9 15:00	「自主的な避難を促す情報」の発信の判断(庁内会議)		計画運休実施予告【6】
	- 68 h	2026/10/9 16:00	情報共有	○基本パターンを当てはめると、自主的な広域避難情報の発表が深夜0時となるため、前倒しで発表すると想定 ※広域避難自治体については、夜は21時以降が発表に適する時間帯と仮定	計画運休実施予告【6】
	- 67 h	2026/10/9 17:00			計画運休実施予告【6】
	- 66 h	2026/10/9 18:00	「自主的な避難を促す情報」の発信の判断(区長説明)		
	- 65 h	2026/10/9 19:00	情報共有		
	- 64 h	2026/10/9 20:00			
	- 63 h	2026/10/9 21:00	「自主的な避難を促す情報」の発信【8】		
	- 62 h	2026/10/9 22:00		「自主的な避難を促す情報」の発信【9】	
	- 61 h	2026/10/9 23:00		○計画運休実施の可能性公表(計画運休実施予告)は、計画運休開始の前々日の昼から夕方に公表される想定(夕方のニュースで報道される想定)	
	- 60 h	2026/10/10 0:00			
	- 59 h	2026/10/10 1:00			
	- 58 h	2026/10/10 2:00			
	- 57 h	2026/10/10 3:00			
	- 56 h	2026/10/10 4:00			
	- 55 h	2026/10/10 5:00			
	- 54 h	2026/10/10 6:00		○計画運休実施の確定公表は、計画運休開始の前日の朝から昼に公表される想定(お昼のニュースで報道される想定)	
	- 53 h	2026/10/10 7:00			
	- 52 h	2026/10/10 8:00			
	- 51 h	2026/10/10 9:00		避難誘導要請・出勤抑止絵要請・休校要請【11】	計画運休実施の確定【10】
	- 50 h	2026/10/10 10:00			計画運休実施の確定【10】
	- 49 h	2026/10/10 11:00			計画運休実施の確定【10】

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/12 12:00

ケース3(発災12時)					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
「自主的な避難を促す情報」の発信	- 48 h	2026/10/10 12:00			計画運休実施の確定【10】
	- 47 h	2026/10/10 13:00	「広域避難を促す情報」の発信の判断 (庁内会議)		○基本パターンを当てはめると、自主的広域避難指示の発表が深夜0時となるため、前倒しで発表すると想定 ※広域避難自治体については、夜は21時以降が発表に適する時間帯と仮定
	- 46 h	2026/10/10 14:00	情報共有		
	- 45 h	2026/10/10 15:00			
	- 44 h	2026/10/10 16:00	「広域避難を促す情報」の発信の判断 (区長説明)		
	- 43 h	2026/10/10 17:00	情報共有		
	- 42 h	2026/10/10 18:00			
	- 41 h	2026/10/10 19:00	広域避難先施設の受入れ準備完了【12】 開設状況の公表【13】 「広域避難を促す情報」の発信【14】	広域避難先施設の受入れ準備完了【12】 開設状況の公表【13】	
	- 40 h	2026/10/10 20:00		「広域避難を促す情報」の発信【15】	
	- 39 h	2026/10/10 21:00			
	- 38 h	2026/10/10 22:00			
	- 37 h	2026/10/10 23:00			
	- 36 h	2026/10/11 0:00			鉄道は、0時から5時の間は運行しないものと想定 →広域避難を促す情報を5時間前倒し
	- 35 h	2026/10/11 1:00			
	- 34 h	2026/10/11 2:00			
	- 33 h	2026/10/11 3:00			
	- 32 h	2026/10/11 4:00			
	- 31 h	2026/10/11 5:00			
	- 30 h	2026/10/11 6:00			
	- 29 h	2026/10/11 7:00			
	- 28 h	2026/10/11 8:00			
	- 27 h	2026/10/11 9:00			
	- 26 h	2026/10/11 10:00			
	- 25 h	2026/10/11 11:00			

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/12 12:00

ケース3(発災12時)					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
「広域避難を促す情報」の発信	- 24 h	2026/10/11 12:00	○-9hの車両退避完了まで15時間かかる想定で-24hに計画運休開始と想定 ○実際には、終電で運行が終了となり、翌日始発から計画運休開始となる可能性がある		計画運休開始【16】
	- 23 h	2026/10/11 13:00			車両退避/乗務員避難
	- 22 h	2026/10/11 14:00			車両退避/乗務員避難
	- 21 h	2026/10/11 15:00			車両退避/乗務員避難
	- 20 h	2026/10/11 16:00			車両退避/乗務員避難
	- 19 h	2026/10/11 17:00			車両退避/乗務員避難
	- 18 h	2026/10/11 18:00			車両退避/乗務員避難
	- 17 h	2026/10/11 19:00			車両退避/乗務員避難
	- 16 h	2026/10/11 20:00			車両退避/乗務員避難
	- 15 h	2026/10/11 21:00	「垂直避難を促す情報」の発信の判断(庁内会議)		車両退避/乗務員避難
	- 14 h	2026/10/11 22:00	情報共有		車両退避/乗務員避難
	- 13 h	2026/10/11 23:00			車両退避/乗務員避難
	- 12 h	2026/10/12 0:00	「垂直避難を促す情報」の発信の判断(区長説明)		車両退避/乗務員避難
	- 11 h	2026/10/12 1:00	情報共有		車両退避/乗務員避難
	- 10 h	2026/10/12 2:00			車両退避/乗務員避難
「垂直避難を促す情報」の発信	- 9 h	2026/10/12 3:00	「垂直避難を促す情報」の発信【18】		風速20m/s以上 車両退避完了
	- 8 h	2026/10/12 4:00		「垂直避難を促す情報」の発信【19】	
	- 7 h	2026/10/12 5:00	○域内垂直避難の発表は、時間帯に関わらず、トリガー条件に合致して段階で発表すると想定		
	- 6 h	2026/10/12 6:00			
	- 5 h	2026/10/12 7:00			
	- 4 h	2026/10/12 8:00			
	- 3 h	2026/10/12 9:00			
	- 2 h	2026/10/12 10:00			
	- 1 h	2026/10/12 11:00			
発災	- 0 h	2026/10/12 12:00	緊急安全確保の発令【20】 高潮による氾濫発生【22】	「緊急安全確保」の発表【21】	

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
 想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/12 18:00

ケース4(発災18時)					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
	- 130 h	2026/10/7 8:00			
	- 129 h	2026/10/7 9:00			
	- 128 h	2026/10/7 10:00			
	- 127 h	2026/10/7 11:00			
	- 126 h	2026/10/7 12:00			
	- 125 h	2026/10/7 13:00			
	- 124 h	2026/10/7 14:00			
	- 123 h	2026/10/7 15:00			
	- 122 h	2026/10/7 16:00			
	- 121 h	2026/10/7 17:00			
広域避難の検討開始前の事前協議 (5日前)	- 120 h	2026/10/7 18:00	区長から広域避難の検討の下命		
	- 119 h	2026/10/7 19:00			
	- 118 h	2026/10/7 20:00			
	- 117 h	2026/10/7 21:00			
	- 116 h	2026/10/7 22:00			
	- 115 h	2026/10/7 23:00			
	- 114 h	2026/10/8 0:00			
	- 113 h	2026/10/8 1:00			
	- 112 h	2026/10/8 2:00			
	- 111 h	2026/10/8 3:00			
	- 110 h	2026/10/8 4:00			
	- 109 h	2026/10/8 5:00			
	- 108 h	2026/10/8 6:00			
	- 107 h	2026/10/8 7:00			
	- 106 h	2026/10/8 8:00			
	- 105 h	2026/10/8 9:00			
	- 104 h	2026/10/8 10:00			
	- 103 h	2026/10/8 11:00			
	- 102 h	2026/10/8 12:00			
	- 101 h	2026/10/8 13:00			
	- 100 h	2026/10/8 14:00			
	- 99 h	2026/10/8 15:00	「広域避難の検討開始」の要否(庁内会議①)		
	- 98 h	2026/10/8 16:00	情報共有		
	- 97 h	2026/10/8 17:00			

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
 想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/12 18:00

ケース4(発災18時)					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
広域避難の検討開始前の事前協議(4日前)	－ 96 h	2026/10/8 18:00		災害救助法のおそれ段階における適用【1】	
	－ 95 h	2026/10/8 19:00			
	－ 94 h	2026/10/8 20:00			
	－ 93 h	2026/10/8 21:00			
	－ 92 h	2026/10/8 22:00			
	－ 91 h	2026/10/8 23:00			
	－ 90 h	2026/10/9 0:00			
	－ 89 h	2026/10/9 1:00			
	－ 88 h	2026/10/9 2:00			
	－ 87 h	2026/10/9 3:00			
	－ 86 h	2026/10/9 4:00			
	－ 85 h	2026/10/9 5:00			
	－ 84 h	2026/10/9 6:00		協力事業者への協力要請【2】※情報共有を受けて実施	
	－ 83 h	2026/10/9 7:00			
	－ 82 h	2026/10/9 8:00			
	－ 81 h	2026/10/9 9:00			
	－ 80 h	2026/10/9 10:00			
	－ 79 h	2026/10/9 11:00			
	－ 78 h	2026/10/9 12:00	「広域避難の検討開始」の発信の判断(庁内会議②)		
	－ 77 h	2026/10/9 13:00	情報共有		
	－ 76 h	2026/10/9 14:00			
	－ 75 h	2026/10/9 15:00	「広域避難の検討開始」の発信の判断(区長説明)		
	－ 74 h	2026/10/9 16:00	情報共有		
	－ 73 h	2026/10/9 17:00			

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/12 18:00

ケース4(発災18時)					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
広域避難の検討開始	- 72 h	2026/10/9 18:00	「広域避難の検討開始」の発信【4】	施設管理者への協力要請【3】	
	- 71 h	2026/10/9 19:00		「広域避難の検討開始」の発信【5】 輸送力増強要請【7】	計画運休実施予告【6】
	- 70 h	2026/10/9 20:00			計画運休実施予告【6】
	- 69 h	2026/10/9 21:00			計画運休実施予告【6】
	- 68 h	2026/10/9 22:00			
	- 67 h	2026/10/9 23:00			
	- 66 h	2026/10/10 0:00	「自主的な避難を促す情報」の発信の判断(庁内会議)		
	- 65 h	2026/10/10 1:00	情報共有		
	- 64 h	2026/10/10 2:00			
	- 63 h	2026/10/10 3:00	「自主的な避難を促す情報」の発信の判断(区長説明)		
	- 62 h	2026/10/10 4:00	情報共有		
	- 61 h	2026/10/10 5:00			
	- 60 h	2026/10/10 6:00	「自主的な避難を促す情報」の発信【8】		
	- 59 h	2026/10/10 7:00		「自主的な避難を促す情報」の発信【9】	
	- 58 h	2026/10/10 8:00			
	- 57 h	2026/10/10 9:00			
	- 56 h	2026/10/10 10:00			
	- 55 h	2026/10/10 11:00			
	- 54 h	2026/10/10 12:00		避難誘導要請・出勤抑止絵要請・休校要請【11】	計画運休実施の確定【10】
	- 53 h	2026/10/10 13:00			計画運休実施の確定【10】
	- 52 h	2026/10/10 14:00			計画運休実施の確定【10】
	- 51 h	2026/10/10 15:00			計画運休実施の確定【10】
	- 50 h	2026/10/10 16:00			
	- 49 h	2026/10/10 17:00			

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/12 18:00

ケース4(発災18時)					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
「自主的な避難を促す情報」の発信	－ 48 h	2026/10/10 18:00			
	－ 47 h	2026/10/10 19:00			
	－ 46 h	2026/10/10 20:00			
	－ 45 h	2026/10/10 21:00			
	－ 44 h	2026/10/10 22:00			
	－ 43 h	2026/10/10 23:00			
	－ 42 h	2026/10/11 0:00	「広域避難を促す情報」の発信の判断 (庁内会議)		
	－ 41 h	2026/10/11 1:00	情報共有		
	－ 40 h	2026/10/11 2:00			
	－ 39 h	2026/10/11 3:00	「広域避難を促す情報」の発信の判断 (区長説明)		
	－ 38 h	2026/10/11 4:00	情報共有		
	－ 37 h	2026/10/11 5:00			
	－ 36 h	2026/10/11 6:00	広域避難先施設の受入れ準備完了 【12】 開設状況の公表【13】 「広域避難を促す情報」の発信【14】	広域避難先施設の受入れ準備完了 【12】 開設状況の公表【13】	
	－ 35 h	2026/10/11 7:00		「広域避難を促す情報」の発信【15】	
	－ 34 h	2026/10/11 8:00			
	－ 33 h	2026/10/11 9:00			
	－ 32 h	2026/10/11 10:00			
	－ 31 h	2026/10/11 11:00			
	－ 30 h	2026/10/11 12:00			
	－ 29 h	2026/10/11 13:00			
	－ 28 h	2026/10/11 14:00			
	－ 27 h	2026/10/11 15:00			
	－ 26 h	2026/10/11 16:00			
	－ 25 h	2026/10/11 17:00			

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄
2026/10/12 18:00

ケース4(発災18時)					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
「広域避難を促す情報」の発信	- 24 h	2026/10/11 18:00	○-9hの車両退避完了まで15時間かかる想定で-24hに計画運休開始と想定 ○実際には、終電で運行が終了となり、翌日始発から計画運休開始となる可能性がある		計画運休開始【16】
	- 23 h	2026/10/11 19:00			車両退避/乗務員避難
	- 22 h	2026/10/11 20:00			車両退避/乗務員避難
	- 21 h	2026/10/11 21:00			車両退避/乗務員避難
	- 20 h	2026/10/11 22:00			車両退避/乗務員避難
	- 19 h	2026/10/11 23:00			車両退避/乗務員避難
	- 18 h	2026/10/12 0:00			車両退避/乗務員避難
	- 17 h	2026/10/12 1:00			車両退避/乗務員避難
	- 16 h	2026/10/12 2:00			車両退避/乗務員避難
	- 15 h	2026/10/12 3:00	「垂直避難を促す情報」の発信の判断(庁内会議)		車両退避/乗務員避難
	- 14 h	2026/10/12 4:00	情報共有		車両退避/乗務員避難
	- 13 h	2026/10/12 5:00			車両退避/乗務員避難
	- 12 h	2026/10/12 6:00	「垂直避難を促す情報」の発信の判断(区長説明)		車両退避/乗務員避難
	- 11 h	2026/10/12 7:00	情報共有		車両退避/乗務員避難
	- 10 h	2026/10/12 8:00			車両退避/乗務員避難
「垂直避難を促す情報」の発信	- 9 h	2026/10/12 9:00	「垂直避難を促す情報」の発信【18】		風速20m/s以上 車両退避完了【17】
	- 8 h	2026/10/12 10:00		「垂直避難を促す情報」の発信【19】	
	- 7 h	2026/10/12 11:00			
	- 6 h	2026/10/12 12:00			
	- 5 h	2026/10/12 13:00			
	- 4 h	2026/10/12 14:00			
	- 3 h	2026/10/12 15:00			
	- 2 h	2026/10/12 16:00			
	- 1 h	2026/10/12 17:00			
発災	- 0 h	2026/10/12 18:00	緊急安全確保の発令【20】 高潮による氾濫発生【22】	「緊急安全確保」の発表【21】	